

令和4年第1回大多喜町議会定例会

6月会議会議録

令和4年 6月5日 開会

令和4年 6月7日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和四年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和四年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和四年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和四年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和4年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録目次

第 1 号 （6月5日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	7
報告第4号の上程、説明	7
報告第5号の上程、説明	8
報告第6号の上程、説明	10
報告第7号の上程、説明	11
一般質問	12
森 久 君	13
山 田 久 子 君	19
渡 辺 善 男 君	26
吉 野 一 男 君	35
根 本 年 生 君	46
渡 辺 八寿雄 君	54
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
日程の追加	65
発議第4号及び発議第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	66
散会の宣告	69

第 2 号 （6月7日）

出席議員	71
欠席議員	71
地方自治法第121条の規定による出席説明者	71
本会議に職務のため出席した者の職氏名	71
議事日程	72
開議の宣告	73
議事日程の報告	73
行政報告	73
諸般の報告	74
報告第8号の上程、説明	74
一般質問	75
渡 辺 善 男 君	75
森 久 君	84
根 本 年 生 君	91
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
休会について	125
散会の宣告	125
署名議員	127

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

(第 1 号)

令和4年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

令和4年6月5日（日）

午前10時00分 開議

出席議員（12名）

1番	渡 辺 善 男 君	2番	渡 邊 泰 宣 君
3番	野 村 賢 一 君	4番	末 吉 昭 男 君
5番	根 本 年 生 君	6番	吉 野 僖 一 君
7番	山 田 久 子 君	8番	渡 辺 八寿雄 君
9番	山 口 定 夫 君	10番	森 久 君
11番	吉 野 一 男 君	12番	麻 生 勇 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	平 林 昇 君	副 町 長	西 郡 栄 一 君
教 育 長	宇 野 輝 夫 君	総 務 課 長	麻 生 克 美 君
企 画 課 長	市 原 芳 則 君	財 政 課 長	君 塚 恭 夫 君
税務住民課長	西 川 栄 一 君	健康福祉課長	長 野 国 裕 君
建 設 課 長	吉 野 正 展 君	農 林 課 長	秋 山 賢 次 君
商工観光課長	渡 邊 陽 二 君	環境水道課長	和 泉 陽 一 君
特別養護老人 ホーム所長	木 島 丈 佳 君	会 計 室 長	須 藤 明 実 君
教 育 課 長	小 高 一 哉 君	生涯学習課長	米 本 敏 克 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宮 原 幸 男	書 記	市 原 和 男
書 記	鈴 木 孝 一		

議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 報告第 4 号 継続費繰越計算書について

日程第 3 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について

日程第 4 報告第 6 号 事故繰越し繰越計算書について

日程第 5 報告第 7 号 建設改良費繰越計算書について

日程第 6 一般質問

日程第 7 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書

日程第 8 請願第 2 号 「国における 2023 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

追加日程第 1 発議第 4 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

追加日程第 2 発議第 5 号 国における令和 5 年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

◎開議の宣告

○議長（麻生 勇君） おはようございます。

本日は、令和4年第1回議会定例会6月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様にはご出席いただき、誠にご苦労さまでございます。

また、町長はじめ町執行部職員の皆様、そして議員各位のご理解、ご協力をいただきまして、本日日曜議会が開催されますことに心から感謝申し上げる次第です。

本日は、たくさんの傍聴者の方が来ていただきまして、本当にありがとうございます。よろしくをお願いします。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立いたしました。

本日6月5日は休会の日ですが、議事の都合により、令和4年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより6月会議を開きます。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（麻生 勇君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） おはようございます。

それでは、行政報告のほうをさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

令和4年第1回議会定例会6月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

本日は、令和4年第1回議会定例会6月会議を再開させていただきましたところ、議長をはじめ、議員の皆様方には大変お忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

さて、令和4年度がスタートし、2か月が経過いたしました。国の先月25日に発表がございました月例経済報告では、景気は持ち直しの動きが見られるとされております。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済、社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果も

あって、景気が持ち直していくことが期待されますが、中国における感染再拡大の影響やウクライナ情勢の長期化など懸念される中で、供給面での制約や原材料価格の上昇、また金融資本市場の変動等による下振れリスクも十分注意する必要があるとされ、また感染症による影響を注視する必要があるとされています。

本町としまして、この経済状況などの不透明感が見られる中で、国や県の政策などを十分勘案しながら、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

このような中、国から新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種の実施の指示があり、現在、実施に係る体制などの整備を進めさせていただいております。今回の対象者は、本町の60歳以上の方と、18歳から60歳未満の重症化リスクの高い基礎疾患のある方で、いずれも3回目接種後5か月を経過されている方となっております。

本件についても、町内医師会、看護師の方など、多くの皆様のご理解、ご協力をいただきながら、迅速に業務を進めてまいりたいと思っておりますので、議員各位におかれましても、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日は、この後、報告案件が4件、7日は報告案件が1件、固定資産評価審査委員会委員の人事案件と条例の一部改正が2件、地域防災計画の修正、そして町道の認定1件、また一般会計の補正予算に係る議案を提出させていただいております。

また、本日と7日の2日間にわたり、一般質問が行われるわけですが、各議案とも十分ご審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（麻生 勇君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会5月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りいたしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

このうち、5月26日に千葉県町村議会議長会の第1回定例会が開催されました。役員の互選のほか、各町村から提出された国及び県に対する要望事項を県議長会が取りまとめており、本町からは、GIGAスクール構想の実現に向けての支援についてと、2級河川夷隅川の河川整備についてを要望しておりましたが、原案のとおり採決され、国・県に要望することとなりました。

次に、監査委員から、5月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされており

ます。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

次に、地方自治法の規定に準じまして、有限会社たけゆらの里大多喜及び株式会社わくわくカンパニー大多喜の経営状況を説明する書類が町長から提出されました。議員各位にはその写しを配付しましたので、ご了承願います。

次に、5月30日に、令和4年第1回夷隅環境衛生組合議会臨時会が開催されました。この件につきまして、6番吉野僖一君から報告を願います。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ご報告いたします。

配付してある資料のとおりでございますが、その中で1点ですね、報告資料ということで、災害時におけるし尿処理に係る総合支援協定、2つ目が、夷隅環境衛生組合への加入について、3番目が夷隅環境衛生組合同規約の一部改正についてということで、実は夷隅郡市、夷隅環境衛生組合と勝浦と2つあるんですよ。

勝浦市のほうが昭和57年に稼働を開始してから40年経過したということで、施設の老朽化、施設の更新が大きな課題となっているということで、夷隅郡市の環境衛生に加入をということで、一応承認されたということでご報告いたします。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

次に、5月30日に、令和4年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会臨時会が開催されました。この件につきまして、11番吉野一男君から報告をお願いします。

11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） それでは、報告いたします。

令和4年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会臨時会が5月30日10時30分に広域事務所において招集され、麻生勇議長、野村賢一議員、私と3人で出席しましたので、ご報告させていただきます。

議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員に関わる妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置を踏まえ、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

続きまして、議案第7号 一般職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和3年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、期末手当の支給

率を改定するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第8号 財産の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。取得の目的は、大原消防署に配備の資機材搬送車は15年を経過したため、更新、整備するものであります。契約につきましては、4月27日に指名競争入札を執行し、物品購入の仮契約を締結したところであります。契約の金額は1,994万5,585円、契約の相手方は東京都北区田端六丁目1番1号、日本ドライケミカル株式会社車両営業部部長、大澤隆行であります。

それで、全議案ともに全員賛成で可決されました。

以上で、令和4年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会臨時会のご報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

次に、5月30日に、令和4年第1回国保国吉病院組合議会臨時会が開催されました。この件につきまして、5番根本年生君から報告をお願いします。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 5月30日に、第1回国保国吉病院組合議会臨時会が招集されました。場所は、いすみ医療センター会議室です。

付議事件は、国保国吉病院組合一般職の職員の給与等、これは期末手当に関する件です。この改正の議案が提出され、賛成多数で可決されたところでございます。

これで会議は終わったんですけれども、その後、国吉病院の病院長より発言があり、その件を要約して皆さんにお知らせしたいと思います。その病院長の言葉で話させていただきます。

最近の病院事業について報告させていただきます。ご存じのように、新型コロナウイルスの患者が連休明けに増えることが心配されておりましたが、今のところそのような状況もなく、千葉県全体、いすみ市も徐々に減りつつあります。

特に、今回は入院の患者さんが減っております。理由は軽症が多いこと、子供の感染が多く、お子さんだけが入院するわけはいかないので、必然的に親も入院せず自宅療養する状況が非常に増えております。

当院におきましては、満床になることは一度もありませんでした。1泊2日や2泊3日のような短期の入院が多くなっております。幸いこの地区、病院で亡くなった方はいませんでした。

このような状況になり、今後、国全体としてコロナの扱いが変わってくる可能性があると思います。ウィズコロナと言いますが、新型コロナと一緒に社会を育てていかなければなりません。病院は当然その中の一つに入ると思います。

先週、夷隅地区は県のフェーズが1段階下がり、フェーズ1になっております。当院の入院患者数も、24人の定員のところ4人になっております。それでも病床が空いている状況です。今後、爆発的な発生がない限り、次第に収束しウィズコロナに向かっていくのではないかと思います。

そのような中で、少しずつ一般病床を戻し、入院患者を増やすということが、私たちに課せられた課題だと思っております。一般病棟をコロナ用にセッティングしてあり、そこに一般患者様が入り、混合するわけにはいきませんので、最後まで4床は残しつつ、一般患者の入るスペースを多くして、できるだけ原形に近い形で戻していきたいと思っております。

最後になりますが、去年のアビガン適用外使用に関してですが、6か月以上を経過し、全患者様に電話をして状況を確認しておりますが、今のところ健康上の被害があるという報告はございません。また、定期的に追跡、状況を伺っていきたいと思っております。

という発言がありましたので、皆様にご報告させていただきます。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、6月会議につきましては、審議期間は本日と7日とします。お配りしてあります議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（麻生 勇君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、

4番 末 吉 昭 男 君

5番 根 本 年 生 君

を指名します。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（麻生 勇君） 日程第2、報告第4号 継続費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、報告第4号の説明をさせていただきます。

議案つづりの1ページをお開きください。

継続費繰越計算書について。

継続費は、毎会計年度の年割額のうち、その年度に支出を終わらなかったものは継続年度の終わりまで通次繰り越して使用ができるものとされており、繰り越した場合には5月31日までに計算書を調製し、次の議会において報告が必要なため、今議会で報告をさせていただきます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

令和3年度大多喜町一般会計予算の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

令和3年度大多喜町一般会計継続費繰越計算書。

款6商工費、項1商工費、事業名、面白峡遊歩道整備事業、この事業は、養老川面白地先の遊歩道を令和2年度から令和4年度までの3か年で整備するものでございます。継続費の総額は1億5,810万円、令和3年度の予算計上額は4,480万円、前年度からの通次繰越額1,786万円、合計6,266万円。支出済額は256万円、残額及び翌年度通次繰越額は6,010万円で、財源は繰越金でございます。

令和3年度の支出済額は、環境調査委託料でございます。

以上で報告第4号 継続費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで報告第4号 継続費繰越計算書についてを終わります。

◎報告第5号の上程、説明

○議長（麻生 勇君） 日程第3、報告第5号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第5号の説明をさせていただきます。

議案つづり 5 ページをお開きください。

繰越明許費繰越計算書について。

令和 3 年度大多喜町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

令和 3 年度大多喜町一般会計繰越明許費繰越計算書。

表内の事業名、翌年度繰越額及び特定財源について説明をさせていただきます。上から順に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策は、感染症拡大の影響を受け収入の減少した農業者への支援で、繰越額は1,396万2,000円、未収入特定財源365万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次の三育学院中等教育学校誘致事業は、三育学院中等教育の校舎建築の貸付金で、繰越額は4,500万円、既収入特定財源は基金繰入金でございます。

次の公有財産管理事業は、みやこ跡地町有地の周辺土地の購入で、繰越額は862万9,000円でございます。

次の住民基本台帳ネットワークシステム事業は、マイナンバーカード所有者の転入転出手続のワンストップ化に係る法改正のためのシステム改修で、繰越額55万円、未収入特定財源は、社会保障税番号システム整備費国庫補助金でございます。

次の子育て世帯等臨時特別支援事業は、住民税非課税世帯等への 1 世帯当たり10万円の給付に係るもので、繰越額は6,136万2,000円で、未収入特定財源は子育て世帯等臨時特別支援事務費と事業費国庫補助金でございます。

次の子育て世帯臨時特別給付金事業は、子育て世帯への給付金で、18歳以下の子供 1 人 5 万円の給付に係るもので、繰越額は2,061万6,000円、未収入特定財源は子育て世帯臨時特別給付金事務費と事業費国庫補助金でございます。

次の新型コロナウイルスワクチン追加接種体制確保事業と、その次の新型コロナウイルスワクチン追加接種対策事業は、新型コロナウイルスワクチンの 3 回目の追加接種に係るもので、繰越額はそれぞれ1,461万8,000円と585万円で、未収入特定財源は新型コロナウイルスワクチン追加接種体制確保事業費国庫補助金と、新型コロナウイルスワクチン追加接種対策費国庫負担金でございます。

次の農業委員会運営事業は、国が進める新たな経済対策の一つで、農業委員会が農地の集積・集約化の情報収集を進めるための全国的なシステム活用に必要なタブレットの購入で、

繰越額は20万円、未収入特定財源は農地集積・集約化等対策地方公共団体事業費補助金でございます。

次の基幹農道整備事業は、基幹農道平沢田代線、川畑平沢線の災害防除工事で、繰越額は4,863万4,000円、未収入特定財源の地方債は、緊急自然災害防止対策事業債でございます。

次の都市交流センター管理事業は、都市交流センター施設の外壁や屋根の改修工事で、繰越額は1,250万円でございます。

次の町道維持管理事業は、大多喜中学校入り口ののり面修繕の設計と、町道のトンネル3か所の修繕工事で、繰越額は1,611万2,000円、未収入特定財源はトンネル工事に係る道路局所管国庫補助金と、地方債は過疎対策事業債でございます。

次の橋梁長寿命化事業は、町道堀切線の堀切橋の改修工事で、繰越額は5,082万9,000円、未収入特定財源は道路局所管国庫補助金と、地方債は過疎対策事業債でございます。

次の公園整備事業は、大多喜お城の森公園の整備で、繰越額は3,300万円、既収入特定財源はふるさと基金繰入金でございます。

次の農業施設災害復旧事業は、平塚地先の農業施設の災害復旧工事で、繰越額は1,251万5,000円、既収入特定財源は農林水産施設災害復旧事業費補助金、未収入特定財源の国庫支出金は、同じく農林水産施設災害復旧事業費補助金と、地方債は農林水産施設災害復旧事業債でございます。

次の道路橋梁災害復旧事業は、町道中野大多喜線の西部田、小苗地先の2か所と、西畑地区の田代台線、笛倉中線の計4か所の災害復旧工事で、繰越額は3,413万9,000円、未収入特定財源の国庫支出金は、公共土木施設災害復旧費国庫負担金、地方債は公共土木施設災害復旧事業債でございます。

最後の河川災害復旧事業は、小土呂地先の大久保川の災害復旧工事で、繰越額は1,484万9,000円、未収入特定財源の国庫支出金は公共土木施設災害復旧費国庫負担金、地方債は公共土木施設災害復旧事業債でございます。

合計で17事業、翌年度繰越額総額3億9,336万5,000円でございます。

以上で報告第5号 繰越明許費計算書についての説明を終わらせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで報告第5号 繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

◎報告第6号の上程、説明

○議長（麻生 勇君） 日程第4、報告第6号 事故繰越し繰越計算書についてを議題としま

す。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 引き続き、報告第6号の説明をさせていただきます。

議案つづり9ページをお願いします。

事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、令和3年度大多喜町一般会計予算において、別紙のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

令和3年度大多喜町一般会計事故繰越し繰越計算書。

款7土木費、項2道路橋梁費、事業名、町道改良事業、支出負担行為額4,317万8,300円、支出済額1,205万4,000円、支出未済額3,112万4,300円、翌年度繰越額3,112万4,300円、未収入特定財源は地方債で、過疎対策事業債でございます。

この繰越しは、町道3路線の改良工事で、1つ目の路線は町道船子東前線で、工事に当たり周辺の商業施設などから施工日の変更依頼があったため、2つ目の路線は町道新坂泉水線で、舗装下の地盤が弱く、路床の改良が必要となったため、3つ目の路線は町道川畑下線で、工事の全面通行止めの時期について、地元からの実施時期の変更要請により、3路線とも年度内に完了ができなかったことによるものでございます。

次の款8消防費、項1消防費、事業名、地域防災対策事業、支出負担行為額、支出未済額、翌年度繰越額は同額で649万円、既収入特定財源は東日本大震災復興基金繰入金でございます。

この繰越しは、大多喜町地域防災計画改訂版の作成で、千葉県地域防災計画の修正版の発表が令和4年1月14日に行われたことと、防災会議委員などからの修正事項が多であったため、年度内に完了できなかったことによるものでございます。

以上で報告第6号についての説明を終わらせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで報告第6号 事故繰越し繰越計算書についてを終わります。

◎報告第7号の上程、説明

○議長（麻生 勇君） 日程第5、報告第7号 建設改良費繰越計算書についてを議題としま

す。

本件について報告願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、報告第7号の説明をさせていただきます。

13ページをお開きください。

建設改良費繰越計算書について。

令和3年度大多喜町水道事業会計予算の建設改良費は、次の別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

令和3年度大多喜町水道事業会計予算繰越計算書。

表内の事業名、翌年度繰越額及び財源内訳について説明をさせていただきます。事業名、浄水施設改良事業は、横山浄水場1号、2号ろ過機電磁弁更新工事で、600万円を翌年度に繰り越すものでございます。この繰越額に係る財源として、損益勘定留保資金600万円を予定しています。

次の配水施設整備事業は、国道297号線大多喜橋配水管布設替工事1億2,890万円、弓木加圧ポンプ更新工事100万円で、事業費合計1億2,990万円を翌年度へ繰り越すものでございます。この繰越額に係る財源として、企業債1億2,790万円、損益勘定留保資金200万円を予定しています。

以上で報告第7号 建設改良費繰越計算書について説明を終わります。

○議長（麻生 勇君） これで報告第7号 建設改良費繰越計算書についてを終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

次は10時40分から会議を再開いたします。

（午前10時31分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

◎一般質問

○議長（麻生 勇君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問は、先の議会運営委員会で決定した順番で行います。

なお、この会議での一般質問の時間は答弁を含めて30分以内です。

また、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可しましたので、ご了承願います。

◇ 森 久 君

○議長（麻生 勇君） それでは、初めに10番森久君の一般質問を行います。

10番森久君。

○10番（森 久君） 10番森でございます。

今回が3回目の一般質問であります。今回は防災を取り上げることにいたします。

これからご紹介するように、大多喜町は過去、大きな災害に見舞われてきました。それに対する対策、対応は、災害対策基本法においては、第一義的には市町村の責務と定められており、大多喜町による防災行政は町民の生命、身体、財産に直接関わっております。

そこで、今議会の一般質問におきましては防災について、本日2つ、7日も2つ、計4つの質問をしたいと思います。

本日はまず、災害の発生状況を確認した上で、災害対策基本法における市町村の責務と住民の責務をみてみることにいたします。その上で、大多喜町地域防災計画の実施に関する第1の質問、食糧などの備蓄に関する第2の質問をいたします。

なお、唐突に名前が出てきますけれども、それは議員を中心として一部の方々にお配りしているこの質問原稿の参考文献の著者たちであります。

大多喜町地域防災計画では、明治13年、1880年から令和3年2021年までの141年間で35件の災害が挙げられています。ほぼ4年に1回の頻度で、大きな災害に見舞われてきました。35件の災害のうち、水害系は風水害が6回、水害が6回、台風が5回、暴風雨が4回、集中豪雨が2回、豪雨が1回、大雨が1回の計25回であり、大多喜町の災害は主に水害であることが分かります。その他は、地震系が2回、火災が4回、雪害が1回、日照り、干害が1回、ひょう、雹害が1回、低温が1回であります。

したがって、大多喜町の災害としては、風水害と地震を想定しておけばよいと思われます。特に触れるわけではありませんけれども、この一般質問の前提としておくことにいたします。

次に、災害対策基本法における市町村の責務について見てみます。

災害対策基本法第5条第1項におきまして、飛ばし読みしますと、これ以降は特に関わり

ません。市町村は、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体、及び財産を災害から守るため、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し及び法令に基づきこれを実施する責務を有するとされ、第2項では、市町村長は、前項の責務を遂行するため、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならないと規定されています。すなわち、防災行政は第一義的には市町村が担っているのであります。

これに対して、災害対策基本法では住民等の責務について、第7条第3項におきまして、地方公共団体の住民は、食品、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の取組により防災に寄与するように努めなければならないと述べています。食糧などの備蓄、防災活動への参加、教訓の伝承などは住民の法的責務なのであります。

以上を質問の背景として、これから第1の質問に入ります。

第1の質問は、大多喜町地域防災計画をどのようにして総合計画や予算に組み込み、また、その進捗状況をどのように把握、評価しているかというお尋ねです。

災害対策基本法第42条は、市町村地域防災計画について、市町村防災会議は、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないと定めています。これを受けて、大多喜町には大多喜町防災会議が作成した大多喜町地域防災計画があります。

それでは、作成された大多喜町地域防災計画はどのようにして実施するのでしょうか。もちろん、防災計画は災害が発生したときにどのように対応するかを示したマニュアル的な要素の強いものであります。

しかし、例えば食料、水、簡易トイレなどの備蓄調達体制の整備、町防災行政無線網の整備、防災訓練の充実などのように、計画的に実施、実現していくべきものもあります。そのためには、各課が大多喜町地域防災計画を毎年の予算編成に自主的に反映させたり、日常業務の枠内で大多喜町地域防災計画を実施したりすることがあるでしょうか。

防災担当の総務課からは、各課に対して毎年進捗状況についての報告を求めるということが考えられるかもしれません。他方で、防災計画を実施するための大きな道筋があります。すなわち、防災計画を総合計画に組み入れ、さらにそこから予算編成方針を導き出して予算へとつなげ、防災計画を実現するという道筋であります。

総合計画とは、自治体が政策を総合的かつ計画的に実施するために、一定の期間、計画期間を設定して、達成すべき目標とそのための施策、事業を定める計画、方針のことでありま

す。

大多喜町は現在、第3次総合計画に基づいて行政が行われています。この第3次総合計画の対象期間は平成28年度、2016年度から令和7年度、2025年度までであります。大多喜町の第3次総合計画において、防災はどのように扱われているのでしょうか。

大多喜町の総合計画では、前期基本計画、後期基本計画のいずれにおきましても、3-5の情報通信、3-6の消防・防災が防災に関わっていると思われます。そこではどのような施策や成果指標が示されているのでしょうか。

防災計画実施のための予算について見てみましょう。大多喜町予算書によりますと、款8消防費、項1消防費、目4災害対策費の予算は、令和4年度は1,251万1,000円、令和3年度は6,934万円、令和2年度は5,963万3,000円、令和元年度は936万7,000円でした。

また、大多喜町決算書によると、令和2年度の款8消防費、項1消防費、目4災害対策費は5,714万4,509円でした。令和元年度のそれは2,286万6,608円でした。こうした総合計画や予算と防災計画との関係は、私には不明であります。

そこで、お尋ねです。大多喜町地域防災計画をどのようにして総合計画や予算に組み込み、また、その進捗状況をどのように把握、評価しているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまの質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

初めに、大多喜町地域防災計画で掲げている目標をどのようにして総合計画や予算に組み込んでいるのかについてでございますが、大多喜町地域防災計画の震災編、第1章第3節の減災目的の防災・減災のための施策に係る関係でお答えをさせていただきます。

この地域防災計画の減災目標で掲げている防災まちづくりの推進、防災体制の整備、防災意識の高揚につきましては、議員おっしゃるとおり、後期基本計画においてそれぞれ基本目標の3、生活基盤～誰もが住みやすい安全・安心・便利なまちをつくると掲げており、予算につきましても議決をいただき、その整合性を図り、防災対策を実施しているところでございます。

次に、進捗状況の把握等につきまして、当該基本目標に係る後期基本計画の第2次実施計画に掲げている主な計画としては、防災行政無線維持管理事業、消防機械器具整備事業、地域防災対策事業が防災担当に係るものになり、個別の年度別事業調査表により、その内容の

予定、実績を管理して、課題を抽出し改善につなげるため、PDCAサイクルにて見直しなどを実施しているところでございます。

なお、後期基本計画に掲げている成果指標につきましては、前期基本計画との整合性を図るため、それぞれ引き続いて掲げている目標でございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

ここから第2の質問に入ります。

第2の質問は、食料、水、トイレ、救助用機材の現在の備蓄状況についてどのように認識し、備蓄の今後の在り方についてどのように考えているかということであります。

山村武彦氏によれば、避難者が困った主なことの1位は情報が入らないこと、2位はトイレ、3位は飲料水や食料などの生活物資とのことであります。

1位の情報が入らないことの中には、下水管が損壊しているのでトイレは流さないでくださいと知らされても、使えるトイレがどこにあるかが分からないというようなものも含まれているということです。まずはトイレ、食料、水が必要になるということだと思われます。

そこで、まず第1番目に、食料と水を取り上げます。

大多喜町の防災パンフレット、わが家の防災によりますと、最低限準備しておくべきもの、非常持ち出し品として7種類が挙げられ、その1つが非常食及び飲料水で、調理の不要な缶詰、乾パンなど3日分を用意、水はペットボトルで準備をと書かれています。

また、被災後の生活のために準備しておきたいもの、災害用備蓄品として5種類のものがあり、食料は缶詰、レトルト食品、カップ麺、栄養補助食品など、非常食3日分を含め、7日分を目安に確保しておくこととされ、水は1人1日当たり3リットルを目安、3日分の備蓄を。ペットボトル、ポリタンクへの汲み水のほか、風呂おけへの貯水を習慣づけることも大切と求められています。

これに対して、町が防災備蓄倉庫に備蓄している食料と水は次のとおりであります。保存用ビスケットが1,580食、サバイバルパンが984食、通常のアルフア米が550食、アレルゲン除去のアルフア米が400食、梅がゆが500食、保存飲料水は2リットルのものが1,242本です。

こうした備蓄量については、何らかの基準があつてのことでしょうが、大多喜町地域防災計画におきまして、町は基礎的な地方公共団体として、一義的に被災者への食料・生活必需

物資等の供給を行う責務を有していると述べられていることから、個人的にはせめて全町民について1食分の食料と1リットルの水を備蓄するようにしてはどうかと思います。

なお、水対策としては、町内に多数存在している井戸を活用すべきではないでしょうか。私は上水道を利用しておりますが、飲んでもさほど問題のない井戸も2つ使っております。

水は飲料ばかりでなく、トイレや洗濯にも必要であり、上水道が復旧するまでの間、地震に強い井戸で急場をしのぐことは検討してよい方策でありましょう。

4月22日付の千葉日報によれば、熊本市は災害時、民間井戸の水を提供してもらう協定を締結し、現在は95基が登録されているとのこととあります。同様のことを大多喜町で実施することも考えられます。

次に、第2番目に、トイレの問題を取り上げます。

トイレは避難者が困ったことの実質的には第1位です。大多喜町のわが家の防災では、トイレについては述べられていません。しかし、日ごとたまる排せつ物は、たちまち耐え難い悪臭を放つ。汚れたトイレ、流せない排せつ物は、どんな人間をも萎えさせ、誇りや尊厳を打ち砕くのであります。

食事は我慢できても、排せつは我慢できません。もっとも、大多喜町全体としてはこの問題はあまり重要ではないのかもしれませんが。ほんの四、五十年ほど前までは畑の野菜の脇に溝を掘って、そこに下肥として埋めていましたので、土に溝を掘って囲いをつくり、そこで用を足して埋め戻すという方策も考えられます。しかし、田畑のない家庭もありますし、風雨の強いときにはどうするのか。女性にとっては抵抗があるかもしれません。

大多喜町のトイレ備蓄状況ですが、災害用トイレが200セット、非常用トイレが5,600セット、県所有防災備蓄倉庫には簡易トイレが60台あります。また、非常用トイレセットが2万650回分あるとのこととあります。

しかし、トイレの備蓄数を増やすことに引き続き努力していくことはもちろんですが、数十年前まで豪雪地帯で、一家族が冬季中使っていたような大型のくみ取り式トイレを設置することも検討すべきであると思います。

最後に、第3番目に、救助用器材の備蓄について取り上げます。

1995年の阪神淡路大震災では、建物の下敷きなどになった自力脱出困難者は約3万5,000人、その77パーセントは家族や近隣住民によって助け出されているとのこととあります。また、阪神淡路大震災で亡くなった人のうち、家や家具の下敷き、火災などで室内で死亡した人が9割以上であり、亡くなった人の89パーセントは地震発生16分以内に死亡しているとされる、

兵庫県警調べ、とのことであります。

つまり、早く助けなければ助からないということであり、それができるのは近隣住民しかいないということなのです。我々は、身の安全が確保できたら隣人の安否確認や初期消火、救出救護に協力しなければなりません。

山村武彦氏は、阪神淡路大震災の際に、他の人たちが避難場所に行った中、倒壊現場でたった1人で救助活動している光景を目にして、まずは避難所に避難するという防災訓練の在り方に疑問を持ったとのこと。確かに、みんなが逃げてしまったら誰が火を消すのか、誰が生き埋めの人を助けるのかということになります。救助は緊急を要します。

そこで、救助用器材の備蓄が必要とされることになります。ただ、緊急に必要とされますので、各区の区民館、青年館、神社での備蓄が望ましいと思われます。さらに、必ずしも全て備蓄しておく必要はなく、その区で持っているものを除いてよいかもしれません。私は、あるお宅でつるはしを持っていることにとても驚きました。

以上を踏まえて、お尋ねです。食料、水、トイレ、救助用機材の現在の備蓄状況について、どのように認識し、備蓄の今後の在り方について、どのように考えているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 町における災害時の緊急物資等に係る備蓄は、自助、共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものとされているところでございます。

議員さんのおっしゃるとおり、町は一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有しており、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄調達体制整備に努めているところでございます。

現状では、発災から3日間程度の生命維持や生活に必要な物資等を、計画的に備蓄することとしているところでございます。また、今後も要配慮者、女性、子供の避難生活に配慮することや、感染症対策を含む必要物資の備蓄の整備に努めてまいりたいという所存でございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

本日は、防災をテーマにして、第1に大多喜町地域防災計画の実施に向けて、総合計画や予算との関連、進捗管理について伺いました。第2に、食料、水などの備蓄について質問し

ました。

災害は明日来るかもしれない災難です。1000年に一度のことが、あさって発生するかもしれないのです。防災対策に限りはありませんが、大多喜町には現時点で可能な最善を尽くすことにより、我々の生命、身体、財産の被害を最小限に食い止めるよう期待して、私の一般質問を閉じたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で森久君の一般質問を終了します。

◇ 山 田 久 子 君

○議長（麻生 勇君） 次に、7番山田久子君の一般質問を行います。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 7番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、大綱2点にわたり質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、大綱1、子ども医療費助成制度を高校3年生まで拡充することについて、質問をさせていただきます。

この案件は、過日、別の議員さんからも質問がされておりますところではありますが、子ども医療費助成制度は、本町では子供が医療機関を受診した場合に発生する医療費に対し助成を行うことで、子供の保健対策の充実、病気の早期発見、早期治療及び子育て世帯の経済的負担を図り、もって子供の保健の向上及び子育て支援に寄与することを目的として行っております。

大多喜町では、平成27年4月より中学3年生まで助成の拡充がされ、現在に至っております。近年、助成対象を高校3年生までとする自治体が増えてきております。

千葉県内の各市町村の助成対象年齢を見てみますと、令和3年8月1日時点で中学校3年生までが32行政区、高校3年生までが22行政区となっております。特に、近隣自治体で顕著であり、いすみ市、御宿町、長南町、長柄町、白子町、長生村、一宮町が高校3年生まで対象となっており、勝浦市においても令和4年4月より高校3年生まで拡充がされたところでございます。

本町の子育て世帯の方々からも、拡充を望むお声をいただいております。本町においても、高校3年生まで医療費助成の拡充が必要ではないかと考えますことから、質問をさせていただきます。

初めに、高校３年生まで医療費助成を拡充した場合、どの程度の予算が必要となると考えられるのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

町民高校生３学年分の医療費データはございませんので、長生・夷隅郡市で高校３年生まで医療費助成を行っている市町村の助成額を参考に、大多喜町で想定される経費を算出いたしました。

医療費助成を実施している市町村の高校生１人当たりの助成額には、市町村ごとに大きな開きがあり、低いところで年間６,９１５円、一番高いところでは年間１万２,５７５円でありました。それを基に、大多喜町の高校生３学年の人数１８３人に換算すると、合計で約１２７万円から、一番高い市町村の場合では約２３０万円となります。

さらに、今後三育学院の中高一貫教育による高校生３学年分を加味いたしますと、一番高い市町村で換算した場合、約１３２万円の増となり、合計で１年間に約３６２万円程度の医療費助成に対する経費が想定されることとなります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ７番山田久子君。

○７番（山田久子君） 今のお答えをいただきました。３６０万円程度の予算ということでございます。

このお金が決して多いとか、少ないとか、そういうことを申し上げるものではないかと思います。お子様だけに限らず、大人の方、またご高齢者の方にとりましても、医療費負担は大変重いというところもございますので、この金額がどうなのかということは言えないところではございますけれども、大多喜町に住んでいるお子様、また子育てをしている親御さんが、この近隣の中においてなぜ大多喜町は高校３年生までしていただけないのかという、そういう思いがございます。

町として、どこに住んでいても安心して医療を受けられるよう、大多喜町でも皆さんを応援しているんだよという、そういう思いも含めまして、この機会に本町でも高校３年生まで医療費の拡充をしてはどうかと考えますけれども、町のご見解をお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまの質問の中にもありましたけれども、県内の高校３

年生までの医療費の助成状況については、県のホームページによりますと、令和3年8月1日現在で、高校3年生まで助成を行っている自治体は、県内54市町村中、23の市町村で実施しています。さらに、郡内では先ほどのご質問でもあったように、勝浦市が本年度から実施しているところでございます。

中学生以下の医療費の助成については、県内54市町村全てで入院、通院に対する助成を実施していますが、1つの市で所得制限を設けております。また、38の市町村で自己負担金を徴収していますが、本町では所得制限を設けず、自己負担金も徴収しておりません。

以上のことから、本町の助成内容につきましては、県内他の市町村と比較しましても平均的であると考えていますが、少子化が進む現在において、より子供たちのためになるような支援や子育てしやすい環境づくりの一つとして、医療費助成について関係課と協議を進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

本町でも中学3年生まで医療費助成をしていただきましたときには、決してそんなに遅れているという、遅れているという言い方は大変失礼ですけれども、そういう状況ではなかったかと思っております。

その後、国のほうで医療費助成をしている行政区に対して、ペナルティーというんじゃないでしょうか、そういったようなことがさやかれた時期もあったんですけれども、それが未就学児に対してはなくなったということの中で、そういった予算を使って高校3年生まで拡充をしたという行政区が一気に増えたというのがこのところの現状ではないかと、私はそのように認識をさせていただいております。

町長、いかがでしょうか。もうそろそろ近隣でも多くの行政区で導入がされておまして、大多喜町がちょっと目立ってしまっているような状況になっております。この機会に大多喜町でもぜひ子育て支援は同じように取り組んでいるんだよということで、導入の検討をしていただくことができないかと思っておりますけれども、ご見解などをいただくことができればと思います。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（平林 昇君） 山田議員のほうからご指摘ございました。各関係課のほうとも調整させていただきました結果、基本的には前向きな方向で進めていければというふうに考えてお

りますので、もうしばらくお待ちいただきながら、具体的な方法等を考えさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、大綱2、手書きせずに申請できる、書かない窓口の導入について質問をさせていただきます。

書かない窓口を導入する自治体が増え始めております。住民の方が行政手続をする際に、申請書の記入は不要で、身分証明書の提示をするだけで、職員により必要事項がパソコンに入力され、住民の利用者の方は完成した申請書を確認し、署名をするだけで手続を終える制度です。

これにより、誤りや記入漏れなどの書き直しや、不慣れな高齢者の方が何枚も書類を書かなくてはならないなど、時間を要しているものなどが複数の手続が一度で済み、利便性の向上や住民の皆様の負担軽減につながっているとのことでした。

本町でも導入を検討してはどうかと考えますことから、質問をさせていただきます。

初めに、死亡届提出後の手続の書かない申請について、お伺いをいたします。

本町では既に必要な申請手続について一覧表として配布し、役場の手続の関連として31種類ほどあるようでございますけれども、こちらを明確化してくださっております。実際の申請時には、各担当課においてもワンストップサービスの対応に努めていただいております。

その上で、より一層の住民サービスとして、仮称おくやみ窓口を設け、ご家族等が死亡届提出後の手続を行う際に、身分証明書の提示などをするだけで住所などがあらかじめ印刷された書類を用いる、書かない窓口を導入してはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、ただいまのご質問について、税務住民課からお答えいたします。

ご遺族等が故人の利用していた行政サービスをやめるために必要な手続については、故人のサービスの利用状況により異なりますが、税務住民課で故人のご遺族にお渡ししている死亡届提出後に必要な手続一覧、先ほど議員さんがおっしゃっていましたが、31項目の手続が記載されており、葬儀後で心身ともにお疲れのご遺族には、これらの手続を行うことは大変

なことと思われます。

そのため、これらの手続を行うため、ご遺族が来庁された場合は、ご遺族がいる窓口に関係する係の職員が伺い、必要な手続を行っておりますので、おくやみ窓口という専用の窓口は設置しておりませんが、それと同じようなサービスが提供できていると考えております。

しかしながら、届出書や申請書等の書類は全て窓口に来られたご遺族に手書きでお願いしているため、住所や氏名等を何回も書く必要があり、目や手の不自由な方には特に大変な作業になっていることと思われます。

山田議員のおっしゃる書かない窓口があれば、このような問題もなくなり、時間の短縮にもつながるため、書かない窓口を設置することはメリットがあると考えられますが、導入方法を考えたときに、システムによる導入は高額な経費がかかるため、本町では難しいと考えています。

しかしながら、パソコン等を活用し、自前で導入する方法もあると思いますので、今後、予算や運用方法の問題や課題等を把握し、導入が可能か考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

いろんなやり方があるようでございます。今ご答弁いただきましたように、システム改修で実施をしているところもあるようでございますが、それはやはり大きな行政区さんのほうが多いようでございますし、お話がありましたように、多大な経費がかかってしまうというところがあるようでございます。

その中で、おくやみ窓口という言葉を使わせていただきましたが、先ほど課長がおっしゃいましたように、既にこれに準ずることを大多喜町ではやっていたというふうには認識させていただいております。

その中で、この書かない申請を最初に行ったところでは、今、課長さんのほうの答弁がありましたように、エクセルの機能を使いまして、エクセルのシートにその申請書類をそれぞれつくっていただいて、エクセルって何かこう、セットするとそれが申請書類にも連動して印刷ができるみたいな、そういった形のものを使って最初にやられた行政区さんがあるようでございます。本町でもこういったものを活用していただくことで、大きなお金をかけなくても進めていただくことができるのではないのかなというふうに思います。

また、場合によっては、あらかじめ電話などによりまして予約をいただいた方については

対応するというような方法を取っていただきますと、窓口に来てすぐというのは難しくても、例えば前日であるとか、お電話いただいた方には用意をしておくことができますよというような考え方で、実施をしていただくことなどもできるのではないかなと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えになられますでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） 導入に当たって、システムでの導入というのはやはり難しいかと思います。今後、議員さんがおっしゃったエクセルとか、ワードとか、そういうのを使って導入が可能かというのは、ちょっと考えていきたいなというふうには思います。

その辺で運用方法に当たっては、予約とかというような形は非常に有効かと思うので、今後、導入を考えていく中で、その辺の運用方法の問題とか、課題とかというのをよく把握して、導入が可能かというところを考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7 番山田久子君。

○7 番（山田久子君） ありがとうございます。仮称ですけれども、おくやみ窓口は配置をされる職員の方の本当に幅広い制度ですとか、手続への知見が求められるというふうにも伺っております。また、そういった準備をするものに対しても、それなりのお時間が必要だというふうにも伺っております。

早急な対応という形にはならないかとは思いますが、今後こういったおくやみ窓口などの簡素化、町民の皆様の利便性の向上に向けて、取扱いを検討していただくことができればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、平時における住民の皆様が行政サービスを利用する際の各課における申請書の作成にも、このような書かない窓口の対応ができないものかと思いますが、この辺について町の見解を伺います。

○議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） ただいまのご質問に税務住民課からお答えいたします。

書かない窓口につきましては、死亡の場合のように 1 つの事案で複数の申請、届出等が必要になる場合に非常にメリットがあるのかなというふうに思います。

通常の申請等において、申請書等の記入に困る方々が窓口に来られた場合は、代筆できるものであればこれまで税務住民課等でも行っておりますが、聞き取り等により職員が代筆するほうがかえっていいのかなというふうに考えております。

そのため、役場全体で書かない窓口を導入することについては、先ほどのご質問がありましたおくやみ窓口での書かない窓口の導入が、税務住民課だけではなくて複数の課にまたがってくるものとなりますので、おくやみ窓口の書かない窓口の状況を考慮した上で、考えていければなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 今、代筆をしていただけるというようなお話もございましたので、これ以上の無理強いということは難しい部分もあるのかなとは思いますが、先ほどのおくやみ申請の中におきましては、本当に障がい者の皆様の関係するもの、それから子育て支援に関係するもの、外出支援、それからマイナンバー、国民年金、あと福祉関係と、いろんなものがここには含まれて、町の申請として31項目ほどになっております。

このおくやみ申請の書かない窓口を検討していただく中で、必然的に関連する部署のいろんな書類、全く同じ書類ではないとは思いますが、こちらのほうも出てまいりますので、関連でもし日常の役場への申請においても書かない窓口、同じような形で導入していただくことができるようになると、よろしいのかなというふうな気もいたしております。

やはり、こちらも役場のシステムがどのような形のものになっているのか分からないんですけれども、同じようにエクセルとかがあった場合には、そこに住所、氏名のところを入れていただく、ワードなのか、基幹系システムなのかは分からないんですが、そういったものをしていただくことで、自ら書かなくてもただ出していただいた書類に記入してあれば確認をして、そのまま申請ができるものになってくれるとよろしいかなと思います。

今、デジタル化ということで、いろんなところで進んでおります。やはり高齢になってまいりますと、枠の中に住所を書く、生年月日を書く、自分の名前を書くことも場合によっては大変というようなこともございます。

また、複雑な書類ということの中で、ある程度パターンが決まっているものにつきましては、パターン化されて、そこへ記入をしていただいて、あと確認をしていただくというようなものでもよろしいのかなと、そういうふうに思ったりもするんですけれども、こちらもおくやみ窓口の書かない申請の検討をしていただく中で、一緒に検討していただくことはできないものかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） まずは、おくやみの書かない窓口というところをできるかど

うかというのを考えていく中で、実際にもし運用できるというような形になりましたら、また各課のほうでその状況を見て考えていくというような形になるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 既に導入している自治体さんの中では、6課にわたりましてやっただけだっているそうなのですが、そうしますと62種類ぐらいの書類があるというふうなところもあるようでございます。

それは行政区さんによっても若干違いもあるかと思うんですけども、今後おくやみコーナーの中での書かない窓口を導入、検討していただきたく際にですね、ほかのものについても同じようなものができるのかどうか、一緒に検討していただくことができればと思います。よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で山田久子君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

その間に昼食をとっていただき、午後は1時から会議を開きます。

（午前11時26分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 渡 辺 善 男 君

○議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

次に、1番渡辺善男君の一般質問を行います。

1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 1番渡辺善男でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一問一答方式で質問させていただきます。

今回の質問は、大きな項目として1項目です。幾つかの小さな項目に分けて質問をいたしますので、できる限り前向きな答弁をいただきたいと思います。また、質問の内容からして、幾つかの課に及ぶことも考えられますので、その際は柔軟な答弁の対応をよろしくお願いいたします。

たします。

それでは、質問に入ります。

質問事項 1、危険箇所の把握と早期の対応について。

新聞の見出しでいきますと、見出し的には危険箇所の把握と早期の対応をということになるかと思います。本町は、令和元年の秋に台風等大雨により多大な災害を被りました。その後、関係課では速やかに被害調査を行い、予算を確保して災害復旧工事を実施しました。

2年以上が経過した現在、一部の施設等を除き、ほとんどが復旧されています。本町のよ
うに面積が広く、平たんな場所が少ない地勢の町においては、災害が多いのは当然のよう
にも思われがちですが、過去の被害状況や未然に防ぐ対処によっては、被害を小さくできる
のではないかと感じています。

交通遮断、停電、断水などは住民の生活に直結する重要なことであり、回避できる手だて
が事前にできるのであれば、可能な限り推進すべきだと思います。災害が起きてからの対応
については、評価をいただいた事案のほうが多かったと感じておりますが、これからは未然
に防ぐという予防の認識と行動を強化することが重要だと考えます。

そこで、現状把握の実態と、事前に手を打つことに対する町の見解を伺います。

初めに、ライフラインを維持する上で危険箇所等の把握はできているか伺います。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

令和元年 9 月に千葉県に上陸した令和元年房総半島台風は、県内10か所において観測史上
1 位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風雨をもたらし、大規模停電とそれに伴う広範囲
にわたる断水が発生したところでございます。

本町においても大規模かつ長期にわたる停電により、町民生活や産業活動等に大きな影響
が生じたため、ライフラインである通信、水道施設にも欠かせない電力施設の大規模停電災
害対策を、今回の修正する大多喜町地域防災計画に追加したところでございます。

この中では、町地域防災計画の修正に当たり、指定公共機関の委員である東京電力パワー
グリッド株式会社の意見を伺いながら、長期にわたる大規模停電の発生を想定し、その拡大
を防御し、被害の軽減を図るため、町防災関係機関等が取るべき対策につきまして定めてい
るところでございます。

ご質問の危険箇所の把握等につきましては、東京電力パワーグリッド株式会社からは、樹

木に起因したリスク箇所について、過去の停電事故や重要施設リスト等を活用したリスク箇所を把握している旨の回答をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） 答弁ありがとうございます。今、答弁の中にありましたリスク箇所の把握、これはいつ行われたのか伺います。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 伐採箇所、リスク箇所の提案につきましては、令和3年2月に行われているところでございます。なお、現在のところ、防災担当としてはその場所の把握はしているところではございますが、現地踏査は実施しておらない状況でございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） リスク箇所ということで話をいただきました。

令和3年2月ということでしたけれども、実際にその令和3年2月の時点と今現在、期間が過ぎているわけですが、その間にリスク箇所はどのくらい解消されたのか、その辺のところをお聞きます。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 提案された伐採箇所の作業状況等につきましては、把握していないところでございます。ただし、防犯灯設備に支障がある場合、連絡調整して対応をお願いしているところでございます。

なお、昨年度につきましては支障木の伐採等を、本件に係る伐採箇所を3か所実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） ありがとうございます。

今、総務課長のほうから答弁いただきましたけれども、実際にリスク箇所、関係するか分かりませんが、もし道路関係等で建設課のほうで何か把握しているものがあれば教えてください。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 建設課というお話でしたので、私のほうから少し申し上げたいと

思います。

電力会社では通常は電線の周り、送電線の周りの2メートル程度について伐採をしています。これは電力会社のほうでは保安伐採というふうに呼んでおりますけれども、これについて、町に届出があるもの、これにつきましては、令和2年度、3年度ともそれぞれ約10か所程度届出があり、送電線の周り、送電線にかかる枝等につきましては、事業者のほうで伐採がされているものと認識をしております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） ありがとうございます。今、建設課長のほうが答えていただきました。これまでは、電力関係中心の話になっておりましたけれども、実際リスク箇所、関係するかどうか分かりませんが、建設課長が出て答弁に当たってくれました。

町道の危険箇所等の把握、各区からの通報とか、また要望とかあるかと思っておりますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 町道の危険箇所ということでございますけれども、町道の危険箇所につきましては、特に町内の各区から落石、また、のり面の保護に係る要望、これは舗装や排水整備の要望に比べて、数は非常に少ないところでございます。

のり面等の要望等に関しましては、現在ちょっと思いつく範囲では数か所要望が来ているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） ありがとうございます。

これまでの話を聞いていても分かります。防災とか、予防とかということになりますと、今だけでももう既に総務課、建設課という形になってきます。いろんな庁舎内でも関係課ということになるかと思っておりますけれども、実際に関係する課の情報共有、非常に大事だと思います。連携、その辺のところについてはできているか伺います。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 町は、大規模かつ長期停電の未然防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、平時より県、東京電力パワーグリッド等、防災関係機関と連携の強化を図ることとしております。停電時に、重要施設等に優先的に移動電源車等を配備できるよう、関

係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図ることとしているところでございます。

当然のように、町執行部におきましても災害対策本部条例、災害対策本部規程の定めるところにより、情報共有の連携を図り、その事務分掌を限られた職員数の中で補完し合い、協力する体制を整えているところでございます。

そして、東京電力パワーグリッド等、防災関係機関から提示のあった危険箇所の把握等につきましても、災害対策本部規程で定める総務部と建設産業部において情報共有を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） ありがとうございます。庁舎内、また一部民間会社ということで話がありました。

実際、防災とか、災害が起きた際の対処、対応とか、庁舎内だけではどうしてもその体制を固めたにしても影響を少なくするとか、そういった形を考えた場合に、やはり民間会社、先ほど来、電力会社出ています。ほかにも通信会社と。携帯電話が普及したからといっても、まだ高齢化している本町においては、通信、電話とかありますけれども、その辺のところも大事になってくるかと思います。

民間会社との連携も同じようにまた大事ではないかなと思いますが、常日頃の連携という、情報共有、その辺のところについてはいかがですか。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 大規模停電などの災害が発生した場合、住民生活の安定を図るため、本庁と東京電力パワーグリッド木更津支社が連携して、電力復旧などの活動に取り組むことを目的とした、災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定と当該基本協定に基づき、3つの覚書を併せて令和2年7月に締結しているところでございます。

基本協定の内容ですが、目的、連絡体制、相互協力の範囲、情報共有などの事項を定めており、医療施設や福祉施設、指定避難所、災害対策本部が設置された施設、上水道施設を含むライフライン施設などの重要施設の優先復旧に係る事項を定めているところでございます。

そして、覚書の1つ目の災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書でございますが、停電復旧作業の支障となる障害物の除去や予防措置を協力して行うことなどの事項を定めているところでございます。

この中では、これまで電線等に接触している障害物等の除去作業は東京電力でなければ作業ができなかったことから、東京電力の障害物等除去に係る作業班の手配がつかない場合、長期間にわたって支障が生じてしまうような事例がありましたが、現場の安全性を判断できる東京電力の技術員の立会い、指示の下、本町が手配した業者等において除去等を行うことが可能となっているところでございます。

今後、この覚書の予防措置に係る展開といたしましては、予防伐採の必要性が高い重要施設に係る候補地など、東京電力から提案、協力をいただきながら現場等の確認を行い、必要な伐採箇所を選定し、関係部署と予防伐採の方法も勘案しながら予防に努めてまいりたいという考えでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） ありがとうございます。

先ほど最初の答弁の中にもありました東京電力からのリスク箇所の提案、提示。課長も正直にリスク箇所は承知しているけれども、踏査はまだしていないと。また、実際にこの令和3年2月に知ったんだけど、今までの間にまだ3か所程度しか解消していないという話をいただきました。

それで、今の答弁で課長から、その関連会社との連携の実態、そして展望等について今話を伺いました。私が思うに、やっぱりそういったことも非常に流利的に大事なことなんですけれども、実際それをどうやって解消していくか。

それについて、やっぱり定期的に関連者が集まって協議して、具体的にどういったところをどういうふうにやっていこうとか、そういった協議の場というのを、本当に日常の業務で忙しい皆さん、本当に忙しいと思いますが、せっかくそこまで分かっているんだったら、やっぱりそういった協議の場を設けて、1つずつ物事を解消していく、これがやっぱり大事じゃないかと思いますが、見解はいかがですか。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 今回修正する地域防災計画においても、大規模停電対策の予防計画で、大規模かつ長期停電の未然防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、平時より県、東京電力パワーグリッド株式会社等、防災関係機関と連携の強化を図るとされているところでございますので、関係機関と必要な協議な場の調整に努めてまいりたいという考えでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） ありがとうございます。ぜひそのような形で検討、また実施していただきたいと思います。

今、先ほどの答弁の中にも予防伐採という言葉が出てきました。昨年ですかね、近隣市町でもその予防伐採等についての新聞記事も目にしたことがあります。私自身も、予防伐採って大事じゃないかなと。

また、過去に私のこの一緒の議員の中からもそういった言葉も出ておりましたけれども、実際にその予防伐採等の必要性和予算化に対する考えというものを伺いたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に、農林課からお答えさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、町民の生活に影響を及ぼすことが予想される災害について、未然に防ぐ予防の意識と行動を強化し、重要インフラ施設周辺の樹木を事前に伐採しておくことは有効と考えます。

大多喜町は面積の約70パーセントが森林となっていますが、本来、森林の所有者は適時に伐採、造林及び保育を実施し、森林の整備及び保全が図られるように努める責務があり、管理や整備は所有者が行うことが必要です。

しかしながら、多くの森林が管理や整備されていない状況であり、森林が重要インフラ施設に影響を及ぼす箇所は多く存在するものと考えられます。

そのような中、東京電力パワーグリッド株式会社からリスク箇所として指摘を受けた箇所に町有林が入っていたため、昨年度において予防伐採を実施しております。

重要インフラ施設周辺における森林整備については、重要インフラ施設への影響を考慮しながらの作業であり、高度な技術が求められることや大型機械類の使用も想定されることから、多くの経費を要するものと思います。

このような森林の整備に対応する事業として、造林事業や災害に強い森づくり事業などがありますが、いずれも森林を森林として有効に活用することを目的としている事業であり、一定の条件を満たす必要があり、活用が限定的となります。

そのような状況の中ではありますが、重要インフラ施設周辺の森林で造林事業、または災害に強い森づくり事業の条件を満たし、所有者の同意が得られる箇所において、森林整備を試験的に試みたいと考えております。

最初は、事業採択要件の最小実施面積0.1ヘクタール程度の実施とし、国・県の補助金の関係や関係課等との調整も考慮し、来年度実施できるよう準備していきたいと考えております。また、その後も計画的に実施できるよう、併せて準備をしていきたいと考えております。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） 農林課長、ありがとうございました。予防伐採と聞いて、積極的にすぐ答弁していただいてありがとうございます。

防災担当、総務課長としての、この予防伐採に関する考え方について伺います。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 先ほどご説明させていただきました覚書の中でも、災害の予防として、電力設備への被害が想定される箇所への予防伐採の必要性について定めてございますので、東京電力と、また関係課も含め、情報共有等の協力体制を図りながら、連携して可能な範囲におきまして必要な措置を模索したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） ありがとうございます。

今まで、これまでいろんな形で伺ってきました。小項目としては最後になりますけれども、実際に私が耳にするのは危険箇所、いろんな状態があるわけなんです、それを住民の方はどこへ、例えば電線に何かが絡まっている、邪魔になっている、電話線に何があるといっても、直接電話を入れてもつながらない。実際につながったとしても、なかなか来てくれないと、そんな形で住民は非常に高齢化もしていますし、どうしたらいいのかよく分からないという声を耳にします。

実際にその危険箇所や、危険な状態の通報に対し、迅速に対応できる体制というものが構築できないかというふうに考えていますけれども、その辺のところいかがですか。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

今後も、県、防災関係機関と連携強化を図りまして、災害予防に努めてまいりたいと考えております。また、今回の補正予算でも提案をさせていただいておりますが、防災に係る被害予防の一助となりますよう、防災アプリ等のシステムを導入し、住民からも危険な箇所などを通報いただけるような体制、また、こちらからもプッシュという形で、一方的にここの

場所が危ないよというようなシステムを導入しながら、そのような体制の構築を進めていきたいなという考えでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） ありがとうございます。

その防災アプリとか、今風に検討しているということ、それも一ついいと思いますけれども、ただ、どうしても、まだ我々もそうですけれども、アナログな人間もおりますので、電話等で何とかやりながらつないでいてもらいたいという考えもあります。ぜひ防災担当課の中に、1 係というか、1 担当でもいいと思うんですけれども、つなぎ役としてそんなところですね、対応していただければいいんじゃないのかなというふうに思っております。

ずっとこの災害とか、危険箇所について話をしてまいりました。実際に、東京電力から示された危険箇所というのは、幾つ、何か所あったのかと、あえて私は聞きませんでした。

それはなぜかという、それを聞くとともに話が飛躍してしまうといけないので、あえて聞かなかったわけですが、ぜひ危険箇所については一つでも多く解消してもらいたい。1 年に 5 か所やれば、10 年かければ 50 か所が解消できると、物事はその積み重ねだと思っておりますので、ぜひ担当課としてその辺のところを注意深く、また危機管理として、やっぱりこの災害を防ぐ、最小限に抑えるという。

よく災害が起こったその後に聞くことは、ああ、あそこは前々から昔から危ないと言われていたんだよとか、結果が出てからそういったことをよく耳にすることがあります。裏を返せば、事前に、平常時にいろんな形で手を打っておけば、その辺のところは災害が少なくて済んだという結果になるんじゃないかなというふうに思っております。

そういった意味で、災害を防ぐ最小限に抑えるという、ふだんの取組が重要と思っておりますけれども、その辺のところの町長のご見解についてお伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（平林 昇君） いろいろご質問いただきまして、ありがとうございました。

私も町長になってまだ間がないものですから、予防伐採やこういう危険箇所についても、方向性がどうなのかということをいろいろ見聞きしてまいりましたが、ほとんどまだ大々的な方向では進めていないということでございました。

最小要件が実は 0.1 ヘクタールという面積だということでございましたので、一応農林課のほうにお願いをしまして、来年度あたりに具体的にまず 1 か所、しっかりと 0.1 ヘクター

ル、大体幅でいいますと10メートルの100メートル。それをやることで、どのような障害、どういう考え方をしたらいいのか、そういうことを具体的にやってみて進めていこうということを感じ入っておりますので、来年に向けて積極的な方向で進めていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） 町長、ありがとうございました。

ここ二、三年の背景、令和元年が災害がいっぱいあったと。大多喜町もすごく災害を受けたと。令和2年の正月から、今度は新型コロナウイルス、3年も新型コロナウイルス。したがって、2年は災害復旧と新型コロナウイルスですので、執行部の皆さん方も本当に忙しい状況の中で仕事をされてきたことはよく認識しております。

ただ、やっぱりこの災害に対する考え方、危機管理というものについては、常日頃の考え方というのが本当に大事じゃないかなというふうに私は思っております。ぜひ皆さんとともに一つでも危険箇所、これを解消について真剣に取り組んでいけたらいいなというふうに考えておりまして、私の最後の考え、私も一緒になって考え方をすり合わせていきたいと思いますが、ぜひお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わりにさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で渡辺善男君の一般質問を終了します。

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（麻生 勇君） 次に、11番吉野一男君の一般質問を行います。

11番吉野一男君。

○1 1 番（吉野一男君） ちょっとマスクを取らせていただきます。11番吉野一男でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回は2回目になるんですけれども、学校施設等の安全体制ということで再度質問をさせていただきます。

学校施設等の安全体制について。

教育環境を充実していくには、安全・安心な場所の確保が必要であります。これは誰でも分かると思いますけれども、いつ災害や被害が発生するかも分かりません。早急な施設整備

を希望するものでございます。

ちょっと時間の関係で申し訳ないんですけども、（１）と（３）にいて、（６）項目をいきまして、その次に２、４、５項目の順番を変えさせていただきますので、よろしく答弁のほうお願いしたいと思います。

そこで、以下の質問について伺います。

（１）大多喜小学校入り口の駐車場は狭く、全校一斉下校は雨天時並びに今年から学童保育の車での迎えが多く、非常に危険であります。この状況について、どのような対策を考えているのかお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 吉野議員からの一般質問に、教育課からお答えさせていただきます。

雨天時や一斉下校の際に、大多喜小学校の正門入り口付近の駐車場が混雑していることは、教育委員会として認識しているところであります。

この状況についての対応ですが、現在、学校として、一斉下校も含めて雨天時などの児童の送迎によって駐車場を利用する際には、車の前向き駐車をお願いし、降りた児童は緑色に舗装されたところを歩くといったルールを決めるなど、児童の安全の確保を最優先とした送迎を保護者の皆様に周知徹底するなどして、以前から対応しております。

また、今回吉野議員からご心配されております学童保育の車での迎えが多く、非常に危険である、こちらにつきましては、高学年が下校する際の迎えの車と、放課後児童クラブから帰る子供の迎えの車等が重なる時間が一部見られるものの、一斉に迎えに来ることがないため、特に危険と思われるような状況ではないと考えております。

児童の安全確保のため、今後とも学校を通じて保護者に現状ルールの周知徹底についてお願いしてまいりたいというふうに考えております。

なお、大多喜小学校の駐車場につきましては、十分に足りているという状況ではないことから、現在、学校用地として有効に活用できると思われるような場所について、町長、副町長、教育長と協議しながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございます。

それで、平成27年3月22日、総元小学校と、平成27年3月29日、上瀑小学校が閉校になり

ました。平成28年4月から大多喜小学校に統合となりました。

しかしながら、大多喜小学校の駐車場は旧態依然のままである。これは非常に危惧しているところである。3校を統合しているわけで、児童数も多くなり、送迎等も多くなるとも想定しているものと思いますが、統合するだけでそこまで考えがつかなかったのか。その後においても、駐車場の確保に関心がなかったと思わざるを得ない。

私は令和元年6月、定例会一般質問で、小学校校門付近に更地の民有地があるので、そこを駐車場用地として使えないかと伺ったところ、調査は今後行ってみたいと考えておりますとの答弁がありました。その後、地権者との交渉をしているところですので、いい結果を公表できることを祈っております。

この問題は、町として懸案事項であり、一丁目一番地、最優先課題であると考えますので、よろしくお願いしたいと思います。この関係につきまして、教育長、前から私から元年に質問をしましたので、その部分、進捗状況並びに今後の進め方について、教育長のご答弁をお願いします。

○議長（麻生 勇君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 大多喜小学校の駐車場に関しては、今年度から学童のほうの施設も入りまして、また、それこそ全校一斉下校、それから学童の下校と、議員が心配してございましたけれども、先ほどその対応については課長のほうから答弁させていただいております。

全校一斉下校ということについては、ほぼ毎週木曜日ですね。全校一斉、大体3時半ぐらいですかね。それから、学童については大体5時過ぎ前後ですか。ですから、一部重なるところはあるんですが、それについてはほぼ重なりはないのかなと。

ただし、課長の答弁にありましたように、駐車場が全て完璧な台数を確保できると、それは思っておりません。課長のほうから答弁させていただいたとおり、今現在その周辺とその土地等で利用できる場所がないか、それについては町当局と協議を重ねて、できるだけ早く答えが出るように、前向きに進めていきたいと思っております。

また、それぞれ例えば学童保育の下校、あるいは学校の駐車場の問題、いわゆるそれぞれに関わる課題について、一つ一つを断片的に対応するよりも、いわゆる点と点じゃなくて、点を線に、線を幾つかのまた重なり合わせることで、面として捉えることで、かなり合理的に、そして町、さらには学校の直接施設管理を預かっている責任者である校長とも協議させていただいて、できるだけ前向きにその辺の用地等を進めていければと思っております。今、鋭意努力しているところでございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ありがとうございました。

その関係なんですけど、関連があるんですけども、これは私、今答弁したときに、これ、実際28年4月に大多喜小学校、統合になっていますよね。それで、その後に当然人数が増える云々ということであって、そのときには教育長、確かにいたんじゃないですかね、その28年は。

（「いや」の声あり）

○11番（吉野一男君） いない。そうですか。失礼しました。

では、その後において、実際的に狭いというのは最初から分かっていることですよね。その時点から、もうそういう駐車場を広げるということは、近々に重要だということは分かっている話ですよ。内容的にあまり協議しなかったんですが。

これが、私が質問してからですね。これは元年に6月に一般質問をやったときに、飯島町長さんのときから、飯島町長さんも今後進めますということで、それから始まったことなんですよ、この駐車場の関係は。

これはもう当然、学校教育課としては、あくまでもその統合した時点で、駐車場はなくちゃいけないという、それで、また空いている敷地もありますので、そこを利用した中で協議して、お願いして、そこを買収するなり、または借りるなり、いろいろ方法はあったと思うんですよ。そういう点も含めた中でやってもらえれば、一番よかったなと思っているんです。

そういう点で、多分その点については、その後においては協議はしていなかったんですよ、教育長。

○議長（麻生 勇君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 私は平成29年4月から教育長職を仰せつかっておりますけれども、私も常々今の台数ではこれは狭いと。ただし、いわゆる統合に際しては、それぞれいわゆる通学路の問題、通学路については、学校長がこれを年度ごとに定めると。これはいわゆる学校保健安全法にのっとって、これは行うものです。

通学路の指定については、それは本来の考え方でいえば、あるいは徒歩、さらには自転車、あるいは公共交通機関。ですので、統合の際にはそれこそ上瀑にしろ、総元にしろ、いわゆるバスですね。バスの利用を考えていたと。

家庭の事情によっては自家用車というもの、これも出てくるわけですけども、本来的に言えば、通学路については、先ほど言いましたように公共交通機関とか、自転車、あるいは

徒歩とか、そういった観点ですので、駐車場の問題としては、また近隣で確かに民有地があります。ただ、そのときには、その民有地についても、いわゆる話にも、協議に乗る段階ではなかったと私は理解しております。

そこら辺で、今、学童の問題もあって、それぞれ、あるいは学校行事の問題もあります。そういった関係で、前向きにいろいろ折衝はさせてもらっております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ありがとうございます。あまり言いたいことはあるんですけども、この辺でやっちゃうと長くなっちゃうので、進まなくなっちゃうので、この辺での終わりにしたいと思います。

それで、1番は終わりましたので、3番のほうに入りたいと思います。

大多喜小学校の屋外運動場の排水整備は、今後どのような計画で取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） この質問につきましては、以前山田議員から質問されておりました、その際、教育課からは、水のたまるような低い箇所に目の粗い砂、これは岩瀬砂と言いますけれども、これを入れる作業を行いまして、勾配が十分に取られていない状況の中で、以前と比べまして、若干ではありますが排水状況が改善されているというふうに回答させていただきました。

屋外運動場の雨水排水は、降雨中の雨の8割から9割は表面排水で処理できるため、暗渠排水や地盤改良を行わなくても、運動場表面の勾配排水で十分効果が現れると伺っております。

このことから、表面の凸凹を解消し、表面水が排水できる整備も含めた計画を、教育活動に支障が生じないように、学校とただいま協議をしているところです。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございます。

それと、屋外運動場の排水整備は、以前からこれは懸案事項であったわけです。いまだに解決をしていない状況にあります。

平成28年から29年、大多喜お城まつりが開催され、当時は雨が降ってグラウンドコンディ

ションが悪く困っていたときに、お城まつり実行委員長の平林昇氏が、現在の町長ですね、ハウス用のビニールを提供していただき、グラウンド一面に敷いて、お城まつりができたわけでございます。大変感謝をする次第です。ありがとうございました。

屋外運動場は、雨が降るたびに目の粗い砂、岩瀬砂を水のたまる箇所に入れて対応しているが、こういう一向に解決していない状況であります。そのような状況の屋外運動場は、課長が今答弁されたとおり、表面の凹凸を解消し、表面が排水できる整備を計画していきたいとのことですが、運動場は広さがありますので、なかなか凹凸を解消することは難しいと思います。

また、大多喜小学校は6月1日にも運動会の予行演習を行ったということですが、前日雨が降ったため、先生方も児童も雨水の処理で大変だったのではないかと思います。同じく、西小学校も屋内運動場の雨水排水の対策は取られていないということです。両校とも暗渠排水工事が必要と思われます。

いすみ市の太東小学校は、平成29年に全面に暗渠排水工事をを行ったそうです。金額にして、全面ですので2,000万ぐらいかとのことです。暗渠排水を入れて、西小学校と同じ目の粗い砂をそのときに入れたとのことです。雨が降っても1時間で排水ができて、運動会もできたとのことであります。これはよく課長、覚えておいてください。実際に1時間でもう当然排水がすぐできたそうなのです。

そこで、提案をいたします。取りあえず、雨水がたまる低い箇所に暗渠排水を入れて、校舎側の小排水路を入れ替えて、U字溝に流す方法が一番良い方法ではないかと考えます。また、一番経費が安く工事ができる方法ではないかと考えます。それでも雨水排水の処理ができない場合は、屋外運動場全面に暗渠排水工事をする方法しかないと考えます。専門業者とよく協議し、検討してはどうか。よろしくお願いします。

ちょっと、課長、よろしいですか。

(「それは何、質問なの」の声あり)

○11番(吉野一男君) いやいや、質問と言えば質問だね。

(「それは駄目でしょう」の声あり)

○11番(吉野一男君) 内容について何か、課長、答弁があれば。

○議長(麻生 勇君) 教育課長。

○教育課長(小高一哉君) ただいま吉野議員が太東小とかの例を出していただきまして、屋外運動場の改良を行ってきました専門業者に伺いますと、今までの提案や実績からは、まず

は降雨中の雨の8割から9割を表面排水で処理できるよう、勾配をつける施工が一番効果があると伺っております。

ただし、暗渠排水も候補の一つとして協議に加え、専門家の意見を伺いながら、今後どのように改修するのがベストなのか、協議してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ぜひ協議して、絶対私は確信しているんですけども、暗渠排水を絶対入れないと、これは解決しないと思いますので、お伝えしておきます。

これ、時間がなくなっちゃうな。じゃ、ちょっとその点で質問をしてきました。それと、6番か。

（「声が枯れちゃった。水飲もう」の声あり）

○11番（吉野一男君） そうですね、ありがとうございます。

大多喜中学校の登下校送迎に係る駐車場用地の確保について、町は今までどのような対策を講じてきたのか、お答え願います。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 中学校の生徒の送迎に際しましては、敷地を含めた校内での生徒の安全を確保するため、土日の部活動を含め、学校への車の乗り入れを控えさせていただいております。

また、学校近くの細い生活道路が混雑し、近隣住民の方にご迷惑をおかけしていることから、学校から離れた安全な場所で乗り降りしていただくよう、保護者の皆様にご協力をいただいております。

ただし、登下校時でも緊急時や健康上の理由などがあった場合は、学校長の許可の下、学校へ乗り入れできるようにもなっております。

ご質問のあった、登下校用に係る駐車場用地の確保につきましては、現段階におきまして、裏門側も含めて、学校周辺に車での送迎に対応できる十分な駐車スペースの確保が難しい状況にあります。多くの車が入り出すことによる事故防止の観点から、ご理解いただきたいと思います。

なお、今後において、柔道場や剣道場など、建設してから約40年経過している施設、またプールや駐輪場などの老朽化した施設の更新も考えていく必要があります。その際には、駐車スペースの確保も配慮しながら、総合的に計画してまいりたいというふうに考えておりま

す。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ありがとうございます。

令和4年4月7日付で、大多喜中学校長名で登下校時の学校への車の乗り入れについてという文書で、保護者宛てに通知がありました。その内容は、生徒は学校から離れた安全な場所で降りて歩くようお願いしているところなんですということでした。

ということは、正門から入り口道路は道路幅員も狭く、他の道路からも地域の方々の生活道路で、道路幅員も狭く危険だからということです。この件については、大変疑問があります。

教育委員会として、校内の剣道場脇に空き地があるにもかかわらず、その場所を使用するように指示していないから、苦肉の策として校長名でこういう文章を保護者宛てに届くわけです。

最近は頻繁に不審者情報、メールの事案が保護者宛てに入ってきています。事件が起きてからでは間に合いませんので、生徒の安全・安心のためにも、早急に裏門から入った剣道場の手前の空気を駐車場用地としてお願いします。

また、災害のときにも裏門の駐車場も必要になってくるので、整備する必要がある。私は令和元年6月議会の一般質問したときの内容では、大多喜中学校については大中西線の工事ができれば裏門側から送迎できるようにするとの答弁がありました。そのときの答弁の内容と、今の答弁の内容が食い違っています。大中西線は何のために改良したのか分かりません。この問題は一丁目一番地、最優先課題であると考えますが、再度教育長の答弁を求めます。

○議長（麻生 勇君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 本当に熱く小学校、中学校のことを考えていただいて、大変ありがたいと思っておりますけれども、例えば大多喜中学校の周辺道路については、今議員さんがおっしゃられたように、道路幅も狭い一般道です。また、送迎用のまとまった駐車スペースはない状況になっております。これについては、私も平成25、26、27と大多喜中学校の校長として勤務しておりましたので、よく存じ上げております。

このような道路状況にあって、生徒の登下校の送迎については、今までの経験上、周辺の道路沿い、一部空いたスペース等、外廻橋の手前とか、お寺さんのところを一部お借りするとか、あるいは周辺商業施設等の駐車場を利用した乗降の状況にあることは認識しておりま

す。

中学校では、先ほど課長の答弁にありましたように、生徒の安心・安全な教育活動の展開を図るために、それぞれ保護者の方のご理解とご協力をいただく中で、学校長から学校敷地内での生徒の送迎は禁止させていただいていると伺っております。私も当時の校長としてはそういう対応をまいりました。

というのも、やはり学校の施設内で、生徒は常に朝、あるいは夕方についても一日中学校教育活動で学校周辺、校舎周辺も利用しながら教育活動に当たっております。そういった中で、敷地内で交通事故が発生すると、これは絶対にあってはならないと。

それから、先ほど議員がおっしゃられましたように今、裏門のほうの道路整備、さらには住宅事情、そして今正門の歩道のところ、一部陥没のところがあるので、これについては関係課にお願いして調査していただいて、これから具体的な工事に入りますけれども、先ほど私、小学校のほうでも申しましたように、それぞれ点として断片的に対応するのではなく、例えば正門の今後もしかすると正門、歩道がもっと狭くなるのか、あるいは車道がなくなってしまうのか。それは、今後の調査、工事によっては分からないわけです。

ですから、そういったもろもろのそれぞれの断片的な課題について、断片的に対応するのではなく、それぞれを点と点を結んだ線に、線と線で面に、いわゆる総合的に、合理的に対応していくことが一番ベストではないかと考えておりますので、それについてはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 教育長、それは分かりましたけれども、取りあえず今私が言った大中西線が改良がもう終われば、この裏門から入れるということで、私は一般質問をやったときにそういう答弁が課長からあったんで、課長からあったということは当然、教育長、町長だと思うんですけども、それがあったということですので、その点はどう考えているんですか、6月に一般質問したときに。

○議長（麻生 勇君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 今、先ほどお答えさせていただきましたけれども、それぞれの事情がそれぞれ変わってきていると。当然、計画変更もあり得ると。そういった中で、個々の対応を断片的に対応する。そうすると、無駄が出てくる。もっと合理的に総合的な観点に立って対応することが一番ベストであると。

途中の計画変更も当然あり得ることですので、これについてはご理解いただきたいと。まさか正門のところがあれだけ陥没するとは想像もしておりませんでしたので、状況の変化があることについて、まずはご理解いただきたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ちょっとまた短くなって、時間がないんですけれども、ちょっと町長も答弁、この内容について答弁をお願いしたいと思います。町長は最高責任者だから。最終的な結論を出してもいいから。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（平林 昇君） それでは今、非常に私のほうには振られないと思ってぼーっと聞いておりましたけれども、状況的にはいろいろ伺っております。今、私のほうにも町長の手紙等々で、父兄の皆様からもそういったことを早急に望むというようなお話も今のところない。

それから、各小学校についても、それから中学校の校長先生のほうからも、我々のほうにそういうことを早急をお願いしたいというような要望書も出ていないという状況。そして、基本的ベースにある教育長のお考え、その辺を考えてみますと、今、教育長がおっしゃったように、断片的な対応というよりも、総合的な方向性でよりいい落ち着きどころを急がずに、最終的にいい方向でできたら、一番ありがたいかなというふうに考えております。もうしばらくのお待ちをいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） もうしばらくということでありましてけれども、もうしばらくというのは、どのくらいの期間を言うか分かりませんが、できれば早くお願いしたいと思います。

結局、これは何か事故、結局今は登下校のときに保護者がとめる場所が、セブンイレブンの中がほとんどなんです。そこのところは何も五、六台しか送り迎え来ていませんので、いっぱい駐車するということはないと思います、あそこは。

だから今、簡単に裏門のところを開放して、五、六台だったらいいじゃないですか、入れれば。そこを砂利か何か敷いて、取りあえずそこを空き地ありますので、実際に駐車場というのは学校は校内になくちゃいけないんですよ、あくまでも。

それを駐車場がなければ、外部に持っていったお願いするとか、賃貸するとか、頼んで借りるわけなんですけれども、校内に少しでもあるんですから、それを利用した中で対応するのが当然だと思います、これは。

それで、実際セブンイレブンなんかで送り迎えをやって、事故があってもほしくない、今は不審者問題が出たんですけれども、これは時間がないのでできませんけれども、不審者が今、多発していますよね、町長。

それで、そういうわけですので、何かあったら個人責任になっちゃいますよ、あれ。实际的に。だから、事故でもあったら、セブンイレブンのところで事故があれば、個人ですよ、あれ。公的に対象がないので。

やっぱりあくまでも校庭内に、車を少なくともとめられる人はとめてもらうということで、用地だけ確保することが一番重要です。そこを整備するとか、そういうことを言っているわけじゃないので、あくまでも駐車場の中とめてもらいたいということで、学校側は校長先生に私聞いたんですよ。これでいいということで、そういうことで駐車場にしたほうがいい、よろしいということで、校長に聞いてありますので、これは。これは学校長の判断です、これは。あくまでもこれは教育長の判断じゃなくて、学校長もあるから、それでちゃんと特にお願いしたいと思いますよ。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 先ほどの学校に駐車場がないということなんですけれども、学校のほうには駐車場がございまして、先ほどの令和4年4月7日の文書でも、登下校時以外では、学校に用事のある場合は学校へお車を乗り入れていただいても構いませんというふうに、学校内の駐車場には登下校以外であれば乗り入れても構わないということで、周知のほうをしておりますので、周知のほうはしております。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ちょっと時間がない。それで、今……

○議長（麻生 勇君） 吉野君に申し上げます。終わりです。

○11番（吉野一男君） それは分かっているんですけれども、ちょっともう一回。

実際、そうじゃなくて、登下校時の話しているんです。登下校時以外のほうは関係ない話だから、登下校時が必要なんだから、この駐車場というのは。それを言っているわけですよ。それはちょっとわきまえて、ちょっと違うふうな形で解釈しては困ります。

○議長（麻生 勇君） 退場にするよ、言うこと聞かないと。終わり。

○11番（吉野一男君） 分かりました。じゃ、一応また参考にしていただければ。ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（麻生 勇君） 以上で吉野一男君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

次は14時10分から会議を開きます。

(午後 2時01分)

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

◇ 根 本 年 生 君

○議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

次に、5番根本年生君の一般質問を行います。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 根本です。質問させていただきます。

前回、吉野一男さんの本当に熱い答弁、身の震える思いがいたしました。私に心の中で今葛藤がありまして、負けないようにやらなくちゃいけないんじゃないか、いや、それともちょっと落ち着いたほうがいいんじゃないかということで葛藤がありまして、それなりにやらせていただきたいと思います。すみません。

私は今回、都会から町内に移住し、事務所、店舗を開設し、活躍している多くの事業者がいます。過去にもたくさんの優秀な事業者さんが、一生懸命大多喜町のために活躍してくれています。

特に最近、コロナの影響があるのかどうか、以前に比べて非常に東京から大多喜に来て、やりたいんだ、既にやっている方というのが多く見受けられる状況です。その人たちのことについて、少しお話をさせていただければと思います。

では、質問します。少子高齢化、若者の人口流出、過疎化が進む大多喜町。高齢化は42パーセントと、県内でもトップクラスです。高齢者のみの世帯も大変多くあります。

その中で、最近明るいニュースが幾つか聞こえてきています。特に、都会に事務所、店舗を構えながら、大多喜町内にも新たに事務所、店舗を開設し、地域貢献、地域活性化、地元住民とともに取り組みたいという強い意思を表明して、一生懸命やられている事業者があるということです。新聞やテレビなどでも数多く取り上げられ、そのうちの一部の従業員は町内に移住し、また地元の人たちを多く雇用している状況であると思っております。

その中で代表的な、最近のやつですね。本当に過去にもいろんな優秀な方が来てくださっ

ていることは承知しております。最近だと、3人制プロバスケットチームの誕生ですね。総元小学校のJPFという会社さんがこれを立ち上げてくださって、バスケットの練習をしながら、ふだんは山に入って山の整備、タケノコの整備と、あと、農業も一生懸命やられているところでございます。

またもう一つは、大多喜麦酒さん。これは空き家、農家住宅の空き家の作業場を改造して営業しているところでございます。

あともう一つ、商店街のほうでも空き店舗を利用した店舗が、今まさにこれから一生懸命やって、来年には開業したいということでございます。それで、その資料を見ると、大多喜の竹を使った芸術を強調したいと。それと、歴史を体験できる施設もつくりたい。それで、古民家ホテルも併設して、レストラン、アートショップを併用しながら、レストランと喫茶店もやりたいと。

そして、この3つのいずれもが地元で農業も行いたいという強い意思を持っています。大多喜町で作った食材を使って、大多喜町でいろんなものを、レストランだとか、いろんなものをやりたいということです。本当にうれしい限りでございます。

そのほかにもたくさん既に開業している、たくさんの事業者が多くあります。その件で伺いたいと思います。

まず、都会に事務所、店舗を構えながら、大多喜町の事務所、店舗を開設してくれる事業者と、行政、町民、各種関係団体も一緒になり、地域活性化に取り組むべきだと考えます。

どのような形で地域活性化に取り組むことがいいのか、基本的な考え方をお聞かせください。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 根本議員からの一般質問につきまして、商工観光課からお答えさせていただきます。ご質問の内容は、大多喜町内についてのご質問であると思っておりますけれども、商工観光課からの観点でお答えさせていただきます。

本町へ定住や活動拠点の場として選んでいただいた事業者に対しては、地元へ早く溶け込んでいただき、地域へのつながりを深めるため、商工会への加入案内や地域の情報等をお伝えするなど、サポートを行っていきたいと考えております。

また、地域活性化について、当地域外の方の視点により新たな考え方などを取り入れることで、いろいろなアイデアや地域活性化につながるヒントが生まれる可能性があると思えます。そのようなことから、町民、住民団体、行政と一緒に考え、取り組んでいくことは、必要であると考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今1番、2番も併せて答弁いただいたということでいいのかな。2番はまた2番であるのかな。支援。

じゃ、2番、すみません。実際、どのような形でその人たちを応援、または協力すべきだと思いますか。お願いします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） どのような応援、協力があるかというご質問でございますけれども、このご質問につきましても、商工観光課からの観点でお答えさせていただきます。

本町へ定住や活動拠点を置くなど考えている事業者からの相談があった場合は、補助金制度のご案内や商工会等と連携し、要望や困っていることなどを聞き取り、円滑な事業展開ができるよう努めておりますけれども、今後も継続し、事業者への応援、協力をしてまいりたいと考えております。

また、地域の団体が集まる場への参加をお勧めするなど、交流を深める場や意見交換などをする機会が提供できれば、より地域に早く溶け込み、悩みや問題を抱え込むことなく、持続的な事業の一助となると考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今の答弁の中で、地域との交流会とか、相談体制とかを整えたいということです。大変うれしい限りなんですけれども、具体的にどのような形でそういったことをやっていくのか。もう既にある程度のある考え方がありましたら教えてください。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 地域の例えば団体が、今後なんですけれども、開催する会議等の情報を事業者さんに提供して、気軽に参加できるように直接お声をかけるなり、そういった方法でお伝えできればなと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

私が思っているのは、地域の活性化、これからはちょっと城下の商店街のこの話に移っていくんですけれども、地域の活性化については、先ほどの災害にて一義的に町が責任を持

つと言いましたけれども、地域の活性化は、私は一義的には地域住民が責任を持ってやることだと思っています。

しかしながら、これについて地域住民だけではとてもできない。それは重々皆さんも分かっていると思います。行政と手を取り合っていかななくてはいけない。

やはり行政と地域の住民が、もう地域住民が主体なんですけれども、町と同じ方向性を向いて、それで主体的には地域住民が一生懸命やれる体制づくりをぜひお願いしたいと思っています。

それで、今後、今度来る事業者を含めて、ほとんどの事業者は空き店舗、空き家を利用しています。その問合せが非常に多いんです。ただ、そういった事業者を全て受け入れることはできないと考えています。

町の考え方を理解してもらう、町民の考え方を理解してもらう、大多喜町地域の住民はこういったまちづくりを求めているんだと、こういった人に来てもらいたいんだということを積極的にアピールして、そういった方に極力来てもらうような形を取っていただきたいと。これは個人的なことですから、だからって来ちゃいけないということは拒めないと思っています。

思っていますけれども、今多くの人たちがこちらに来る理由として、東京で商売をやっているけれども、東京ではコロナの影響でいつ時短になったり、営業しちゃいけない、お酒出しちゃいけないというような状況がいつ生まれるか分からない。向こうは家賃が高いですから、1か月仕事しちゃいけない時短といっても、大変な赤字になっちゃうんですね。

じゃ、そこをやりながらどうするんだ。じゃ、今度、田舎のほうに店舗を構えたいという話で来ている。だけれども、田舎といってもどこでもいいというわけじゃない。東京みたいな田舎では来ても意味がない。

ただ、大多喜町には周辺と違うのは古い町並みがある、お城がある、ローカル鉄道がある。それで、養老溪谷とか、自然が、滝があったり、観光施設がある。だから、大多喜町に来るんだと。そういったところが好きで来るという方が大半なんです。ほとんどなんです。

だから、そういったところを維持管理、保全していかなければなりません。来て結局二、三年で帰ってしまうような形を取ってもらいたくない。それには、町並みをみんなで協力して保全していかなければならないと思っています。

当然、先ほど言いましたように、それは地域住民が主体となり、地域住民がやっていかなければならないことだと思っています。それには行政のお手伝いもお願いしたいというふう

に、個人としては思っております。

それには、大多喜町のまちづくりの基本、原則、理念を定めたしっかりした計画を、地域住民、関係団体と協議し、作成し、その計画を十分理解してもらって、大多喜町の歴史と文化に合った事業者を積極的に受け入れるべきだと。それで、多くの方に聞いても、そういうふうにやってくる町だからこそ私は来たんだというようなことを強く訴えてくるわけです。

それで、今の計画、歴史的景観条例とか、城下の再興による観光活性計画とか、県民の森の計画、養老溪谷の計画、大多喜町観光総合戦略、立派な計画、ここにありますが、でも、これを全て、じゃ、渡して読んでくれというわけにはなかなかいかないですね。

やっぱりもっとコンパクトに、はっきりとこういったまちづくりが分かるもの、それについて努力しているんだというものを内外に示して、そうして来ていただくということは非常に大切であると考えています。

それで、景観団体にも認定されていますので、景観法に基づく計画をつくってもいいでしょう。それをコンパクトにつくって、コンパクトにまとめるということも必要でしょう。

ただ、今から新しい計画をつくとなると、大変に時間と労力もかかるでしょうから、今の段階でやはり町としてしっかりした考え方、町民と協力してこういったふうなまちづくりをやるんだというようなアピールできる計画というんですかね、概要版でもいいんですけれども、そういったものをぜひつくっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） このご質問につきましては、城下商店街に関することであると思いますので、商工観光課からの観点でお答えさせていただきます。

街なみ景観形成地区につきましては、大多喜区、猿稻区、久保区、桜台区、新丁区の5区で形成されております。景観形成に関する基本的な事項や、景観形成基準や補助金事業等の例規を整備しております。

また、大多喜町第3次総合計画を準用し、大多喜町観光総合戦略の個別計画として、大多喜城下町の再興による観光活性化基本計画を策定しております。

このように、例規や計画は整備しておりますけれども、本町で事業を考えている事業者に分かりやすくまちづくりに対する町の基本的な考え方等を伝えるため、要約版的なものを作成することは協議したいと考えております。

なお、要約版等につきましては、作成と併せてデータ化などをいたしまして、町のホームページに掲載するとか、相談があれば印刷等をして活用できればよいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

私が考えている概要版というのは、なつかしの街並みという、こういったのがもうお城は閉館になっちゃっていますけれども、お城のほうでこういったものを簡単な冊子、だから私、A3の折り込みぐらいでいいと思うんですよね。大多喜町の街並みはこんなに素晴らしいものがあるんだよ、こういった街並みを考えているんだよというものを、A3の折り込みで、あまり長くても読まないんで、やっぱり一目で見て分かるものを。

それで、あとは相談があった段階でやっていくと。大多喜町に来てお店をやりたい、住みたいという人についても、大多喜町でもう100パーセントやるんだということで来る方はほとんどゼロなんです。まあ、大多喜町いいかなという感じで、本当アバウトな感じで来る方が多いんですね。

そのときにこの冊子を見せて、あとは地域の方々が本当に親身になって、大多喜町はいいところだからと言って案内してあげる。いい面、要は大多喜に来て全然分かりませんから、いろんなところに人に会わせたり、行政に行ったり、そういったふうにやって、仮に相談に来たら、10人のうち1人でも2人でも大多喜町に根づいてもらうような形、そのきっかけとなるのは当然この小冊子だと思っていますので、よろしくお願いします。

それで、町長のほうも、ロケーションビデオとか、今この人たち、やっぱり農地もやりたいという方が大半です。それで、ほとんど農業の経験のない方がほとんどなんですね。何か田んぼを畑地化しようとかということで、それも一生懸命進めているようです。

やはり大多喜町をよく知っていただいて、町民が一緒になって行動できる体制をぜひつくっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（平林 昇君） お答えさせていただきます。今までのお話を聞きながら、全くそうだなというふうに感じ入っておりました。

ただ、いろんな状況で、一概に一括的な方向で大多喜町こうしようというわけじゃなく、来ていただけた方たちには丁寧になるべく対応していきたいなど。個々それぞれ多分持っているもの、それから町が抱えているものは違うと思いますので、よく相談させていただきながら進めていきたいというふうに思っております。

先ほど課長のほうが答弁していただきましたけれども、要約版的なものです。それはあ

る程度条例が変わったりということで、都度都度こうフレックスに動くだろうという想定があるものですから、できればホームページの中でつくっておいて、そして、お話があったらそれをプリントアウトしてあげるというやり方が一番タイムリーじゃないかということで実はお願いをして、今それを考えていただいておりますので、とにかく住んでよし、訪れてよしのまちづくりが私の提案ですので、ぜひそれに沿った形でやってみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） よろしくをお願いします。

それと、あともう一つ、やっぱり大多喜町の理念に合った事業者を迎えるに当たって、やはりインフラ整備というんですかね。やっぱり町並みの整備も併せてやっていかないとけないと思っています。

本当に壊れかけた空き家が多くなってきたり、そうすると、もう、何だということにはなるでしょうし、やっぱり案内看板とか、古い神社とか、お寺とかあっても、そこに案内看板とか、いろんなここは由緒あるこういった建物ですよということが書かれているんだけど、それも申し訳ないけれども剥げて見えないとか、それが腐食してもう駄目になっちゃっているとか、やはりそういった整備も併せて同時にやっていただけると、大多喜町は力入れているんだなということになると思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ご質問のございましたインフラ整備につきましては、事業者のための看板整備改修であるということで解釈させていただき、お答えさせていただきます。

現在、その観光的な看板なんですけれども、台帳を作成いたしまして、設置年度や老朽化の程度を勘案して、町内全体でございますけれども、計画的に整備、改修を行っているところでございます。

その中で、城下町周辺の看板の整備改修は令和2年度に6か所、城下町周辺の案内図の改修を行い、令和3年度に行き先案内板、誘導サインなんですけれども、これを9か所を改修してございます。

今後も、町内に定住や事業拠点として選んでいただいた事業者が、どこにどのような施設があるかなど、分かりやすい看板等を整備、改修を進めていければと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

それで、あとは、今はこうパンフレットをつくってくださいとかと言いましたけれども、当然それだけでは不十分。インフラをやるというのは当然不十分なところがあります。

それで、今後、地域の人たちと話し合っていることは、旧商店街、城下町には商工会の外郭団体であります城下振興組合、あと、小江戸の会、誘致実行委員会、立葵の会さんとか、様々な団体があります。それと、大きく関わってくるのは商工会さんとか、観光協会さんとか、わくわくカンパニーさんとか、あと、いすみ鉄道さんとか、本当はお城がやっていればいいんですけども、お城はちょっとこういった状況になっちゃったんで、今話しているのは、皆さん1回交流会を持ちましょうと。

それで、皆さんざっくばらんな意見交換をしませんかと。このままで町並みがいいと、もう過疎化によって寂れていくんで仕方ないということであれば、それはそれでしょうがないでしょうと。

しかし、今一度みんなで協力して、何かもう一度盛り上げたいということであつたら、みんなが一致協力してやりませんか。1つの団体だけがやろうと思ったら、これはなかなかできません。それで、1つの、その中で協議会みたいなものが仮に立ち上がって、1つに方向性ができれば、県とか、国とかに対しても、ある程度要望ができるんじゃないかというような形もみんなで協議したいなと。

それで、その中でもう一つ大きな課題は、いかに次世代につないでいくかと。今、どこの団体も高齢化で非常に1つの団体では行動できない段階に来ています。その中で、1つの団体だけが次世代につないでいこうと思うと、これは難しいんで、全て関連する団体がいかにして次世代につないでいくかということも併せて、計画の中というんですかね、みんなで話し合いたいなと。

これは商業、農業、林業、全てそうだと思いますけれども、今後、大多喜町の大きな先は、いかに次世代につないでいくかと。本当に大変難しい面もあるんですけども、私はちょっと町なかの人間なんでね、町なかのことしか言えないけれども、町なかのいろんな団体、皆さんと地域の交流会をつくってみんなで話しましょうよということを言っていきたいと思っています。それには当然、町の協力もなければできませんので、こういった形になるか分かりませんが、町の協力を得ながら。

それと、この間町長が商工会の会合のときに、地域振興センターさんのほうですね。ご相

談に行ったほうがいいんじゃないのかというような、ちょっとご意見をいただきましたので、それについても商工観光課さんのほうに、これも皆さんの一応合意を得て、じゃ、日程調整して行きましょうよということになっていますんで、本当に地域住民が主体となってやるんだけど、町もやっぱり一緒にやってもらわないとできないんで、町に全部何もかもやれというわけではございませんので、ぜひ一緒にやっていただけるとうれしんで、いかがでしょうか。力強い答弁を最後に、町長。最後にぜひということで。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（平林 昇君） すみません、今、根本議員のほうからお話ございました。

町としては、やはり基本的には住民がベースになって、そして町がそれをフォローアップしていくという形が一番ベストな方向だろうと、それが一番長続きするだろうというふうに思っております。

まさに今、根本議員おっしゃったように、いろんな会がまた1つになって、もう一度1つの方向性を見直してみるというのも、いい機会だと思います。ぜひ頑張ってください、その中で、我々がどういう形でフォローアップしていくかということは、しっかりと見極めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） はい、すみません。

ちょっと時間がないので、最後にいろんな会合をちょっと最近しょっちゅうやっているんですけど、その中で、最後でみんなには、とにかくもう一回夢を見ましょうよと。夢だから駄目かも分からない、過疎化が進んで駄目かも分からないけれども、もう一回みんなで努力して夢を見てみませんかと。

やはり夢に向かって一生懸命やっているときが楽しいんで、やっぱり夢が完成しちゃうとどうなのかなというところがありますけれども、やっぱり夢に向かってみんなが一生懸命やっているとき非常に楽しいんで、話をしているだけでも楽しいと思っています。

本当にみんなでもう一回、業者さんも含めて夢見て、過疎化の厳しい大多喜町、何とかしたいと思っていますので、その節はいろいろなご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（麻生 勇君） 以上で根本年生君の一般質問を終了します。

◇ 渡 辺 八寿雄 君

○議長（麻生 勇君） 次に、8番渡辺八寿雄君の一般質問を行います。

8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 8番渡辺八寿雄です。6月会議におきまして一般質問をさせていただく機会をいただきまして、感謝を申し上げます。

私は6月会議におきまして、子ども医療費助成制度の拡充について、そして、ヤングケアラーの実態把握についての2点について質問をさせていただきます。

まず、その前に、山梨県道志村山中で発生しました成田市在住の小学1年生女子の行方不明事件につきましては、生命を維持するに足りる人骨が発見され、行方不明でありました女子のものと断定され、死亡と判断された事件、事故につきましては、3年もの間探し続けた親御さんの気持ちを察するに、誠に無念でなりません。亡くなられたお子様のご冥福を心からお祈り申し上げたいと存じます。

千葉県におきましても、廃校を利用したキャンプ場の開設、また本町におきましても徐々にキャンプ場が増えつつあるやに聞いております。二度とこのような惨事が起こらないように、キャンプ場を経営する責任者の方、また、お子様を連れて遊びに来られる皆様方には十分注意をされますよう、注意喚起をお願いしたいと思うところであります。

それでは、一般質問をさせていただきます。

初めに、子ども医療費助成制度の拡充について質問いたします。

この医療費助成の問題につきましては、午前中に山田議員からも同様の質問がなされておりますけれども、多少重複する点があるかも知れませんが、この件に対する私の熱意、それからまた違う角度からお尋ねをしてみたいと思っておりますので、お許しをいただきたいと思います。

夷隅管内におきましては、いすみ市や御宿町では既に導入されておりますし、勝浦市では今年度から導入するようでありますし、また、長生郡市を見ても、茂原市を除く全町村で高校生まで医療費が無料化となっております。

ウィズコロナによる社会の勤務形態は、テレワークやリモートワークの推進とともに分散勤務が拡大し、都会から地方へと生活の基盤を移す傾向にあるとも報道がなされております。地方での生活には、医療、福祉、教育等の充実は欠かせません。

山田議員の先ほどの質問に対する町の考え方につきましては、子育てしやすい環境づくりを検討したい、そして、さらに町長からは前向きに進めたいと。非常に力強い答弁をいただいたところであります。大いに期待するところであります。

そこで1点目についてお尋ねいたしますけれども、高校生にもなりますと体力もついてまいります。病気に対する抵抗力も十分ついてくると思われます。そこで、高校生の年代であります16歳から18歳代の年齢層におけます本町の国保、社保加入者の受診率についてお伺いをしたいと思います。

また、受診率の算出が困難であるとするならば、受診件数がどのくらいか、お分かりでしたらお答えいただきたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、最初に税務住民課から国民健康保険の被保険者、加入者の16歳から18歳の受診率についてお答えいたします。

受診率につきましては、令和3年度中の全被保険者の受診件数に対する16歳から18歳代の受診件数の割合を受診率として答弁させていただきます。

まず、16歳代が0.23パーセント、17歳代が0.24パーセント、18歳代が0.24パーセント、合計で0.72パーセントというふうな数字になります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 社会保険分の件数について、健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

町民高校生3学年分の医療機関受診率等のデータはございませんので、社会保険診療報酬支払基金に問合せをしたところ、そちらでもやはりそのようなデータは把握していないため、受診数及び受診率についての回答は不可能とのことでありました。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） どうもありがとうございました。これだけデータが詳しく算出されている今にあって、なかなか社保の年代の受診率が出ないというのは、非常にはてなというところを感じるところでありますけれども、データがないということでありますれば仕方ないと思うわけであります。

本町の子ども医療費の無料化につきましては、平成26年12月会議におきまして、子ども医療費の助成に関する条例を一部改正し、この対象を中学3年生まで拡大し、翌年平成27年4月1日から施行されたところであります。

中学生まで無料化につきましては、今では先ほどもお話がありましたように県下54市町村

全てで実施しておりますけれども、高校生まで拡大している市町村は、勝浦市を含めて県下24市町村、全体の44パーセントであります。

中学生の医療費無料化が始まって8年目を迎えるわけでありましてけれども、直近の子ども医療費助成制度の実績額について、お分かりでしたら伺いたいと存じます。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

まず、令和3年度の年代別の医療費を申し上げます。就学前、乳幼児については、対象者数239人で717万5,000円。小学生につきましては、対象者数331人で966万9,000円、中学生につきましては、対象者数211人で529万5,000円。合計で対象者数781人で2,213万9,000円でございます。

次に、令和元年度から令和3年度までのゼロ歳児から中学3年生までの医療費合計を申し上げます。令和元年度は2,417万6,000円、令和2年度は1,900万6,000円、令和3年度は先ほど申しましたとおり2,213万9,000円でございます。この令和2年度につきましては、コロナ感染症の拡大による受診控えと考えられます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。多い年で2,400万ということでありました。

次に、高校生まで無料化した場合のこの財政措置について伺いたいと思います。

先ほどの質問ですと、およそ360万円、高く見て360万円、高校生無料化に要する財源措置が必要だという回答がありました。

本町では、昨年9月におきまして、可決成立した大多喜町過疎地域持続的発展計画があります。この計画では、持続的発展施策区分として子育て環境の確保とあり、事業名としては過疎地域持続的発展特別事業とあり、その事業内容は17事業ありまして、そのうちの1つに子ども医療対策事業とあります。

中学生までの医療費無料化の財源措置につきましては、この過疎債を利用されているものと思われましてけれども、高校生の医療費無料化について、この過疎債を利用することができるかどうか、伺いをしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 財源措置に関することですので、財政課のほうからお答えさせて

いただきます。

子ども医療費助成制度の対象を高校生まで拡充した場合の財源として過疎債の活用ですが、渡辺議員のおっしゃるとおり、過疎地域持続的発展計画で位置づけをされており、過疎債のソフト分の活用が可能となります。

ただし、過疎債のソフト分についてですが、借入額に上限があるために、ほかの事業との調整が必要で、毎年行っているところです。

新たに増額となる高校生分について、全額全てを過疎債で充当するということは現実的ではない状況とはなりますけれども、充当は可能となります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 答弁ありがとうございました。高校生の医療費無料化につきまして、過疎債は使用できるという答弁をいただきました。ありがとうございました。

茂原市さんでありますけれども、他市さんはいいんでありますけれども、念のため調べましたところ、市町村振興宝くじの交付金が出ているようでありますけれども、この財源の活用もご検討いただければと思っております。

高校生までの子ども医療費無料化制度につきましては、町長の力強い答弁もいただきました。何とぞ何とぞ、近いうちに高校生医療費の無料化について、制度設計をよろしく願いたいと思います。

次に、2番目の質問に入ります。ヤングケアラーの実態把握についてであります。

この問題につきましては、昨年の6月会議におきまして、やはり一般質問が出されたところであります。ヤングケアラーとは、今さら申し上げるまでもありませんが、家族のために大人がするような家事や介護など、身の回りの世話を担う18歳未満の子供をそう呼ばれております。本町議会におきましても、支援条例、これは理念条例に値するものでありますけれども、条例制定に向けて検討しているところでもあります。

今では、全国的に取り上げられているヤングケアラー問題でありますけれども、一昔前までは家族の世話、兄弟の世話は当たり前と称されておりました時代もありましたけれども、今では少子化の時代、子供は社会全体で大事に育てる時代へと変わってまいりました。

家族の世話をすることは素晴らしいことでありますけれども、勉強や友達と遊ぶことも大切であります。小さい子供は、自分と他人の家庭を比べることはできません。ケアが当たり前になり、ケアラーという認識がないとも言われております。

成蹊大学のある教授は、家族のことは家族でという外圧が強く、働く社会の幸せが弱い立場の子供に行っている。ヤングケアラーは制度のはざまにいて、支援されにくい。家族を支援する政策が大切であると話されております。ヤングケアラーは、このような社会の構造変化の中で注目されるようになってまいりました。

令和3年4月に、厚労省と文科省による初のヤングケアラーの実態調査の結果が公表されました。それによりますと、中高生約1万3,000人、これは抽出調査でありますけれども、中高生約1万3,000人が回答し、そのうち中学生で5.7人、約17人に1人です。高校生では4.1パーセント、約24人に1人が世話をしている家族がいると回答したようです。1クラスに1人から2人いる計算となり、また、驚いたことに、全体の8割の子供たちがヤングケアラーという言葉聞いたことがないと回答されたようです。

また一方、本年1月に、今度は厚労省でありますけれども、小学生を対象にした調査がありました。その結果では、小学校6年生の約15人に1人に当たる6.5パーセントが世話をしている家族がいると答えたそうです。

そこで、お伺いしたいところであります。本町では、このヤングケアラーの実態について、どのように把握されているのか、お伺いいたします。また、今後の町の取組について、お考えがありましたら併せてお伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

実態把握が進んでいるのかとのお質問ですが、ヤングケアラーは家庭内のことであり、非常にデリケートな部分を含んだ問題であることから表に出にくく、調査による状況把握は難しいと思われます。

健康福祉課としても、積極的な全体調査等は行っておりません。しかしながら、ヤングケアラーと思われる児童・生徒の把握には、本人や家族からの相談があった場合はもとより、関係する機関等からの把握に努めております。

具体的には、学校、保育園など、教育現場との情報共有、介護や障害福祉では、それぞれの支援を行う上で、その家庭内にヤングケアラーがいないかも含めて状況把握を行っています。

また、各地域で家庭の状況を比較的把握しやすい民生委員、児童委員にもヤングケアラーと思われる事案を見聞きした場合は、速やかに情報提供していただけるよう協力依頼するな

ど、様々な関係する機関に協力をいただき、把握を行っているところでございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、教育課から町立の小中学校の実態把握についてお答えさせていただきます。

その前に、ヤングケアラーの捉え方につきまして、先ほど渡辺議員よりご説明がありましたが、念のためですが、もう一度確認の意味を含めてご説明をさせていただきたいと思います。

ヤングケアラーには、法令上の定義はございませんが、一般的に本来大人が担うと想定されているような家事、家族の世話などを日常的に行っていることで負担を抱える、もしくは子供の権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子供として捉えております。

学校でのヤングケアラーの把握につきましては、各家庭のプライバシーに関わることもあり、児童・生徒に直接聞くのは難しい面もあることから、日頃から学校生活での健康観察、出欠状況、宿題、持ち物の忘れ物、提出物の状況などを確認する中で把握したり、子供たちとの対話や家庭訪問、保護者面談などの折に保護者から聞き取ったりして把握するように努めているところです。

さらに、学校現場ではスクールカウンセラーを配置していることから、スクールカウンセラーの関わるケースから、ヤングケアラーに該当するかどうか把握に努めております。

ほかにも、県教育委員会で作成したヤングケアラー発見、把握に向けたチェックリストや支援に向けた対応例などの資料を学校に配布して、共通認識を持って早期発見に努めております。このように、学校ではヤングケアラーがいるかもしれないと常に意識して、日々の業務を行っているところです。

学校での状況ですが、町立小学校の状況では、昨年、山田議員から同様の質問があり、その際に町内小中学校の先生に状況を確認したところ、小中学校においてヤングケアラーと思われる子供は確認できなかったと報告させていただきました。今回も同様に学校に伺ったところ、ヤングケアラーであることが疑われる子供が確認できたとの回答がありました。

この状況を踏まえ、今後は家族の現状、支援が必要と考えているかといった意思や希望を確認することが重要と考えております。それにより、経済的な問題を抱える状況の場合は、保護者や当該家庭の地区を担当する民生委員、児童委員と連携し、就学援助などの手続を支援、また、児童・生徒の心のケアが必要と思われる場合には、スクールカウンセラーやスク

ールソーシャルワーカーによる心身のケアなど、関係機関で連携、調整を図り、必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） なかなか積極的な取組が非常に見えておりまして、力強く感じるところであります。

このヤングケアラーの調査につきましては、本当に家庭内の問題でありますので、調査するということは非常に難しい面もあるかと思います。また、学校での確認の仕方、あるいは福祉、行政上の捉え方も両面があるかと思うんでありますけれども、結局大変なのはお子様でありますので、あらゆる面、関係機関の協力をいただきながら、そういうはざまにある子供たちを早く救ってあげて、普通の子供たちと一緒に遊べる時間、また宿題をする時間を十分取れるように、ひとつ努力をいただきたいと思います。

そういう中で、調査が非常に難しいということでもありますけれども、最近の新聞報道、これは千葉市が市立学校の小学校5年生、中学2年生、高校1、2年生を対象に実態調査を実施し、その結果が公表されました。

世話をしている家族がいると答えた方、小学校5年生で7.3パーセント、中学校2年生では6.8パーセント、高校1、2年生では2パーセントだったそうであります。

また、これとは別に、今年2月定例県議会におきまして、公明党の議員がヤングケアラーについて、県の支援体制について代表質問をされました。県の答弁では、家庭内のデリケートな問題であるとしながらも、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるよう、関係機関と連携して取り組むとともに、実態調査等の結果も踏まえ、より一層支援を充実させていきますと答弁があったようであります。

この県の答弁のあった実態調査について、町はどのように把握されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの一般質問に教育課からお答えさせていただきます。

県では、今年度県内の小中高の生徒を対象にした実態調査を行い、この調査に基づいた支援策を検討すると伺っております。これは、まだ時期は不明と伺っております。

また、令和4年6月8日に各学校の社会人権担当を対象に、ヤングケアラーを題材にした社会人権教育地区別研修会を開催するというふうに伺っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 8 番渡辺八寿雄君。

○8 番（渡辺八寿雄君） どうも力強い答弁をありがとうございました。子供を大事に考えている町の姿勢、本当によく伝わってまいりました。

子供は宝であります。困っている子供を早期に発見し、いち早く支援の輪を広げるよう、本当に切にお願いを申し上げたいと思います。みんなで子供たちを温かい目で守っていきたいと思います。

時間の前でありますけれども、これで私の 6 月の一般質問、以上とさせていただきます。答弁ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で渡辺八寿雄君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

次は、15時15分から会議を再開いたします。

（午後 3 時 0 1 分）

○議長（麻生 勇君） 時間前ですけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 1 3 分）

◎請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第 7、請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） それでは、請願第 1 号を紹介したいと思います。

請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります秋田秀博氏から提出されたものでありますが、その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります長島氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。将来を担う子供たちが全国どこでも同じ条件の下で教育が受けられることは国の責務であり、そのため設けられたのが義務教育費国庫負担制度であります。

この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合には、自治体にとっては義務教育の水準に格差が生じることは必至であります。このようなことから、義務教育費の国庫負担制度の堅持を強く要望したいという請願の趣旨であります。

なお、この件につきましては平成24年度から請願書として提出されておりますが、本議会としてはその都度採択し、意見書を政府関係機関に提出いたしております。

どうかよろしくご審議をいただきまして、採択いただけますようお願い申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 次に、日程第8、請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） 請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、令和5年度予算編成に当たりまして、憲法や子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するため、令和5年度の教育予算拡充に努めていただきたいとする内容の請願であります。

本件につきましては、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります秋田秀博氏から提出されたものでありますが、その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります長島氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てることは教育の使命でもあり、その教育環境の整備を一層進める必要があることは申し上げるまでもありません。

本請願につきましては、よろしくご審議をいただき、採択いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長(麻生 勇君) お諮りします。

ただいま野村賢一君外5名から、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について外1件の発議案が提出されました。

この発議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

よって、提出された発議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(麻生 勇君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りします。

追加日程第1、発議第4号及び追加日程第2、発議第5号を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

◎発議第4号及び発議第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 追加日程第1、発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について及び追加日程第2、発議第5号 国における令和5年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを一括議題とします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長(宮原幸男君) それでは、発議案を朗読いたします。

発議第4号。

令和4年6月5日。

大多喜町議会議長、麻生勇様。

提出者、大多喜町議会議員、野村賢一。賛成者、同、山田久子、賛成者、同、末吉昭男、賛成者、同、渡辺八寿雄、賛成者、同、森久、賛成者、同、吉野一男。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や、居住地のいかんに関わらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責任を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

続きまして、発議第5号を朗読いたします。

発議第5号。

令和4年6月5日。

大多喜町議会議長、麻生勇様。

提出者、大多喜町議会議員、野村賢一。賛成者、同、山田久子、賛成者、同、末吉昭男、賛成者、同、渡辺八寿雄、賛成者、同、森久、賛成者、同、吉野一男。

国における令和5年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

国における令和5年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法や子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育はいじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、各地での地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、令和5年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- 1 災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること
- 2 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早急に策定・実現すること
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や就学金事業に関わる予算を更に拡充すること
- 5 既存校舎の改築や更衣室等の公共学校施設整備費を充実すること
- 6 子供の安全と充実した学習環境を保障するために、財政措置を講じること
- 7 感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

次に、提案理由について、提出者の説明を求めます。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） 先ほどの請願第1号、第2号、皆様の全員の賛成で採択されて、ありがとうございました。

それでは、発議第4号及び第5号、提案理由の説明をさせていただきます。

発議第4号及び発議第5号につきましては、一括して提案理由の説明を申し上げます。

先ほど請願審査でご審議をいただきました請願第1号及び請願第2号の採択を受けまして、我々大多喜町議会といたしまして、内閣総理大臣をはじめとする関係大臣に意見書を提出いたしたく、山田久子議員、末吉昭男議員、渡辺八寿雄議員、森久議員、吉野一男議員の賛同をいただき、連署をもって発議案を提出させていただいたものであります。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま議会事務局長から朗読のありましたとおり

でございます。

よろしくご審議をいただきまして、可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

まず、発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（麻生 勇君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

7日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

（午後 3時33分）

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

(第 2 号)

令和4年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

令和4年6月7日（火）

午前10時00分 開議

出席議員（12名）

1番	渡 辺 善 男 君	2番	渡 邊 泰 宣 君
3番	野 村 賢 一 君	4番	末 吉 昭 男 君
5番	根 本 年 生 君	6番	吉 野 僖 一 君
7番	山 田 久 子 君	8番	渡 辺 八寿雄 君
9番	山 口 定 夫 君	10番	森 久 君
11番	吉 野 一 男 君	12番	麻 生 勇 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	平 林 昇 君	副 町 長	西 郡 栄 一 君
教 育 長	宇 野 輝 夫 君	総 務 課 長	麻 生 克 美 君
企 画 課 長	市 原 芳 則 君	財 政 課 長	君 塚 恭 夫 君
税務住民課長	西 川 栄 一 君	健康福祉課長	長 野 国 裕 君
建 設 課 長	吉 野 正 展 君	農 林 課 長	秋 山 賢 次 君
商工観光課長	渡 邊 陽 二 君	環境水道課長	和 泉 陽 一 君
特別養護老人 ホーム所長	木 島 丈 佳 君	会 計 室 長	須 藤 明 実 君
教 育 課 長	小 高 一 哉 君	生涯学習課長	米 本 敏 克 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宮 原 幸 男	書 記	市 原 和 男
書 記	鈴 木 孝 一		

議事日程（第 2 号）

- 日程第 1 報告第 8 号 債権放棄の報告について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第 27 号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 28 号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 29 号 大多喜町地域防災計画の修正について
- 日程第 7 議案第 30 号 町道の認定について
- 日程第 8 議案第 31 号 令和 4 年度大多喜町一般会計補正予算（第 2 号）

◎開議の宣告

○議長（麻生 勇君） 改めまして、おはようございます。

議員各位をはじめ執行部職員の皆様には、5日の本会議に続きましてご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（麻生 勇君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程（第2号）により、進めてまいりますので、ご承知願います。

◎行政報告

○議長（麻生 勇君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） 皆さん、おはようございます。

それでは、令和4年第1回議会定例会6月会議の2日目に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、議長をはじめ議員の皆様方におかれましては、5日の日曜会議に引き続き、大変お忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承いただきたいと思います。と存じ上げます。

本日は、報告案件が1件、そして一般質問の後、固定資産評価審査委員会委員の人事案件と条例の一部改正が2件、また、地域防災計画の修正、町道の認定1件と、一般会計の補正予算を提出させていただいてございます。

各議案ともに十分にご審議をいただきまして、可決いただきますようお願い申し上げます。と、行政報告とさせていただきます。と思います。

本日一日どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（麻生 勇君） 次に、諸般の報告であります。本定例会 6 月会議開会後の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第 8 号の上程、説明

○議長（麻生 勇君） これより日程に入ります。

日程第 1、報告第 8 号 債権放棄の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、報告第 8 号の説明をさせていただきます。

17ページをお開きください。

本文に入ります前に、概要につきましてご説明させていただきます。

今回放棄します債権は水道料金で、大多喜町債権管理条例の規定により、令和 4 年 3 月 31 日に、債務者 26 名、件数 83 件、金額 78 万 5,855 円を放棄したものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

報告第 8 号 債権放棄の報告について。

大多喜町債権管理条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、町の債権について下記のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告します。

1、放棄した債権の名称、水道料金。

2、放棄した債権の件数、83 件。

3、放棄した債権の金額、78 万 5,855 円。

4、放棄した時期、令和 4 年 3 月 31 日。

5、放棄した債務者ごとの金額、調定年度及び件数、放棄した事由につきましては、以下の表のとおりでございます。

表の一番右の列、放棄の事由につきましてご説明申し上げます。

大多喜町債権管理条例第 12 条第 1 項の規定は、町の私債権の放棄できる事項を第 1 号から第 7 号まで定めており、今回の債権放棄につきましては、第 2 号及び第 4 号事由に該当するものです。第 2 号に規定する事由は、債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困

難であるため、また、第４号に規定する事由は、債務者の死亡、失踪、行方不明等で徴収の見込みがないという２つの事由によるものです。

第２号事由による者８名、３２件、３０万９,６３６円、第４号事由による者１８名、５１件、４７万６,２１９円となっております。

なお、調定年度につきましては全て平成２７年度分となっており、合計２６名、８３件、７８万５,８５５円を放棄したものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（麻生 勇君） これで、報告第８号 債権放棄の報告についてを終わります。

◎一般質問

○議長（麻生 勇君） 日程第２、一般質問を行います。

なお、本日の一般質問は通告順により行いますが、質問時間については答弁を含めて３０分となります。

また、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したので、ご承知願います。

通告順に従い発言を許します。

◇ 渡 辺 善 男 君

○議長（麻生 勇君） １番渡辺善男君。

○１番（渡辺善男君） １番渡辺善男でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って、一問一答方式によって質問させていただきます。

今回の質問は、大きな項目として１項目です。５つの小項目に分けて質問しますので、できる限り前向きな答弁をいただきたいと思います。

質問事項１、職員のアイデアを引き出す取組について。

本町では、町長への手紙、各種アンケート、各種委員会、意見聴取などで、多くの声を聴いて政策や施策に反映させています。一方、議会では、住民との懇談会や日常における活動を通じて住民の声を聴き、質問において提言し、見解のすり合わせを行っております。

このような状況が長い間続いているわけですが、目まぐるしく変化する社会経済環境の中で、容易に斬新な発想や妙案というものが生まれてくるものではありません。

そこで、何かまちづくりのヒントを得る方法がないかと考えたとき、年代層が広くて、多

くの人員がそろっている町職員に目が向きます。年代、経験による個人差はあるものの、町のことを熟知している職員こそ知恵の宝庫と言えます。ただ、組織で動き、縦割りの分掌があるため、担当外のことについてはお互いに口を挟むことはないと思われます。この辺を少し工夫することで、町政運営に有効な仕組みができるような気がいたします。

そこで、現状と町執行部の見解をお伺いします。

初めに、職員による事務分掌を超えた提案制度をこれまでに導入したことがあるか伺います。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

町が行う事務事業に関し、職員の提案を奨励し、これを実施することにより、職員が積極的に行政を推進していく意識と意欲を醸成するとともに、あわせて住民サービスの向上と効率的な行政運営に寄与することを目的として、大多喜町職員提案規程を定めているところでございます。この規程では、提案は個人または共同で提案ができる旨を定めているところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） ありがとうございます。

その規程、平成21年訓令第1号が施行されてから現在までの運用状況についてお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 運用状況ということでございますが、平成22年には、当時の企画商工観光課長から、地域振興、いすみ鉄道収益増を目的としたイベント等の提案依頼が職員にされていることが記録されているところでございます。

また、この規程では、町長からの特定の課題について提案を募集することも規定されておりますので、平成24年には、職員の自主研究及びまちづくりへの参加意識の高揚を図るためのプロジェクトチームの委員募集をして、町長から出された8つのテーマについて検討してきており、現在においても様々な形で検討を重ねている課題もあるところでございます。

そして、令和が明けまして令和2年度には、町長から指示を受け、副町長が年間テーマ、課題を設定していただき、係長以下の職員を募集してまちづくりプロジェクトを立ち上げ、

町の様々な施策に関する理解を深め、施策に対する意見を交換する場づくりと職員の資質向上を図るため、その会議を開催しまして、班分けをして、班ごとに課題に対する意見の発表もしているところでございます。

なお、記憶されている限りでは、担当する所掌事務以外の職員個人からの提案は確認できていないところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） ありがとうございます。

私、この質問を通告するときには、実際に提案制度という規程があることは正直知らなかったんですけれども、なぜこういう質問をしたかという、やっぱり、この私も議員になって5年になりますが、個々の職員と接していろんなことを進めている中で、すごくいい考えを持っている、有能なんだけれども、何かちょっともったいないなという感じを何回か感じたことがありましたので、自分の考えの中でこんな質問を出してみました。

今、総務課長の答弁を聞いていますと、正直、積極性というか、せっかくこういった提案制度というのであれば、もう少し積極的なほうがいいのかなというふうに感じました。この規程の目的そのものを伺っていますと、すごくいい目的だと思いますし、その積極的な運用が必要ではありませんかということでお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 積極的な運用の必要性についてでございますが、行政ニーズは年々複雑、高度化しており、価値観やライフスタイルの多様化も顕著となっているところでございます。本町役場も非常に幅広い年代の構成から成る一組織でございますので、様々な年代の住民に合った考えを持っていると考えております。

議員のおっしゃるとおり、職員一人一人の提案は非常に必要なことですので、所掌事務以外の事務業務等について、個人でも積極的にアイデアを出せる環境の整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） ありがとうございます。ぜひそんな感じで、せっかくある提案制度というのを有効に活用していただけたらなというふうに感じております。

質問項目の小項目2に入ります。

職員の自己啓発やモチベーションを上げるためにどのような方法を採用しているか、お伺いします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） この職員提案規程による提案につきましては、職員の創意工夫による具体的かつ実現可能なもので、町の施策に反映できるもの、事務事業の効率、経費削減が図れるもの、そして行政運営上有益であるものなどが対象で、いつでも提案をできることとなっております。

また、先ほども実績のところでご説明いたしましたが、町長からの特定の課題につきまして提案を募集することも規定しているところでございます。

これら提案が採用された場合は職員に公表して、採用された提案のうち特に優秀な提案をした職員を表彰し、人事考課の参考とすることとしているところでございます。

提案制度とは別に、大多喜町職員表彰規則においては、職員の勤務意欲の高揚と業務能率の増進を図る目的で、特に有益な発明、研究、工夫、または顕著な改良ないし調整、または町民の福祉に貢献した者を表彰することも規定しているところでございます。

そして、自己啓発といたしましては、人材育成方針に基づき、誠実な情熱のある創造性を持った職員を育成するため、職員研修などを通じて、スキルアップ、資質向上などを図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） ありがとうございます。

今、答弁の中で表彰規程の話が出ました。その表彰規程、施行されてから、これも平成21年か22年頃から運用され、もっと前からですか、運用されていると思いますけれども、実際にこの提案規程とこの表彰規程、今の説明ですと一緒に運用のように聞こえました。実際に提案制度が始まってからの表彰の実績、その辺のところは、現在までの表彰実績というのはどういうふうになっていますか。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 本規程に基づく表彰実績はございません。ただし、評価者からの特定の課題についての考え方や実績などに係るものについては人事考課の参考としているものと思われれます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） 分かりました。

それでは、質問項目、小項目の3に入ります。

今、人事評価の評価項目に企画力や提案力に関するが入っているかを伺います。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 人事評価の評価項目に企画力、提案力に関する規定があるかというご質問でございますが、人事評価に係る能力評価につきましては、大きく分けますと、係員、係長などの中間管理職、所属長である課長相当職の3種類の評価様式を定めており、当該職種に応じて評価を行っているところでございます。

係員の評価項目では、業務遂行の項目で、自分の仕事の範囲を限定することなく、未経験の業務に積極的に取り組むかを判定する積極性の項目を設けてあるところでございます。

係長などの中間管理職の評価項目では、課題対応として、新しい課題に対して問題点を的確に把握することや、原因を探究して対応策を考えるなどの項目を設けてございます。

所属長である課長相当職の評価項目では、組織統率、人材育成として、部下のコンディションに配慮するとともに、適切な指導を行い、能力開発を促すなど、部下の力を引き出すなどの項目を設けてございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） 丁寧な説明ありがとうございます。

人事評価というと、いろんな評価項目があると思います。業務推進力であったり、問題処理能力であったり、対人処理能力であったり、情報収集能力であったりとかと、そういった形、また気持ちの上では、その挑戦の姿勢とか積極性とか、いろんな評価項目あると思いますけれども、やはり、その評価項目そのものも時代の流れとともに重点的なところがあると思います。

この質問事項の中に入れました、私が思うには、この企画力とか提案力というのは、財源確保の意味からいっても、いろんな意味で、常日頃からやっぱりそういったことを頭に置いてやっていないと、今の国の制度とか県の制度、いろいろありますけれども、ほとんどが提案制のものが多くもので、ぜひそういったところは、常日頃からいろんな自分の考えを引き出しにいっぱい入れておいて、どの担当部署に行ってもそれをうまく即、募集があったらすぐ出せるような形の意識づけというのが本当に大事じゃないかなと思っておりますので、そ

れを私の考えとして述べさせていただきます。

質問の小項目 4 に入ります。

総合力向上のために、事務事業全般に関し関心を持つことが有益だと思いますけれども、その辺についてはいかがですか。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 限られた職員の中で多様化する住民ニーズに取り組むためにも、職員一人一人が町を取り巻く状況を的確に把握し、住民視点に立って行政課題に、担当部署を超えて対応することはとても重要なことで、これからより一層求められる、議員おっしゃるとおり、職員像であると考えているところでございます。

そのような中、年度当初に各担当部署で取り組む業務目標など、町長との面談において提案し、決裁をいただいた当該年度の課題や目標を、課長会議において発表、説明し、意見をいただいているところでございます。そして、この目標などにつきましては、全職員に課長会議の資料として周知され、情報の共有を図っているところでございます。

議員のおっしゃるとおり、このようなことから、担当部署以外の事務事業全般に関心を持つことはとても大事なことであると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） ありがとうございます。

ぜひそのような形で、なかなかその時間が本当にかかると思いますけれども、一応、一般の町民は、役場の職員という見方をすると、聞かれたときに、それは知らない、これは知らない、担当外だというのはすごく、あくまでもしゃくし定規で、やっぱりできるだけ知識を、よそで動いていることも頭に入れておいてもらおうという、細かなところまではともかくとして、やっぱりそういったことが心がけとして必要じゃないかなというふうに思っておりますので、どうかその辺のところを頭に置いて進めていただきたいというふうに思います。

小項目 5 番に入ります。

やりがいや働きがいのある職場を実現させるために、職員のアイデアを引き出す取組は本当に有効ではないかと思いますが、その辺のところの見解をお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 職員のアイデアを引き出す取組といたしまして、大多喜町職員提案規程や人材育成方針に基づく職員研修などによりスキルアップを図っているところでござ

いますが、多様化し事務量が増大している行政課題や、日常業務が多忙なことなどから、職員の提案する意思が薄れ、時間的にも、担当している業務以外のアイデアなどの検討をする余裕が少ないように感じられるところではございます。

しかしながら、町が着実な発展を遂げるためには、行政経営の担い手となる職員一人一人の確かな実務能力に加え、豊かな創造性や政策形成能力を備えた幅広い職員能力が求められ、さらにそれらを集結した活力ある組織力の向上が重要であると考えているところでございます。

このようなことから、計画的に人材を育成し、職員のやる気を高め、組織自体が活性化することを目的とした人事評価制度や、働き方改革の取組などを通じて、職員一人一人の強みを引き出し、その強みを認め合い、生き生きと活躍できる職場をこれまで以上に目指したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） 気持ちが入った答弁をありがとうございます。

私は別にその役場の職員だけということじゃなくて、正直言いますと、私もよく言われるんです。議員がそんな元気がなくてどうするんだと。そんなことを、ついこの2 日前の議会が終わった後も、反省会でも言われてしまいましたけれども、ですから決して職員だけを責めているとかそういうことじゃなくて、みんなでやっぱり考えましようよという意味で、こういった形で質問をしております。

こんなことを聞いたことがあるので、これはあくまでも聞いた話ですけれども、大多喜町を訪れた人が、たまたま小学生の集団の下校時間に会いましたと。その小学校の人たちがきちっと挨拶をしてくれた。今度は、それが済んだら、町を散策していたら、今度は自転車を引っ張った中学生、またきちっと挨拶をしてくれたと。今どきこんなところがあるのかという、そういう話を聞いたことがあります。

もう一つはまた別の話ですけれども、いすみ鉄道に乗ったよそから来たお客さんから、女子高生が私たち老夫婦にきちっと挨拶をして、なおかつ椅子を、座るところを譲ってくれたと。今どきこんな地域があるのかという、感動しましたと、それを聞いたことがあります。

ですから、間違いなく大多喜町の小学校、中学校、高校でも、その教育というかベースは間違いなくできた。きちっと挨拶まで。その小学校を訪問すると、よくありますよね、理想の生徒像、児童像じゃないけれども、自分で考え、自分で行動することとか、自ら考え自ら行動に移せること。高校生ぐらいになると、受動的じゃなくて能動的にとかと、そうなって

いく。間違いなく高校までは、そういうふうには育っている。

ところが、そういう過程を過ぎて社会人になって、一般の組織に入った途端にみんな何か元気がなくなっちゃって、これが今の社会の中で、いろんなことが多岐にわたって、本当に地方公務員、実際に住民に接するその人たちは本当に大変だと思います。ただ、だからといって意気消沈、元気をなくしてしまったんでは、訪れた人たちもまた何かそれに、刺激を受けるんじゃないくて何かがっかりするみたいな、そういう不安を与えてしまうということで、さっき私自身のことを言いましたけれども、私もそういった注意を時々、決して私自身も愛想のいいほうでもないし、よく先輩から注意を受けることがあります。だから、役場の職員としても、そういったことをやはり念頭、頭に入れて、総務課長のように元気な、おはようございますと挨拶をするような、そういったみんな職員が元気になってくれるといいなと。

それから、前の質問でもしたことがあるかと思いますが、やっぱり笑顔というものとか、その辺が本当に大事になってくるんじゃないかな。それがなぜ出ていかないのかって、それは内情的なものはいろいろとあると思いますけれども、その辺のところはやっぱり意識してほしいなというふうに思います。

日常業務が多忙なこと、本当に私もいろんなこと、いろんな分野で、それぞれ皆さんが大変、そのほかに災害があったり、また今回みたいな、もう2年以上にわたってコロナ禍とか、想定以外のものがいっぱい出てくるということで、本当に大変だなと思いますけれども、やっぱりそれはそれ、これはこれとして、その持ち分というか、きちっとした姿勢というものは保っていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

職員は、結局みんな、平林昇町長の代理機関、私は若い職員も、実際のところは平林昇町長の名前において仕事をしているというふうに認識しておりますけれども、そんな感じで、若い職員からベテラン職員まで、全ての職員がとにかく前を向いて、意欲的に職務に精励することが町政運営の大前提であり、それが、基盤ではないかなとも思うこと。それには、やはり職員だけの問題でもない、議員の問題、議員と職員だけの問題、やっぱりその責任というのは、経営者である町執行部、本当の権限を持つ人たちもそういったことを一緒に考えながら、全体的にその雰囲気をきちっとつくっていく。職員が提案したことがきれいに、全てじゃなくていいんですけれども通っていくとか、また通らなくてもいろんなアドバイスをもらって、それが何とか形になっていく。それでこそ、初めて職員が、ただ給料をもらう、俸給をもらうために行くしかないかみたいな気持ちで職場に出ていくのと、いや、この町は俺の考えを採ってやっているんだというそのやりがい、その意欲的に対して、またそれで成

就すれば達成感というものも出てくると思うし、みんなが生き生きと働けるということで、そんな職場づくりというのが大事じゃないかなというふうに考えております。

その辺のところ、最後に、町長の見解はいかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（平林 昇君） 渡辺議員のおっしゃること、全くもって同感でございます。

総務課長のほうから、人事考課とか人事評価とか、いろんな制度のことをお話いただきまして、確かにそれは一つの方法論であろうと。

会社を経営していく中でも、こういうようなシステムはつくったと。だけれども、そのシステムをつくっても、受ける側がそれを受け入れやすい体制をつくっていないということで、なかなか上に情報が上がってこないとかいうことはよくあると思います。

ですから、まず、職員の皆には、何のために今こういうような仕事をしているのか。自分が与えられた仕事は、町民が、皆が幸せになるためにやっているんだよという、最初の目的をしっかりとまた教えていきたいなというふうに思っています。

評価とか制度があれば、それで必然的にそれがうまく回るのではなくて、やはり上のほうから、下のほうに対しても、常日頃から人間関係性、コミュニケーションを取りながら、情報を上げやすい状態にしていくというのが、我々ここにいる幹部の使命だと思っておりますので、そういうことをそれぞれが共有しながら、今後も頑張っていきたいと思いますので、ご助言賜りましてありがとうございます。またよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） 町長、急な振りにありがとうございます。

最初から言っていますように、別に私も、職員を責めるとかそういうことではなくて、やっぱりみんなで元気を出してやっていきましょうよと。

人口も減っていってしまう、それも想定していたことなんですけれども、そういうことにも負けずに、いろんな考え、いろんな知恵があれば元気よくやっていけるんじゃないかなというふうに思って、私自身も肝に銘じて、また議員の皆さんと一緒にいろんな考えを出しながら、皆さんとともにいい場所をつくっていきたいというふうに思いますので、今日のこの質問のやり取りも、ぜひ今後に生かしていただきたいなと思ひまして、私の質問をこれで終わりにします。

ご清聴ありがとうございます。

○議長（麻生 勇君） 以上で渡辺善男君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

次は、ちょっと時間ありますけれども、10時50分から会議を再開します。

（午前10時36分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

◇ 森 久 君

○議長（麻生 勇君） 次に、10番森久君の一般質問を行います。

なお、一般質問の資料配付を許可してありますのでよろしくお願いいたします。

10番森久君。よろしく。

10番森久君。

○10番（森 久君） 10番森でございます。

議長にご許可いただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本日は、一昨日の5日の日曜議会に続きまして、本日も一般質問をさせていただきます。

テーマは防災であります。

大多喜町にある防災行政は、町民の生命、身体、財産に直接関わっています。そこで、本日も防災を取り上げ、2つの質問をしたいと思います。

本日の第1の質問は、それぞれの区が避難所の運営、自力避難困難者の支援、備蓄についてどのように関わるのが望ましいと考えているかというお尋ねであります。

現在、大多喜町には、指定避難所兼指定緊急避難場所が、旧老川小学校、大多喜小学校、中央公民館など14か所あり、指定緊急避難場所は旧老川小学校会所分校など4か所あります。大多喜町の指定避難所開設運営マニュアルによりますと、指定避難所は体育館など屋内施設の避難所、指定緊急避難場所は校庭など屋外の一時的避難場所です。そして、全体の指定避難所収容定員は7,030人、指定緊急避難場所は9,860人であります。ただし、たとえ警戒レベル5段階のうちの警戒レベル4の避難指示であっても、避難しなければならないのは、危険な区域の危険な住宅に住んでいる人が対象。指定された地域全員ではなく、危険な家に住む人全員避難であるということに留意する必要があります。

まず第1に、避難所の運営を取り上げます。

問題の1つは避難者の誘導にあります。もし受付順に避難者を体育館の奥から避難スペースを割り振ってしまうようにしますと、ばらばらの地域が混在し、気づいたら周囲はみんな知らない人ばかりとなってしまうということになります。そうした教訓を経て、最近避難所の居住スペースは自治会別や地域別に振り分けるようになってきたとのことでもあります。

山村武彦氏はその効果を次のように述べています。それでなくても恐怖と不安がある中、周囲に顔見知りの隣人たちがいるだけでも心安らぐものである。そうすれば、トイレに立つ際に子供を見てもらったりすることもできるし、子供の泣き声も隣人同士なら我慢できる許容範囲が広がり、つまらないいさかいや気疲れを防ぐことになる。

避難所で区単位でまとまるようにしますと、避難者の確認も容易になります。発災直後は、一時的に避難してくる人や、数時間後に自宅に戻る人もいるので、避難者の把握は難しい作業となります。しかし、区単位であれば区長あるいは区役が率先して避難所に駆けつけ、避難者を把握し大多喜町災害対策本部へ報告することも可能となります。なお、私は大多喜区の区役の一員であり書記を務めております。

1段落飛ばします。

さらに申し上げるならば、事前に個々の区ごとに避難所を詳細に決めておいてはいかがかと思います。例えば、大多喜区は大多喜小学校の何年の教室であるとか、どこそこの区は大多喜中学校のこことかというようにであります。そして、運動会、文化祭など何かの催事があったときには当該の区の住民の見学を許可していただければ、それが避難所、さらにはその運営についての周知、宣伝につながるかと思われます。

次に、第2番目に自力避難困難者に対する支援を取り上げます。

内閣府は、避難行動要支援者名簿について、平成25年8月の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針では次のように述べているとのことでもあります。

避難行動要支援者名簿作成を市町村に義務づけるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。（3）現に災害が発生または災害のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること。（4）名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては名簿情報の漏えいの防止に必要な措置を講ずること。

しかしながらでございます、各区がこの避難行動要支援者名簿を受け取り、それに基づいて区単位で支援するということは困難であります。あるいは不可能であります。そもそも、

守秘義務のあるような情報は区役の仕事にはなじみません。情報としての重さと区役の責任とは釣り合いが取れないのであります。

他方で、区には強みもあります。そうした名簿とは関係なく、どこに誰が住み、体が不自由な人、健康状態のよくない人がどこにいるかは、区単位であれば、少なくとも組レベルでは把握されています。そこで、各区が自主的に情報を収集して、「一覧表作成し」は省略させていただきます。「一覧表作成し」は取ってください。情報を収集して声かけ担当者を決めておく。場合によっては区役が確認することにしておく。そして、発災時には他の方たちの協力を得て避難者の支援に努めるというようなことも考えられます。ただ、区だけで一からその体制を構築することはできませんので、指針のようなものを大多喜町として提示していただければありがたいです。

最後に、第3番目に区としての備蓄について考えます。

備蓄については、既に5日の一般質問におきまして取り上げました。

食料、水、トイレ、救助用機材についての認識、今後の在り方についてのお考えをお尋ねしましたが、その際、救助用機材については、各区の区民館、青年館、神社での備蓄が望ましいと申し上げました。もちろん、区単位でそれらの場所に食料、水、さらには自家発電機などを備えておくこともよいでしょう。ただ、私自身は、区単位での備蓄としては、ほんのしばしの間や一晚過ごすことになったときにあれば助かるようなもの、例えば煎餅や甘いお菓子、お茶、消毒薬、ぬれタオルなどが望ましいと考えております。こうしたものであれば、幸い使わずに済んだものは区のお祭りや総会の際に消費できます。

そこで本日の第1の質問でございます。

それぞれの区が避難所の運営、自力避難困難者の支援、備蓄についてどのように関わるかが望ましいと考えているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

地域防災計画の災害予防計画に基づき、住民や自主防災組織、事業所等に対し、自らの命は自らで守る、自らの地域はみんなで守るという自助・共助の考え方を基本に、平時から災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄に係る体制の整備を図っているところでございます。

それぞれの行政区においての備蓄につきましては町として把握しておりませんが、住民の皆様には最低3日、推奨1週間分の食料や飲料水等を備えていただくよう、地域防災計画や大多喜町防災マップに記載した「わが家の避難行動」の非常持出品でもお願いしているところでございます。

議員のおっしゃったとおり、有事の際にはそれらを各区の集会所等に持ち寄っていただき対応していただくことなども、それぞれの行政区の備蓄に対する手段の一つであると考えているところでございます。また、道路が不通となった場合などを想定して一部の集会所には備蓄品を保管していただき、有事の際の事前対応をしているところでございます。

なお、自主防災組織を立ち上げていただいた行政区につきましては、必要な資機材なども配付し備えていただいているところでございます。

今後も備蓄に関するノウハウを普及・啓発しながら災害時に必要な物資の備蓄を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

ここから第2の質問に入ります。

第2のお尋ねは、防災広報を一層充実させるためにはどのような方策があると考えているかということであります。防災広報は、単に知識を伝達するだけでなく、町民の行動につながるかなければなりません。町民の行動変化をもたらす広報について考えてみたいと思います。

大多喜町地域防災計画では、防災広報の実施方法として、ア、ラジオ・テレビの利用、イ、防災行政無線の利用、ウ、広報紙、エ、防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催、オ、学校教育、カ、インターネットの活用が挙げられています。これ以外にも、大多喜町では防災リーフレット「わが家の防災」、大多喜町防災マップなど4種類の地図が作成されています。

この第2の質問は広報を取り上げますが、それらの方法の適否を問題とするものではありません。町民による実際の行動につながるような広報、例えば町民が住宅内で食料・水の備蓄を進めるためにはどのような広報の方法があり得るかを考えたいと思います。

大多喜町地域防災計画では、備蓄意識の高揚という項目の下に、最低限備えるべき備蓄の品目、量やふだん使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に関する考え方など、備蓄に関するノウハウを普及啓発すると書かれています。

備蓄すべき量ですが、大多喜町地域防災計画では、食料や飲料水が最低3日、推奨1週間とされています。また、大多喜町の防災リーフレット「わが家の防災」では、最低限準備しておくべきもの、非常持出品として非常食及び飲料水は、調理の不要な缶詰、乾パンなど3日分を用意、水はペットボトルで準備をとされており、被災後の生活のために準備しておきたいもの、非常用備蓄品として、食料は缶詰、レトルト食品、カップ麺、栄養補助食品など非常食3日分を含め7日分を目安に確保しておく。水は1人1日当たり3リットルを目安に3日分の備蓄をペットボトル、ポリタンクへのくみ水のほか風呂桶への貯水を習慣づけることも大切とされています。

しかしながら、このような知識提供だけではなかなか町民を動かすことはできないと思われます。例えば、1日目、2日目、3日目と7日目までを印刷した大きな袋を、備蓄品を入れる袋として各家庭に配布することはいかがでしょうか。ただ、袋を配布しただけでは、実際に備蓄しているかどうか分かりませんので、各区の協力を得て1年に1度、他のことも含めて、何日分備蓄していますかというアンケート調査をしてはいかがでしょうか。

水についても同様に考えられると思います。飲料水は最低3日、推奨1週間分、水は1人3リットルで3日分という知識を各種の方法で知らせるだけでは効果が薄いと思われます。例えば、口の大きなポリタンクを必要個数分配布することも検討すべきです。その上で、2リットルのペットボトル入り飲料水の備蓄状況、ポリタンクでの水の備蓄状況について1年に1度アンケート調査をしてはいかがでしょうか。アンケート調査は、質問という形を取りながら、期待する方向に町民を導く効果があります。単に知識を伝える広報ではなく、町民の実際の行動につながる広報をすべきであると思います。

5日の一般質問におきましては、私は救助用機材の備蓄についても質問しました。救助する立場からすると一刻でも早く救助機材を入手したいですので、救助機材は備蓄倉庫よりは各区の区民館、青年館、神社などに保管したほうがよいと思われます。

ただ、63の全区に十分な補助機材を配備するためには多額の予算と時間がかかります。そこで、まずは人口100人当たり、例えばのこぎり3、救助用ジャッキ1などの基準を示し、足りないところを配付するということも考えられます。この調査、配付の方法は、緊急救助の担い手が家族や隣人、そして個々の区民であることを認識していただくことにもつながります。

食料、水、救助用機材に続きまして、トイレの問題を取り上げます。

断水したトイレの使い方について、山村武彦氏は、便座を上げてビニール袋をかぶせ、便

座を下げる、その袋の中にちぎった古新聞入りビニール袋を広げて用を足す。用を足したビニール袋をねじり縛りにして、汚物を入れる別の大きな袋に入れると説明しています。また、千葉日報社からは、使用期限が10年の「被災から1週間安心セット」というトイレ、除菌剤、ウエットタオルのセットが販売されており、去る2日に広告が出ました。他の会社からも販売されていることでしょう。広報おたきでこれらの商品を紹介してもよいと思われます。

ただ、大多喜町全体としては、この方法はあまり必要ないのかもしれませんが。今から四、五十年ほど前までは、人間の糞尿を下肥として野菜に与えていました。野菜の畝に沿って溝を作り、そこに糞尿を入れ、溝を作った土でそれを覆ってしばらくしますと糞尿が土となり、野菜の肥料になったという方式です。発災時には、土のあるところに溝を作り、何かで囲いを作ればそこで用を足すことができます。

災害時におけるトイレの問題について、認識があまり深くない町民も多いことでしょう。しかし、災害時に何よりも問題となるのはトイレ対策であり、その方法を町民に伝える必要があります。

最後に、防災用の地図について取り上げます。

大多喜町では、大多喜町防災マップ、全町版と5地域版、大多喜町地震減災マップ、大多喜町ため池ハザードマップ、夷隅川洪水浸水想定区域図が作成されています。

改めて見てみましたが、とても重要な情報、有益な情報が示されていました。ただ、私のように、4種類の地図を手元に置いて、時には比較しながら注意深く見るという町民はそれほど多くはないと思われます。なぜでしょうか。私は、切実感が感じられないからではないかと思っています。

そこで、自宅がどの程度危険であるかが示されているような縮尺の小さい地図を配布してはいかがでしょうか。私は、既にデータはあるのですから、63の全ての区ごとにこれら4種類の地図を統合したものがないものかと思います。もし技術的あるいはコスト的に困難、あるいは不可能ということでしたら、4種類の地図を区ごとに作製し、二、三年に1度まとめて配布してはいかがでしょうか。そしてさらに、1年に1度防災用地図についての認識を問うアンケート調査をしてもよいでしょう。

以上を踏まえて、本日の第2の質問です。

防災広報を一層充実させるためにはどのような方策があると考えているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 防災広報を一層充実させるためにどのような方策があるかというご質問でございます。

有事の際に被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に合わせて、住民一人一人が自らの身の安全は自らが守ることを基本認識としながら、災害についての正しい認識を持ち、災害発生時にも冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことだと考えるところでございます。

そのためには、昨年度配布させていただきました本町防災マップや広報おおたき、ホームページなど可能な限りの多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、平時から準備が必要な備蓄品の知識などについてもお知らせをし、住民の防災・減災意識の向上を図ることは非常に重要であり、さらに防災広報を充実させることが重要と考えているところでございます。

このようなことから、新たに携帯電話などへの情報配信システムを導入し、防災・減災に係る情報等をプッシュ通知することで、平時から住民へ周知するとともに、併せて防災広報だけでなく様々な町政情報も伝達できる手段の充実を図ることを含め、新たな広報手段の一助となるよう、今回の一般会計補正予算で導入経費の提案もさせていただいているところでございます。

議員のおっしゃるとおり、このシステムにつきましてはアンケート調査等も実施できるようなアプリという形にはなっているところでございます。

また、コロナ禍の大変厳しい状況ではございますが、より実践的な防災訓練を研究しまして、積極的に実施することにも努めていきたいと考えているところでございます。加えて、防災知識の普及に当たっても、高齢者、障害者など要配慮者などへの広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成にも努めてまいりたいという考えでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

本日は5日の日曜議会に引き続き、防災をテーマとし2つの質問をしました。

第1の質問は避難所の運営、自力避難困難者、備蓄の3つと区との関わり、第2の質問は、町民の行動の変化をもたらすような防災広報の充実についてでした。

防災の問題は多岐にわたり、私には依然として全体の姿が見えません。どこに問題があり、

どのような処方箋を書くことができるのか、今後とも考えていくことにいたします。

大多喜町には、改めて現時点で可能な最善を尽くすことにより、我々の生命、身体、財産の被害を最小限に食い止めるよう期待して6月会議での私の一般質問を閉じたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で森久君の一般質問を終了します。

◇ 根 本 年 生 君

○議長（麻生 勇君） 次に、5番根本年生君の一般質問を行います。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 根本です。一般質問させていただきます。

すみません、休憩時間にちょっとご心配なことを申し上げてしまってお心労をおかけしました。申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

私も日曜日に引き続いて一般質問させていただきます。

私は2点ほど、若者の定住化に向けた宅地分譲の確保について、あと崖下に住む町民の安全確保についてということで質問させていただきます。

まず初めに、若者の定住化に向けた宅地分譲地の確保について。

先日の日曜日は、城下の関係をやりました。今回、住宅地と、最後に崖地もありますけれども、私は人口問題は土地問題だと思っています。多様化、いろんな方がいらっしゃるの、いろんな方が住みやすい、住めるような土地の環境をつくっていくべきではないかと思って、日曜日に続いて土地問題に関してやらさせていただきます。

始めます。若者の流出が止まりません。進学や就職、結婚、子育てで町外に出た若者がそのまま大多喜町に戻らないパターンが多い。大多喜町にとってどうしたら大多喜町で若者が、若いというか新婚世帯というんですか、その方々が暮らしていけるのか、若者がどういったことを望んでいるのかということについて質問させていただきます。

新築住宅を建てる年齢は、大部分が30代から40代前半であり、子供が小学校に上がる時期が大変多いと、国の統計にもそのようなことが示されています。現在、よそに出た方以外に大多喜に若者がいるとなると、町営住宅とか民間のアパートとかそういったところに多くいると思っています。そうすると、その方々はある程度の年齢、子供たちがある程度、小学校に上がるぐらいになると、自分で家を建てたいと、当然アパートや町営住宅では手狭になってきますので、そのときにいかに有用な住宅地を提供できるのか。もう子供が中学生とかに

なってしまったら、家はほとんど建てないという状況ではないかと思います。小学校の小さい、上がるときに建てるということでございます。

しかしながら、大多喜町には分譲住宅用地がほとんどないというのが現状です。一部ありますけれども、需要に全く追いついていません。早急に計画を立てて整備すべきだと思います。後期総合計画の中にも、若者が住む宅地分譲地は非常に重要であると重要項目に挙がっているのではないかと考えています。その中に、民間事業者と共同で住宅用地を進めるとあります。その件についても聞きたいと考えています。

先日の新聞報道によると、栄町ではずっと長い間人口流出が止まらず、特に若者の人口流出が止まらないで苦慮していましたけれども、これも行政と民間とが協力しながら、年間平均約20戸の宅地分譲を行い、若者の転入超過が24年ぶりに増えたということをお聞きしています。その件で、住宅用地の確保に向けた現在の何かあれがありましたら、政策、考え方を聞かせください。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、基本的な考え方というところで説明をさせていただきます。

町の総合計画、後期基本計画でも、この住環境の拡充促進について記載がございます。この中では、住環境の拡充を効果的かつ効率的に進めるため、若者の定住化に向けた住宅や宅地の整備を推進するとともに、民間事業者から実施する分譲地について事業者と共同による整備を講ずることにより、町内の住宅地の確保に取り組むとございます。このことを基本に宅地の確保に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。重要な課題だということは認識しているということ、お伺いできてうれしく思います。

それではもう一つ、住宅分譲地を建てるにしても、住環境に優れているというんですかね、若者がすぐ住んでいただけるようなところにやはりやるべきではないかと考えています。

それで、私も仕事柄いろんなところに行きます。住宅の関係者とか、開発業者さんとも接する機会も多くありますけれども、どこを見ても船子地区ほど立派な、住環境に優れたところはないんです。保育園があって、小学校、中学校、高校にも近く、いすみ鉄道もあり路線バスもあり、高速バスも運行しています。それでオリブもあります。この辺でも、御宿台と

か大原台とか、興津久保山台とかがありますがけれども、山の上で、そこにもたくさんの人が住んでいますけれども、そこには学校がありません。保育園ない、役場も遠い。本当にすばらしい環境のところだと思っています。

いろんなところもあると思いますけれども、船子は本当にすばらしい環境であると思っていますので、そこに住宅の計画をぜひ官民共同でやってもらいたいと思います。いろいろな地形があって、全て町がやる必要はないと思っています。町がこういった住宅分譲地を予定しているんだということを公表して、大多喜町のたくさんの開発業者さん、土建屋さん、不動産屋さんとか、様々な大多喜町に協力してくれる事業者がたくさんいらっしゃいますので、その方々と一緒に、特に販売とか役場のほうではなかなか難しいでしょうから、官民連携してぜひ、社会資本事業でPPPでしたっけね、官民連携でやりなさいと、町だけでは難しいのでということ、本当にうたっている国の方針でもあります。

それで私、正直、船子地区、結構荒廃地も進んできちゃって、この辺は住宅地として向いているんじゃないかというところの地主さんにもちょっと意向を確認したことがあるんです。

それで、その方々は非常に町のことを心配してくれて、町がそういった方針でやるのであれば、土地の提供はやぶさかではないと。個人でいってもなかなか難しい面があると。それで、土地を手放すについても、やっぱり言い訳というんですかね、大義名分が欲しいと。子供たちも外に何人かいると、その人たち、子供たち、親戚の人たちに説明するにしても、町が頼みに来て、町が活性化のためにぜひ住宅用地として譲ってもらえないか、協力してもらえないかということであれば、私が考えるから喜んでという形でしたよ。正直、今、耕作放棄地で管理もできない状況ですから。

その中で、他の地区のやり方もいろいろ調べてみると、地主さんのほうに、完成したら土地を1区画か2区画か提供すると、それは土地代の代わりというか、土地代は僅かであって、完成したらその人たちに提供すると。そうすると、その方々も、今は息子さんたちが遠くに住んでいるけれども、いずれお孫さんたちが帰ってくるかも分からない。またもう一つ、今は親御さんとお孫さんと住んでいるおじいちゃん、おばあちゃんにしても、おじいちゃん、おばあちゃんがえらく心配しているのは、お孫さんが本当にこのまま大多喜に住んでくれるのかと、そのためにせめてここに土地を確保してあるよということを言って、そこにお孫さんたちが住んでもらえるような方策は取れないのかと、そういったことも言われていますので、ぜひとも官民共同で宅地開発事業を進めてください。

町だけではなかなか難しいということも重々分かっていますので、ぜひ民間を利用して町

が計画を立てて、よく公募制といって、町がこういった分譲地を計画しているので皆さん一緒にやりませんか、町の提案を受け入れて共同でやっていただけませんかということをぜひ進めてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、建設課からお答えをさせていただきます。

同様のご質問を昨年12月議会でもいただいております、そのときにも答弁させていただいておりますけれども、船子地先では大型ショッピングセンターや保育園、また高速バスの停留所もあり、大変便利な立地条件にあり、近年では水田を耕作しない土地も目立つようになってまいりました。

町としましては、住宅地の確保は定住促進の大きな施策の一つと考えております。この住宅地の確保につきましては、民間事業者でも実施しているところであり、民間事業者ができることは民間事業者で実施をしていただき、行政として支援できるものは行政が行うという考えでおります。具体的な例としましては、分譲地と隣接する道路、町道や排水路の整備に関する協力や、一定の基準を満たしている分譲地内の道路について、町が事業者から寄附を受けて所有し、安定した維持管理をすることが挙げられます。

このように、事業者と行政がそれぞれの役割を自覚して実施することにより、より安価でよりよい住宅地の確保ができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） ありがとうございます。

私が心配しているのは、そうやってばらばらに個人の方が宅地にします、開発しますという、分譲地としての機能が果たせなくなっちゃいますよ。当然、分譲地といえそこに立派な道路も造りたいですよ。今、ほとんどの方が散歩、恐らく7割、8割ぐらいの方が犬を連れた散歩とか、犬を連れていなくても散歩しています。そういった方々が安心して散歩できるような、今みたいに個人の方に任せて、こことこことこことこなんてばらばらにやっていたらすばらしい住環境はできません。耕作する方々も、候補地がまとまっているから耕作しやすいんであって、この場所は耕作する場所、このところは、皆さん申し訳ないけれども耕作放棄地が広がっているので、ここは宅地開発でやりたいという、そんなすみ分けをしてやらないと、今のままだと耕作する人もできなくなっちゃいますよ。だから、そういった線引きをある程度町が主体になってしていただけると、本当にすばらしい住環境

の整った住宅地ができると思っています。

今、船子の城見ヶ丘もそうですけれども、できて30年近くたちます。25年か30年くらい。今は高齢者が多くなってきて、そこには若い人たちがあまり正直言っていない状況です。すると、そこを今度は代が替わる。今度は子供たちに住んでもらうには、今度は選んでもらわなくちゃいけないんですよ。ここならすばらしい環境があるから、そこにまた住んでくれる、そういった住宅地を提供しないと、私もいろんなところに行っているけれども、本当に細い道をぐにゃぐにゃ曲がったところも住宅分譲地とか開発、ありますよ。そういったときはもう1代限りで、あとは誰も住まなくなっちゃって空き地が広がっちゃうんですよ。だから、何事も計画的に住環境をやっていただきたいと。それについては、私が伺っている、現在耕作していない人たちについても、町がやるのであれば協力することはやぶさかではないと、これはもう聞いていますので、そういった形で計画的に町が主体となって、それについてはいろんな関係者、民間団体と連携してぜひやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今、いろいろ出てきましたけれども、すみ分けをしてと。いわゆる住宅地としてやるエリアとか、町として活用するエリアとかいろいろすみ分けをしてどうか、線引きというような話が出てきておりますけれども、たまたま栄町さんの事例をちょっと挙げられたので、栄町さんのほうの状況もちょっと調べたので……

（「すみません。それはいいです。栄町はいいです」の声あり）

○建設課長（吉野正展君） よろしいですか。

（「栄町はいいです。ちょっと新聞に増加したということが載っていたのでいいです。時間がないので、栄町のことはいい」の声あり）

○建設課長（吉野正展君） じゃ、ちょっとだけ。

栄町さん自体は全域が都市計画区域に指定されて、その計画の中で決めている話なんですね。計画的に道路を整備して、下水道だとかインフラを整備してこうなっていると。そういう中で、なかなか大多喜は厳しいのかなと。ただ、そういう中で、我々今やれることは、事業者の方と連携して、町でできるものは町で支援をしてやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） とにかく若者が住んでもらわなくちゃいけない。せめて、申し訳ないけれども、大多喜町から外に出ないような形で、子供が大多喜町を出て千葉とか東京に行ったらもう帰ってきません。せめて大多喜町内でとどまってもらうような形を、本当は地元で住んでいただければ一番いいんでしょうけれども、それは今の現状からするとなかなか難しい面もあるので、せめて大多喜町に住んでいただいて、大多喜町は広いとはいえ車で15分、20分行けば着くわけですから、ほとんどの地区が着いちゃうわけですから。今後はやっぱり大多喜町にとどまってもらう政策、それで大多喜町に優良な分譲地があれば、私は大多喜に住んでくれると思いますよ。誰も好きこのんでよそに行っているわけじゃないと思いますから、ぜひその政策を進めていただきたいと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（平林 昇君） 大変熱いご意思を伺いました。

私の関係している会社といたしますか、弟の会社もそんなこともしておりますので、よく分かっていますし、また今、耕作放棄地、そういったところの、なかなか農振解除から話を持っていくと、とても長い時間かかってしまうというのは、私も事業者だった一人としては非常に痛感しております。全体的に、町のほうでそういうような計画を立てながらということも、確かにそうなのかもしれないなと思いながら聞いておりました。ただ、最終的にその意思決定を今ここで述べるわけにはいかないと思いますけれども。

ただ、今、そういっても、船子地先だけが栄えていく、確かに便利だからそうなるということも、それはいいでしょう。ただ、今5つの各旧の町村の流れの中で、地域支援委員でしただけ、集落支援委員さんですね、が今ついていただいて、各地区の住宅の空き家具合とかを確認していただいています。もともと住んでいらっしゃったところで、今人が住んでいないということで、すぐ住めるだろうかとか、売る意思はあるだろうか、その辺の確認をいただいています。

基本的には、もうほとんどそういうところにはインフラ、生活インフラは整っておりますので、また地域地域の活性化ということからしますと、やっぱりそういったことにも着目して、平均的な大多喜町の維持をしていかなければいけないのではないかなと思っておりますので、今の根本議員のお話についても非常に感銘を受けるところもございましたけれども、違った見方もあるのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君）　ありがとうございます。

これ答弁はいいんですけれども、私も仕事柄いろんな住宅地の関係でやっていますけれども、大多喜町で住宅地を造るとなると、埋立てはしなくちゃいけない。側溝はない。側溝はあっても流末が詰まっちゃって機能していないとか、それだけで造成地に300万、400万別途かかってしまうんです。そうすると、300万、400万かければ住宅地が買えるわけです。若者はそんなに収入があるわけじゃありませんので、私も本当にそれを痛感して、本当にインフラ整備が大多喜町、申し訳ないけれどもできていないので、本当に住みやすい住宅地をぜひ造っていただければと思います。これは答弁はいいです。

すみません。次にもう一ついきます。

崖下に住む町民の安全確保について。これは私も前から何回もやっています。ただ、近年、県もこの指定区域ですか、28という区域に拡大しました。土砂災害区域イエローゾーン及び212区域の土砂災害区域レッドゾーン。以前は30ちょっとだったように思っています。これらの区域では、いつ地震や大雨による土砂災害が起こるかも分かりません。しかしながら、その対策は不十分であるということは重々承知していると思います。大雨のときは避難することが可能かも知れませんが、地震のときには避難することができません。

崖崩れを未然に防ぐ急傾斜地防止工事、危険な箇所が5か所以上の場合は県の事業であり、設計から工事まで全て県が行ってくれます。町は要望を取りまとめて、県に申請して、県が採択してくれれば、設計から工事から管理まで全て県がやってくれるんです。

役場の人たちはよく要望書、地元の地域でまとめて要望書を県に出しますよね、国に出しますよね。それと同じことをやっていただければ、あとは全部、ほかのやつだと工事から、設計から、また町のほうでやるような形になりますけれども、この場合は全部県の事業で、県が全てやってくれて、その後管理も県がやるんです。一般の住民の方は、日常的な管理はしなくちゃいけないだろうけれども、また大きな、造ったけれども何年後か、30年後か40年後かには不具合が起きたときには全て県がやってくれるんです。

それで、県下54市町村のうち43市町村で既にこの事業をやっているんです。近隣でもほとんどやっています。やっていないのは、袖ケ浦とか浦安、この辺だと白子とか長生村、山がないですからやる必要がないんです。それ以外のところはほとんどこの事業をやっているんですよ。それで、県・国が80パーセント補助してくれる。

それで、大多喜町にはまた再度新しいやつで調べましたけれども、町営住宅、これは町が住まわせているところ、横山、船子、中野、ここも土砂警戒区域に入っています。それから、

公共施設としても、夷隅広域の消防署、中央公民館、図書館、B & Gの体育館、野球場、B & G広場の駐車場とかグラウンド、あと大多喜高校、大多喜の火葬場、東総元駅、あと大きなところではつぐみの森保育園、ここも警戒区域に入っています。それと三育学園、大多喜町にとって非常に大事なところです。三育学園は、校舎にはかかっていませんけれども、周辺にある職員住宅、生徒が住む寮、これは警戒区域に入っています。それと旧老川小学校も入っています。本当に公共の建物がこういった状況です。

それで、先ほど80パーセントの補助と言いましたけれども、公共の建物については90パーセント県・国が補助してくれるんです。町が1,000万の金を用意すれば、1億円の災害防止の仕事をしてくれるんです。それで、さっき言いましたように、設計から測量から管理まで全部県がしてくれるわけですから、私も今の職員の皆さんの状況を見ていると、新しい事業を町の職員でやるのは大変だなという思いはつくづく感じているんですよ。だから私、この事業をぜひ進めてくれと、この事業が町の事業だったらなかなか強く言えないんですけども、本当にそういった事業なので。それで、せんだっての質問で、森議員とか、あと渡辺善男議員のほうでも防災ということを、これは非常に大切なんだと、一回崖崩れが起きたらそれだけで大変なことになります。

それで、住民の方々に聞いても、ぜひやってくれと。それで、今のところ5地区の行政区のほうから要望書が出ていると思います。恐らく全部大多喜町でやるには30年、50年かかるでしょう。しかし、危険なところから、特に公共施設、特に保育園とか中央公民館、避難所になっているところ、そういったところをぜひ優先的にやってもらいたいと。

それで、お城も、新しい知事になってから、あそこも耐震性がなかったと。それで、耐震性のない建物に町民の方とか県民の方を入れるのは、地震はいつ起こるか分からないので、非常に危険なので閉鎖して直すということを聞いています。大多喜町がもらう前の話だと思います。ですから、そういったことなので、中央公民館とか、つぐみの森、公共施設あるので、そこは9割補助してくれるわけですから、ぜひやりましょうよ。いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、建設課からお答えをさせていただきます。

急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊防止工事は、急傾斜地崩壊防止工事区域内の自然崖に対し、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の所有者が崩壊防止工事を行うことが困難または不適当な場合に、県が所有者に成り代わり対策工事を行うものでございます。

この制度は、対象事業費の8割を国・県が負担し、残りの2割を地元自治体と土地所有者が負担することとなっております。この事業については、根本議員からこれまで幾度となく質問いただき、令和2年第1回議会定例会6月会議において本事業の関係者分担金の率を補助残の25パーセントとする大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例が可決され、関係者に事業費の一部を負担いただき、事業が実施できるようになりました。これを受け、令和2年6月から要望のあった地区に出向き、事業の説明をして、その意向を伺ったところでございます。

この説明会は、要望のあった7地区のうち6地区で実施をさせていただき、各地区とも事業の実施は難しいとの意見が多くございました。根本議員もこのうち4地区には出席をいただいたと思いますので、その様子はご存じのことと思います。

この急傾斜地崩壊防止工事は、その事業内容から多くの費用を必要とし、仮に工事をしたとしても、土砂災害警戒区域から除外されることはありません。

このようなことから、事業を実施したいとお考えのある方に対しましては、この事業のメリット、デメリット、また個人が負担する金額の概要等を丁寧に説明いたしまして、ご納得いただいた上で事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 去年、葛藤のお寺のところ、あれは治山事業でやったと思うんですけども、あそこは全額、工事費は県・国の負担ですけども、その後に保安林に指定するという、測量をやらなくちゃいけないんですけども、これは個人負担です。土地が広いと、そこで測量費だけで100万円くらいかかるわけですよ。幾ら負担ゼロといっても、ただ、急傾斜地の場合は一切工事に関しては負担はありませんので、分筆とか測量する必要もありませんので、だから先ほどの各地区はなかなか要望がまとまらないということですけども、要望書を出してあるんですから、地区の人たちはどうやっていいか分からないんですよ。一生懸命やっていただきたいと思います。

それと、公共の施設、これは何も住民の説得は要らないでしょう。庁内だけで、町が方針を決めて、中央公民館の裏の山の崖が危険だから、つぐみの森の裏の崖が危険だからやりたいと言えば、町民の同意がなくても町が決めればできるわけでしょう。9割補助ですよ。1,000万円あれば1億円の金が用意できるんですよ。1億円だと9,000万円の金をもらうのに、町が何にもしないでもらうということはなかなかいかないし、できるだけ、一番は公共施設

ですから、人が多く集まる公共施設、これも何年かかかるでしょう。危険なところからやりましょうよ。公共施設はどうしてやらないのか私はよく分かりませんよ。さっき言った民間のほうは民間のいろんな考え方があるからと言っていることですがけれども、公共の建物は何もそれは必要ないでしょう。町がやると決めればできるわけでしょう。町がやると決めてできないんですか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 公共施設の関係ですね。

これは、公共施設だけでできるわけではないというふうには思っています。公共施設と民家が重なった場合について、その軽減措置があるんじゃないかなと思いますけれども。

（「最後この答えだけ」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） 公共施設だけでできます。特に県のほうは、公共施設があったほうが予算も取りやすいしやりやすいんです。そこには大勢の人が集まるし、個人の家を守るわけではありませんのでね。公共施設を守らなくて、一番に守るのはそこですから、国・県の考え方も公共施設が一番で、イの一番だということを私は県に行って何回も確認していますので、ぜひ進めてください。お願いします。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 以上で根本年生君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

この間に昼食を取っていただき、午後は 1 時から会議を再開します。

（午前 1 1 時 4 5 分）

○議長（麻生 勇君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 0 0 分）

○議長（麻生 勇君） 議員の皆様申し上げます。

これから議案審議に入りますが、質疑につきましては同一議題につき 3 回までとします。

また、議案書のほかに議案審議資料が配付されていますが、この資料はあくまで参考資料として配付をされているものですので、質疑の際は議案書により質疑をされるようお願いし

ます。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第3、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、提案理由を述べさせていただきたいと思います。

議案書の19ページをお開きいただきますようお願い申し上げます。

同意第2号についての提案理由を申し上げさせていただきます。

固定資産評価審査委員会委員のうち、麻生文行委員の任期が令和4年6月15日をもって満了となることから、引き続き同氏を委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会委員に選任しようとする方は、住所が大多喜町紙敷1362番地2、氏名でございますが、麻生文行氏、生年月日、昭和26年8月14日生まれでございます。

麻生文行氏におかれましては、経験も豊富で、人格、識見ともに高く、税務の実情にも精通している方でございますので、ご同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第4、議案第27号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案第27号の説明をさせていただきます。

議案つづり21ページをお願いいたします。

初めに、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月1日に施行されたこと、並びに今回の改正に合わせ、国民健康保険税条例において語句の見直し等の規定の整備が行われたことから、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、国民健康保険税の賦課限度額を合計で3万円引き上げ、賦課限度額の総額を99万円から102万円にするもの、また未就学児の被保険者の均等割額について5割を軽減するもの、そのほか法律等の改正に伴う所要の改正及び規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正条文の朗読、説明に入りますが、朗読については一部を割愛させていただきます。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

「本則中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を」から3行下の「に改める。」までの改正は、今回の改正に合わせ語句の見直しを行い、規定の整備、明確化を図るものでございます。

次の「第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、」から4行下の「均等割

額」に改める。」までの改正は、国民健康保険税の基礎賦課額に係る賦課限度額を63万円から2万円引き上げ65万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を19万円から1万円引き上げ20万円に改め、併せて語句の見直しを行うものでございます。

次の「第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。」から、下から2行目「第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。」までの改正は、法律等の改正に伴い、語句の追加、不要な規定の削除等、規定の整備を行うものでございます。

次の「第23条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に、」から、次のページをお願いいたします。下から7行目、「エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯4,200円」までの改正は、未就学児の被保険者均等割額を5割軽減するための改正と、法律等の改正に伴い規定の整備を図るものでございます。

なお、この部分の改正により、未就学児1人が1年間被保険者であった場合の基礎課税額分と、後期高齢者支援金等分を合わせた均等割額から減額される額、軽減分も含めてになりますけれども、7割軽減に該当する世帯では2万5,840円の減額、5割軽減に該当する世帯では2万2,800円の減額、2割軽減に該当する世帯では1万8,240円の減額、軽減に該当しない世帯では1万5,200円の減額がされることとなります。

次の「第23条の2中「前条の」」から、次のページをお願いいたします。1行目の「「第23条第1項」に改める。」までの改正は、今回の改正に伴う所要の改正となります。

次の附則につきましては、条例の施行期日及び適用区分を定めたもので、施行は公布の日から施行し、適用については令和4年度以後の年度分の国民健康保険税に適用するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第5、議案第28号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第28号の説明をさせていただきます。

議案つづり25ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、令和2年度、令和3年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の第1号被保険者に対して、介護保険料の減免を行うため、大多喜町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

減免対象となる減免額等に変更はございませんが、減免の内容を申し上げますと、1つ目として、新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った場合は、全額減免となります。2つ目としましては、同じく新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合は、全額または10分の8の割合で減免するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例。

大多喜町介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。とあるのは、減免対象となる介護保険料の納期限について定めるものでございます。

次に附則でありますが、施行期日を定めたもので、この条例は公布の日から施行し、改

正後の附則第9条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第6、議案第29号 大多喜町地域防災計画の修正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 議案第29号 大多喜町地域防災計画の修正について説明させていただきます。

議案つづりの27ページをお開きください。

なお、本計画案につきましては、お手元に配付させていただいているとおり、別冊で提出のほうをさせていただいております。

これから説明させていただく本町地域防災計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に

基づき市町村の防災会議が定めるもので、計画の内容としては、防災に関して地方公共団体や公共的団体などが処理すべき事務や業務の大綱、防災のための調査研究や教育訓練、災害に関する予報の発令や伝達、災害応急対策や災害復旧に関することなどでございます。

現行の本町地域防災計画は、東日本大震災の教訓等を踏まえて、平成26年度に必要な見直しを行ったところでございます。その後も国内各地では、台風や集中豪雨、地震等による大規模な被害が発生し、国はこれらの災害教訓を踏まえて、防災関係法令等の改正や防災基本計画の修正等が行われたところでございます。

一方、千葉県においても、国の防災基本計画の修正や令和元年房総半島台風等の災害対応で明らかとなった課題等を踏まえ、令和2年に千葉県地域防災計画の大幅な改定を行ったところでございます。

今回の本町地域防災計画の修正は、国の防災関係法令等の改正や防災基本計画及び千葉県地域防災計画と整合を図るとともに、令和元年房総半島台風等の教訓や新型コロナウイルス感染症対策等を反映した防災対策の強化を図り、町において、これまでに作成した各種防災に関する計画や制度を反映するために行うものであり、併せて住民による自主防災活動の確立を図り、地域の防災力向上を目指し行ったものでございます。

そして、本町の地域防災計画に関しましては、大多喜町議会基本条例第11条第1項の規定により、議会の議決事件として定められているところでございますので、これに基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

計画の修正に関するこれまでの経過でございますが、修正に伴う事務量が多いことから、この業務をコンサルタントに委託することとし、指名競争入札の結果、昨年12月に株式会社パスコと委託契約を締結したところでございます。その後、2月に書面決裁による防災会議を開催して修正方針について協議を行い、関係行政機関である千葉県、警察、広域消防や町内部で組織する課長会議などで検討、また東京電力や電話通信事業者等と協議を重ねて修正を行いました。また、3月2日に議会議員全員協議会を開催させていただきまして、計画案に関して議員の皆様からご意見を頂戴したところでございます。そして、これら多くの方からいただいた意見等を含め勘案しながら、最終的には防災会議の委員の意見などを反映し、その内容を防災会議の委員に送付、確認し、計画の修正を完了したところでございます。

なお、本町の防災会議の目的、所掌する事務、組織などにつきましては、災害対策基本法に基づき町の条例で定められており、防災会議の委員構成としては、千葉県の機関として夷隅地域振興事務所、夷隅土木事務所、夷隅健康福祉センター、南部林業事務所、そのほか勝

浦警察署、夷隅広域消防、町消防団、農林水産省関東農政局千葉県拠点、東日本電信電話株式会社、東京電力パワーグリッド、大多喜ガス、いすみ鉄道、自主防災組織、そして町の関係課の代表で組織しているところでございます。

それでは、修正内容についてご説明をさせていただきたいと思います。

現行の本町地域防災計画は、東日本大震災の教訓等を踏まえ、県の計画に基づき、平成26年に大幅な見直しを行ったところでございますが、今回、災害の種類など計6編から成る本計画の構成に変更はございません。

今回の修正の内容は、国の法改正による避難情報の見直しが一番のポイントと考えますが、計画書本文はページ数も多く、また新旧を対照して説明することが困難な状況でございますので、議会議員全員協議会でも修正箇所アンダーラインを引き、概要を含めた資料などにできる限り分かりやすく工夫を加え、説明をさせていただいたところでございます。

このようなことから、主な修正の内容は過日の議会議員全員協議会においてご説明させていただいておりますので、計画の基本的な考え方や見直しのポイントなどにつきまして、本件提案に係る説明とさせていただきます。

まず、1つ目のポイントとしまして、避難情報の見直しを行っております。

災害対策基本法の一部改正により、災害時に自治体が発令する避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されました。このため、本編中の表記につきましても「避難勧告」を削除し、「避難指示」または「避難指示等」に修正を行ったところでございます。また、あわせて「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」、「災害発生情報」は「緊急安全確保」に変更されたため、該当箇所の修正を行ったところでございます。

2つ目のポイントとしまして、町の災害対応、体制の強化でございます。

大規模災害の発生に備え、避難指示等の発令等、意思決定の迅速化や職員配備の見直し、避難所を迅速に開設するための体制確立、業務継続計画の策定や将来の災害対応、体制の強化を図ることなどにつきまして明記をさせていただきました。

3つ目といたしまして、水害、土砂災害対策の強化でございます。

本町は過去に大水害が発生しており、地勢上、水害、土砂災害が発生しやすい環境にございます。このため、着実なハード対策と適切な警戒避難のためのソフト対策を一体的に推進し、被害の防止、軽減を図る必要がございます。その一環として、千葉県水防計画を踏まえ、水防に係る記述の充実や、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に高齢者等を避難、避難指示を発令することなど、土砂災害に対する警戒避難体制についても明記を

してございます。

4つ目としまして、自助・共助による災害に強い地域社会の実現でございます。

人口減少と高齢化の進行等により、地域コミュニティの防災機能の低下が懸念される中、防災、被害を軽減する上で大きな力となる共助の力の強化が重要でございます。このため、要配慮者等に対しまして、共助や地域の福祉ネットワークによる支援を行うことなどにつきまして明記をさせていただいております。また、自助の強化に向け家庭内備蓄の推奨や災害時に的確な避難行動を取ることができるよう、地域の災害リスクや取るべき避難行動等につきましても、防災教育の充実を図ることなどにつきまして明記しているところでございます。

5つ目として、要配慮者等の支援強化です。

昨今の自然災害による犠牲者の多くは高齢者が占めており、要配慮者等の避難対策は喫緊の課題となっているところでございます。このため、本計画において避難行動要支援者名簿等の避難確保計画等の作成により、要配慮者等を安全に避難誘導することや、要配慮者等に配慮した避難所運営等につきまして明記してございます。

6つ目といたしまして、大規模停電の対応でございます。

令和元年の台風15号による停電等の災害教訓を踏まえ、町域において発生の可能性のある事故災害として、大規模停電災害対策につきまして、第6編の公共交通等事故編に新たに明記をさせていただいたところでございます。

7つ目としまして、避難所における感染症対策の強化です。

令和2年の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における感染症の拡大防止対策や感染者が発生した場合の対応、対策に必要な物資の備蓄等につきまして明記してございます。

8つ目といたしまして、受援体制の整備でございます。

大規模な災害が発生し、町のみでの防災力では対応できない場合に、外部からの応援を円滑に受け入れ、災害時の応急復旧業務を迅速に遂行できるよう、町の受援体制につきまして新たに明記してございます。

最後に、その他所要の見直しということで、現行の計画に掲載している資料等の時点修正、行政機構の変更に伴う修正等、その他簡易な字句の修正など、所要の修正を行ったところでございます。

以上、本地域防災計画の修正につきまして、基本的な部分のみのご説明という形で恐縮ではございますが、内容の説明とさせていただきたいと思っております。よろしくご審議くださるよ

うお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） 震災の25ページとか26ページに、土砂災害予防対策の項目が載っています。危険な箇所における災害防止策を講じる必要があるということが明記されていて、その後ろに急傾斜地崩壊危険区域の件が詳しく述べられています。

計画をつくるに当たって、計画をつくることも非常に大事で大切だと思いますけれども、それをいかに実行していくかというほうがなおさらに難しい問題であろうかと思います。

ただ、ここに書いてある土砂災害を未然に防ぐ、災害防止策を講ずる方法としての急傾斜地崩壊危険区域の工事を、こういった形で行えるんだよということが明記されています。これはもう計画を遂行するために、これが必要であるということを認識して書かれていると思いますけれども、この辺の見解はいかがでしょう。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 震災編の25ページから土砂災害予防対策、ここでは土砂災害警戒区域の話と、26ページには急傾斜地の崩壊対策、いわゆるソフトとハードの話が出ているかと思います。

ここで、震災編の26ページの急傾斜地崩壊対策ですけれども、これは先ほどの一般質問とかぶるかもしれませんが、中段、防止工事の実施というところをご覧くださいと分かるんですけれども、県は急傾斜地崩壊危険区域において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれがある者等が、防止工事を施工することが困難または不相当と認められ、かつ急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、のり面防護工、排水工等の防止工事を実施しているということで、あくまでもハード対策につきましては、地元の方の協力、理解が得られたものから実施していくと、そういうような考えの下、記載をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） そうすると、ここに書かれているということは、町としても、これは

町民の協力を得ながら積極的に進める方向であるという認識でいいということですよね、計画書に載っているわけですから、積極的に進めるということによろしいですか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 積極的にという言葉が適当かどうか分かりませんが、県の大綱ですか、進め方、これは地元の協力を得られたものからやるということになっていますので、そういう理解が得られて、負担金等のそういう問題がクリアされれば実施していくというふうに理解しております。

○議長（麻生 勇君） ほかに。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） 度々すみません。積極的に進めるかどうか分からないという答弁がありました。ここに書かれていることは、条件が合えば進めるという認識であるかどうか。積極的に進めると、だからこの計画に書かれていると思いますので、積極的に進めないものをここに書いているわけないと思いますので、積極的に進めるという認識でいいかどうかということをお答えしてください。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） ここに記載されているとおり、地元の方の理解があれば進めたいと、そういう認識でございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第7、議案第30号 町道の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 議案書29ページをお開きいただきたいと思います。

議案第30号 町道の認定について。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

町道の認定につきましては、道路法第8条の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされております。

本路線は、町道紺屋円照寺線と町道猿稻田丁線を結ぶ道路で、沿線には民間の特別養護老人ホームが建設中であり、町道の認定基準に適合しておりますので、今回町道として認定するためにご提案するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

町道の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の路線を認定する。

路線名、田丁下屋敷線。

起点、田丁字下屋敷307番地先。

終点、田丁字下町300番1地先。

延長、500メートル。

幅員、4.0から5.0メートル。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。これはせんだっての全員協議会か何かで詳しい説明がありました。ありがとうございます。

町道を認定するに当たった経緯というんですか、特別養護老人ホームの計画ができて、水

が浸水するという事はもう早くから分かっていたことだと思います。避難路が非常に重要ですので、避難路が必要だということも、多分できたときから、2階建て、3階建てに建物を計画変更するという段階から当然分かっていたということでもあります。これについて反対するものではありませんけれども、その経緯を、現在、もっと早めに町道に認定して舗装工事なりをやる必要があったんじゃないかと。完成が来年の3月と間もない時期になって、今出てきたのがちょっと……。もう当初から分かっていたことで、あと地元の要請等があって、ここまで延びてしまったのかとか、その辺の経緯がありましたら教えてください。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 健康福祉課のほうから、この時期になってしまった経緯ということなんですけれども、まず建設が確実に実施できるというのが分かったのは、やはり入札が行われて建設が確実にできるという段階になったのが、その時点だと思いますので、現在に至っているものと考えます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「議長、議長」の声あり）

○議長（麻生 勇君） ごめんね。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 本件について、地元の要請があったかというようなお話だったと思いますけれども、この件につきましては、町が町道認定をするというような考えの下、進めております。といつつも、地元の方、区長さんにはお話をさせていただいて、同意書を頂いた上で今回提案をさせていただいているところでございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 現場を見てきました。農道でございますね。すごく軟弱というか、これは町道認定ということになると、ある程度強度とか、幅が狭いので一方通行にするとか、そういう政策ができますが、予算的にはどのぐらいかかりそうですか。反対ではないです。ただ、その内容。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 舗装に係る事業費というような話かと思いますが、次の補正予算のほうでちょっとお話しさせていただきますけれども、ここでは今議員のおっしゃる

とおり農道でございまして、開設以来、砂利道かなというところでございます。そのため、今回どのくらい事業費がかかるのか、そのために次の補正予算のほうで調査費を計上させていただいております。その調査をした上で、どのくらいの舗装構成が必要なのかどうか、それを見極めた上で計画を立てて、どのくらい事業費が必要なのかを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（麻生 勇君） ほかに。

6 番吉野僖一君。

○6 番（吉野僖一君） 現場を見ますと、やはり行き違いというのは、ちょっとあの幅だと難しいと思うんですね。だから、ところどころ、そういう行き違いの場所を設けるかどうか、その辺はどう考えていますか、一方通行にするか、その辺。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今、町道認定の幅員のほうで書いてあるとおり、全幅で4メートルから5メートルということで、かなり狭いといえますか、あわよくば行き違いができるかなど。ただ、現在考えているのは、最低限の舗装をして、避難のときに迅速に避難できるようにというふうな考えでおります。ということで、土地を買って広げようとか、そういう考えは現在のところ持ち合わせしておりません。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第8、議案第31号 令和4年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第31号の説明をさせていただきます。

議案つづり31ページをお願いします。

令和4年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億733万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億3,992万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、第2表、地方債補正から説明をさせていただきますので、35ページをお開きください。

第2表、地方債補正、変更。表内の起債の限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。起債の目的、道路整備事業債、限度額5,930万円を9,020万円に、3,090万円増額するものでございます。これは町道堀切線の堀切橋の補修工事の不足分として追加する工事費に充当するものでございます。

次に、事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により補正予算の説明をさせていただきます。38ページ、39ページをお願いします。

2、歳入。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金1,148万円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に対するものでございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金8,959万2,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

実施事業として、今回の補正予算では、原油価格、物価高騰などによる町民生活等の支援として、町民1人当たり5,000円分の地域通貨ポイントの付与、保育園と小中学校給食の食材費の値上げの対応、子育て世帯や住民税非課税世帯等の支援、感染症予防対策やウィズコロナ、アフターコロナの新しい生活様式等への対応として、防災情報配信システムの導入、公衆トイレの改修、義務教育環境の整備などを予定してございます。

目2民生費国庫補助金3,096万8,000円の増額補正は、子育て世帯生活支援特別給付及び子育て世帯等臨時特別支援に係る事業費と事務費の補助金でございます。

目3衛生費国庫補助金2,223万8,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に対するものでございます。

目5教育費国庫補助金135万円の増額補正は、町内の公立学校3校で実施する感染症対策等への補助金でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金60万4,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る医療従事者への補助金でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目3ふるさと創生基金繰入金8万6,000円の増額補正は、桜台区の集会施設改修助成事業へ充当するものでございます。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金2,012万1,000円の増額補正は、収支の均衡を図るため、前年度繰越金を充てたものでございます。

款22町債、項1町債、目2土木債3,090万円の増額補正は、地方債補正で説明しました町道堀切線の堀切橋の補修工事に充当するものでございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。

3、歳出。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費117万7,000円の増額補正は、新型コロナウイルスの交付金を活用して実施する感染予防対策で、公共施設のパーティションの購入と中庁舎屋上の外壁のタイルの調査でございます。

目6企画費4,518万1,000円の増額補正は、企画事務費では、千葉工業大学が実施する大多喜町の景観に関する特性や課題等の調査に対する謝礼、地域通貨事業は、新型コロナウイルス感染症対策の交付金事業として、原油価格や物価高騰の影響を受けた町民生活の支援と地域経済活性化のため、町民1人当たり5,000円の地域通貨の発行とそれに係る事務費でございます。

いすみ鉄道対策事業は、同じく新型コロナ交付金事業として、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が低迷しているいすみ鉄道の支援と、外出機会の減っている町民の方に、人気のレストラン列車を負担が少なく楽しんでもらうことを目的に、費用の2分の1を補助するものでございます。

目8諸費1,088万円の増額補正は、コミュニティ育成事業は桜台区の集会施設の改修工事、子育て世帯臨時特別給付金事業還付費は令和3年度実績による国の補助金の返還でございます。

項2徴税費、目2賦課徴収費74万8,000円の増額補正は、地籍調査の登記完了による地図情報システム、地番図の登記情報の修正でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費3,483万1,000円の増額補正は、子育て世帯等臨時特別支援事業は、国の支援制度で住民税非課税世帯等に対する支援で、令和3年度非課税世帯で未受給世帯、令和4年度非課税世帯で令和3年度未受給世帯等に対する1世帯当たり10万円の支援でございます。

次の生活困窮者等支援事業は、次のページをお開きください。この事業は新型コロナの交付金事業で、住民税非課税世帯等に対し国が実施する支援に、町で1世帯当たり1万円を上乗せして給付するものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費1,304万2,000円の増額補正は、子育て世帯への支援で、子育て支援給付金事業は新型コロナ交付金事業で、児童1人当たり5,000円の児童手当への上乗せ給付と、児童扶養手当受給者と準要保護世帯については、1人当たり2万円を給付するものでございます。

子育て世帯生活支援特別給付金事業は、国が実施する新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の子供1人当たり5万円の特別給付でございます。

目3母子福祉費30万5,000円の増額補正は、新型コロナ交付金事業で、新型コロナウイルスに感染または濃厚接触となった幼児、児童等の看護により収入が減少した保護者に対しての支援でございます。

目4児童福祉施設費134万7,000円の増額補正は、新型コロナ交付金事業で、原油価格や物価高騰の影響を受ける保育園の給食の材料費の増額でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費3,562万1,000円の増額補正は、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制確保事業と、次のページをお願いします。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は、実際の接種に係る医師、看護師の謝礼と接種の委託料で

ございます。

目 3 環境衛生費100万円の増額補正は、水道未普及地域で家庭用飲用の井戸等の整備に対する補助金で、今年度当初予算で3件分措置してありましたが、5月中に2件の申請があり、今後の追加申請に対応するため増額するものでございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費15万1,000円の増額補正は、農地の集積、集約化を推進するため、農業委員等が使用するタブレットパソコンの消耗品と通信費及びシステムの使用料でございます。

目 3 農業振興費86万4,000円の増額補正は、新型コロナの交付金事業で、遊休農地等の有効活用のため、新たな農作物の開発等に対する費用の増額でございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費370万6,000円の増額補正は、新型コロナ交付金事業で、養老溪谷葛藤地先の公衆トイレの改修に係るものでございます。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路新設改良費50万円の増額補正は、先ほど町道認定されました田丁下屋敷線の舗装に必要な路盤の強度等の調査でございます。

目 4 橋梁維持費3,098万円の増額補正は、地方債補正で説明させていただきました町道堀切線の堀切橋の補修工事で、路線全体が狭く、特に橋自体とその前後が狭いため、施工に必要な工事費の不足分を増額するものでございます。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 4 災害対策費1,861万5,000円の増額補正は、新型コロナ交付金事業で、災害等の緊急情報や行政情報について、双方向かつ多言語で運用できる情報配信システムを導入しようとするものでございます。

次のページをお開きください。

款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費321万1,000円の増額補正は、小学校施設管理事業は新型コロナの交付金事業で、小学生に1人1台整備したタブレットパソコンの利用に対し、机の天板の拡張キットを購入し、学習環境の整備をしようとするものでございます。

その下の学校管理事業の西小と大小は、国の感染症対策等の学校教育活動継続支援事業で、各学校で感染症対策に必要な消耗品や備品の購入でございます。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費90万5,000円の増額補正は、小学校と同じく国の感染症対策等の学校教育活動継続支援事業で、中学校における感染症対策に必要な消耗品や備品の購入でございます。

目 2 教育振興費53万6,000円の増額補正は、新型コロナの交付金事業で、原油価格や物価高騰の影響を受ける三育中学校の生徒の給食材料費購入に対する補助金でございます。

項4 社会教育費、目2 公民館費36万円の増額補正は、中央公民館の空調設備の修繕でございます。

項5 保健体育費、目3 学校給食費337万9,000円の増額補正は、新型コロナ交付金事業で、原油価格や物価高騰の影響を受ける町立の小中学校の児童・生徒の給食材料費購入の増額でございます。

以上で議案第31号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番森久君。

○10番（森 久君） 1点教えていただきたいと思います。補正予算に至った経緯です。環境変化とか、新たな政策とか、災害発生とか、こういったことに対応して補正予算というのは分かりますけれども、3月の本予算の段階で計上しておいてもよかったのではないかな、できたのではないかな、そういうものも散見されるように思います。この間の事情について教えていただければ幸いです。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 補正に至った経緯といいますか、今回の補正予算としましては、令和4年度になりまして、まず第一として、新型コロナウイルスの感染症対策として新たな交付金の、町というか全国の市町村に対して交付の決定が決まったことにより、それに対する対策として原油価格、物価高騰による生活支援というところと、あと従来のコロナの感染症対策として必要なものの補正予算を追加でさせてもらうのが一番大きなものです。

それにあわせて、昨年予算化してあった町道の改良工事については、その後の工事の執行に向けて入札などを実施してきましたが、それについて現場の状況などから事業執行に当たり不足する予算の追加が必要になったために、今回補正予算で措置をさせていただいた、それらが大きなものとなっております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 41ページのいすみ鉄道対策事業、これの50万の件です。いすみ鉄道利用増大対策事業補助金は、新年度予算でもこの項目で何百万か計上されていると思います。

この説明の中で、利用者が激減しているのも、いすみ鉄道の利用者増大と、あと外出支援、お年寄りの方が中心に、お年寄りの方々を外出支援により、なかなか出る機会がないので、その支援のためにこれを行うんだと、本当に大変うれしく思います。なかなかお年寄りの方が、本当に私の知り合いのお年寄りもコロナの影響で、もう2年も3年もうちに閉じ籠もっているよというような状況で、こういったのがあって、いすみ鉄道にもう長年乗った人もいないでしょうから、ぜひお年寄りのためにと、外出支援ということでやっていただけるものと思ってうれしく思います。

それと、あともう一つ、この50万円の内訳がどのような内訳で50万なのかということ、内訳についても併せてご説明願います。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまのいすみ鉄道の支援等の補助金の関係でございますけれども、こちらは今回コロナの交付金事業ということで、予算のほうを計上させていただいております。

内容といたしましては、いすみ鉄道のほうの運営支援も含めた形の、あとはいすみ鉄道のイベント列車でありますレストラン列車、こちらの列車のほう、町民の方はふだんあまりレストラン列車を利用されていないかと思っておりますけれども、コロナの関係で外出等も控えているところがございます。通常の月2回のレストラン列車というのは、町外の方がメインでやっているかと思っておりますので、今回町内の方を限定としてレストラン列車に乗っていただいて、いすみ鉄道の車窓から、ふだんとは違ったことで利用していただければ皆さんもよいではないかなということで要求させていただきました。

予算のほうの内訳といたしましては、レストラン列車の現在の1人当たりの利用料というんですか、料金が4月から1万8,000円になっています。1万8,000円ですね。4月までは1万6,000円だったんですが、やはりコロナの影響で1万6,000円から1万8,000円になりましたので、1万8,000円の半分を支援いたしまして町民の方に乗っていただきたいということです。あと、残りはチラシ等を作るための消耗品、印刷製本費になっています。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 本当に外出を控えているお年寄りの方にとっては、ちょっと金額が1人当たり高いかと思いますけれども、お年寄りの方がそれで楽しんでいただければ非常にうれしいかなと個人的には思っています。最初はどうか、9,000円を渡すのはどうかという強い思いがあったんですけども、今のご説明で、外出を控えているお年寄りの方が元気になるためにやるんだというご説明があって、大変うれしく思っているところでございます。

再度の確認で、この9,000円、今までコロナの交付金という、生活に困っている方を中心に、コロナの地方創生のお金を配ることが多かったことかと思えます。じゃ、このいすみ鉄道の利用増大のお金も、そういった方々を中心にやるということによろしいですね。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 今回の補助金につきましては、いすみ鉄道のほうに直接補助するような形で、そこで利用者の方が負担を少なく募集していただくというような企画でございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません、45ページ、一番下の防災無線維持管理費でございますけれども、先ほどから防災アプリ等の導入ですとか、双方向というようにお話がちょっと出ていたんですが、これは使用する方の対象というのは誰なのか、またどのように活用していくものなのか詳細説明をお伺いしたいのと、またこれの導入において、実際にいつ頃から使えるようになるのか、その辺の見通しがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

まず、予算のほう分かりづらいところではございますが、45ページ、防災無線維持管理費、この上の保守委託料、こちらにつきましては、そのシステムの運用保守に係る予算でございます。パソコンシステム導入委託料、こちらが地域情報配信システム、先ほど来、一般質問でもお答えをさせていただきましたが、その構築に係る費用でございます。

このシステムにつきましては、どういうものかといいますと、私、今お手元にあるんですけども、携帯電話で普通にPlayストアとかでアプリをダウンロードしていただくと、町の基本的な防災情報は全て見られるというような形になっております。先ほど来プッシュ通知とかと言っていますけれども、携帯に勝手に今日の天気は何だとか云々だとかという通

知が来ると思いますが、そのような機能も備えているところでございます。また、逆に言えば、今警報が発生しましたとか、今この道が崩れていましたとか、そういう形のものも逐次配信できるようなシステムを構築したいという考えでおります。

これにつきまして、先ほど来から、一方的に町がその情報を流すだけではなく、必要な情報を町民の方から、またいただけるような形も構築したいと考えております。一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、アンケート等もそれでできるような形になっています。先ほど一般質問でございましたけれども、この防災アプリに触れていただくことによって、こちらも一方的に備蓄品はちゃんと準備できていますかとか、そういうお知らせも逐次できるような形を考えております。その構築に係る金額が、一応このような金額で予算を計上させてもらっております。

これはあくまでも防災だけではなく、町の行政情報も配信できるような形で、今のところ、ある程度のメニューだけしかその中には組み込めないような形にはなっておりますけれども、また必要な予算を頂くことによって、いろいろなものがそのアプリの中に構築できるというようなものになってございます。

実際、運用がいつからということでございますが、本年度いっぱいをかけて、この構築をしていければなど。ご予算を皆様に議決いただいた後、当然動くわけでございますが、本年度中にこのシステムの構築をして、早期に導入できればなどという考えで提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 7 番山田久子君。

○7 番（山田久子君） そうしますと、これはアプリを導入すれば全町民の方も対象になるということで、あと直接防災に、先ほど崖崩れ等も対象で連絡ができたとかという話もあったんですけども、例えば今、行政情報なんかも流せますという話の中で、双方向ということでございましたので、日常的に、特段大雨が降ったとか台風じゃなくても、道路に穴が空いていましたとか、たまたま木が 1 本倒れていましたみたいな情報というものもあると思うんですけども、そういった平時のときでも、このアプリを使ってご連絡することができるようなものになっていくのかどうか、その辺はどのような形になる予定でしょうか。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 今議員さんがおっしゃったとおり、双方向という形で使えるようにはなっておりますけれども、まずは有事の際、また今、道路の関係がございましたけれど

も、そういうような危険箇所のものを受け付けるようなことをまず構築したいなということでは考えております。ただ、やはりこのアプリを使用することによって、今まで以上に情報のやり取りが非常に多くなるというところもあります。ですから、そこら辺の運用的なものも勘案しながら関係課と協議を重ねて、よりよい情報システム、アプリの導入に努めたいという感じで考えております。

あと、町民の方はもちろんのことなんですけれども、これはまだ構築が確実に確定したわけではございませんけれども、将来的なところの運用にはなるとは思いますけれども、親御さんだけが本町にいて、子供さんたちは他町、都会に行っていると、そういうような方たちも実は安否確認ができるようなところまで運用が拡大できるような形になっていけば非常によろしいのではないかなというところでも、今考えさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 7 番山田久子君。

○7 番（山田久子君） そうしますと、システムの構築の内容については、ある程度町で任意的にいろいろと考えて取り組むことができるようなアプリになっている、アプリというのかな、制度になっているというか、そういうふうに考えさせていただいていいものなんだろう。A という会社で決まったものではなくて、町独自でプラスアルファで構築していくことができるようなものになっていくアプリなのかというところで伺いできれば。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 今議員さんからご質問があったとおり、いろいろな情報のやり取り、媒体が、またアプリとして使えればいいんですけれども、やはりこのアプリの会社が、ある程度は実は国内では限られているようなところでございます。今いろんな情報とか、いろんなやり取りをやるためには、そのデータを構築するための企業の準備というか大きさがないと、実はアプリの運営自体はやはり厳しいところのようですね、実際のところ。ですから、いろんなアプリはあっても、当初はやっていたんだけど、やはりビッグデータを管理しなければいけない、要するに構築しなくちゃいけないというところで、撤退しているというようなところもあるそうでございます。

今のところは、ある程度決まった部分で導入するような形ではございますが、今回参考見積りをいただいたところは、全国50市町村程度でもう既に導入実績があるところでございますので、当然のように、そこら辺を勘案しながら、必要な情報等のやり取りができるものの構築ができていければなという考えでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） すみません、ありがとうございます。

45ページ、堀切橋のことですが、せんだって資料を頂きまして、踏切が狭いということ、踏切道路、次のカーブのところも狭いからと。もう一つの本当の一番狭いところがあるんですよね。ちょうど橋の手前のあそこのところは、昔、鉄道の官舎があったところなんですよ。今、地主さんが一番ごねているところは、ちょっと高台になっているんですよ。あれを平らにして、個人で平らにするというのは大変なことなので、そこら辺は話合いで、地主さんと、平らにして、この残土は橋の向こうの道を広げるのに使うとか、話合いで何とかならないんですかね。

この橋が昭和36年3月完成、今年で61年経過しているんですよ。この間、山口さんが現場を見に来てくれまして、この前の台風で大分橋脚が危ない状態なので、まして橋から奥のほうは地主さんたちが皆、道路を広げる、あれはオーケーなんだって、手前が本村の地主さんで、そこら辺の、だからやはり行政が間に入って、うまく話をまとめてくれると一番いいんですけれども、せっかくやるのであるから。もう一回地主さんにこれを説明して何とかできないか、その辺をちょっとお願いします。

○議長（麻生 勇君） どうするの、やるの。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 取りあえず、地権者の方についてはいろいろとありますので、ここでの答弁は控えさせていただきますけれども、現在ここに出している予算の中で、取りあえず橋の悪いところ、これを修繕してまいりたいというふうに考えております。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） それこそ今、吉野君が質問した堀切橋の件なんですけれども、8,500万強という多額な予算が組まれております。この件に関しては、並々ならぬ建設課長の長年の思いで、やっと議会のほうに議案を提案してきたと思います。しかしながら、我々議員の中でも費用対効果を考えたらどうかなということで、この件は課長の答弁は要りませんので、吉野課長が一生懸命になってやった結果だと思っていますから、町長、これからこういう問題が、やっぱり費用対効果の問題がいっぱい出てくると思うんです。町長のお考えはどうでしょうか。厳しいですか、町長。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（平林 昇君） 確かに費用対効果ということでは、クエスチョンの部分もあると思います。

これは、こういうところではしてはいけない話なんだと思いますけれども、各地域地域、かなり歯抜けの状態、昔はたくさんの住民の方がいらっしゃった。1人抜け、2人抜けということで、その地域の住民の数の方が減ってしまった。でも、インフラ的にはしっかりとしないと、そこが機能しなくなってしまう。そういうことは、今後多分たくさん出てくるのかなというふうにも考えております。

そのためにも、集落支援員の方たちに今一生懸命空き家を探していただいて、そこが住めるようになるかどうかとかいう形になっていますので、根本議員のほうから船子地先はとても便利だよという話がありましたけれども、船子地先だけに限らず、やはり今まで居住されていたところというのは、基本的には生活インフラそのものはある程度整っているはずでございますので、そういうところになるべく多くの人が行っていただいて、共有するインフラを直すにも、費用対効果としても十分対応できるよねというような形にできればしていきたいなというふうに思っております。

ただ、あまり何もしないうちから先の心配をしても、なかなかしようがないかなと思ったりもしていますので、その都度、その場その場では皆様とご相談させていただきながら、どういう形が一番いいのかということは、今後とも検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（麻生 勇君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、明日8日から9月30日まで休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

よって、明日8日から9月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（麻生 勇君） 本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 2時16分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 麻 生 勇

署 名 議 員 末 吉 昭 男

署 名 議 員 根 本 年 生